

第3編 災害応急復旧計画

第3編 災害応急復旧計画 目次

第3編 災害応急復旧計画	応急- 1
1 災害対策本部体制表	応急- 2
2 特命班	応急- 6
3 各施設管理者等における分掌事務	応急- 7
4 各部各班の応急対応業務	応急- 8
第1部 震災応急復旧計画	応急-11
第1章 初動態勢	応急-13
第1節 市職員の初動態勢	応急-13
第2節 市災害対策本部の組織・運営	応急-16
第3節 防災機関の活動体制	応急-20
第2章 情報の収集・伝達	応急-21
第1節 情報連絡態勢	応急-21
第2節 被害状況等の報告態勢	応急-25
第3節 安否不明者の情報収集	応急-31
第4節 広報及び広聴活動	応急-32
第5節 災害時の放送要請	応急-34
第3章 応援協力・派遣要請	応急-35
第1節 応援協力	応急-35
第2節 応援要請	応急-35
第3節 自衛隊への災害派遣要請	応急-36
第4節 受援	応急-39
第4章 警備・交通規制	応急-41
第1節 警備活動	応急-41
第2節 交通規制	応急-41
第5章 緊急輸送対策	応急-43
第1節 輸送拠点	応急-43
第2節 緊急道路障害物除去等	応急-44
第3節 輸送車両等の確保	応急-45
第4節 人員及び救援物資等輸送計画	応急-47
第6章 救助・救急対策	応急-49
第1節 救助・救急活動態勢等	応急-49
第2節 安否不明者の捜索	応急-50
第7章 消防活動・危険物対策	応急-51
第1節 震災消防活動	応急-51
第2節 危険物取扱施設等の応急措置	応急-54
第8章 医療救護等対策	応急-55
第1節 医療情報の収集伝達	応急-56
第2節 初動医療態勢	応急-58
第3節 負傷者等の搬送体制	応急-63
第4節 保健衛生	応急-65
第5節 防疫	応急-67
第9章 避難者対策	応急-69
第1節 避難態勢	応急-69
第2節 避難所の開設・運営	応急-72
第3節 要配慮者の安全確保	応急-75

第4節	外国人支援対策	応急-75
第5節	在宅避難者等への対応	応急-76
第6節	動物救護	応急-76
第10章	帰宅困難者対策	応急-77
第1節	地震発生後の初動対応	応急-77
第2節	事業所における帰宅困難者対策	応急-78
第3節	学校等における児童・生徒等の安全確保	応急-78
第4節	集客施設等の利用者保護	応急-78
第5節	帰宅ルール等による安全な帰宅の推進	応急-79
第6節	徒歩帰宅者の支援	応急-80
第11章	飲料水・食料・生活必需品等の供給	応急-81
第1節	飲料水の供給	応急-81
第2節	食料の供給	応急-83
第3節	生活必需品等の供給	応急-84
第4節	備蓄・調達物資の輸送	応急-85
第5節	救援物資の募集	応急-85
第12章	災害廃棄物処理	応急-86
第1節	災害廃棄物処理計画	応急-86
第2節	組織体制	応急-87
第13章	遺体の取扱い	応急-88
第1節	遺体の捜索、収容、検視・検案等	応急-88
第2節	火葬等	応急-93
第14章	ライフライン施設の応急・復旧対策	応急-95
第1節	水道施設	応急-96
第2節	下水道施設	応急-97
第3節	電気施設	応急-97
第4節	ガス施設	応急-99
第5節	通信施設	応急-100
第15章	公共施設等の応急・復旧対策	応急-101
第1節	公共土木施設等	応急-101
第2節	社会公共施設等	応急-102
第16章	応急生活対策	応急-105
第1節	被災住宅の応急危険度判定	応急-106
第2節	被災宅地の応急危険度判定	応急-106
第3節	家屋・住家被害状況調査等	応急-107
第4節	被災住宅の応急修理	応急-109
第5節	応急仮設住宅の供給	応急-109
第6節	被災者の生活確保	応急-111
第7節	応急教育	応急-112
第8節	応急教育・保育の実施	応急-112
第9節	中小企業への融資	応急-113
第10節	農林漁業関係者への融資	応急-114
第11節	労働力の確保	応急-114
第12節	義援金品の配分	応急-115
第17章	災害救助法の適用	応急-116
第1節	災害救助法の適用	応急-116
第2節	救助実施体制	応急-118
第18章	激甚災害の指定	応急-119

第1節	激甚災害指定手続	応急-119
第2節	激甚災害に関する調査報告	応急-119
第3節	激甚災害指定基準	応急-120
第4節	局地激甚災害指定基準	応急-120
第5節	特別財政援助等の申請手続等	応急-120
第6節	激甚法に定める事業及び関係局	応急-120
第2部	風水害応急復旧計画	応急-121
第1章	初動態勢	応急-123
第1節	市職員の初動態勢	応急-123
第2節	市災害対策本部の組織・運営	応急-125
第2章	情報の収集・伝達	応急-126
第1節	情報連絡態勢	応急-126
第2節	災害予警報等の伝達	応急-127
第3節	被害状況等の報告態勢	応急-128
第4節	広報及び広聴活動	応急-129
第5節	災害時の放送要請	応急-131
第3章	応援協力・派遣要請	応急-131
第4章	水防対策	応急-132
第1節	水防情報	応急-132
第2節	水防機関の活動	応急-133
第5章	警備・交通規制	応急-136
第1節	警備活動	応急-136
第2節	交通規制	応急-137
第6章	緊急輸送対策	応急-138
第1節	緊急車両等の確保	応急-138
第7章	救助・救急対策	応急-138
第1節	救助・救急活動態勢等	応急-138
第2節	安否不明者の捜索	応急-138
第8章	医療救護等対策	応急-139
第9章	避難者対策	応急-139
第1節	避難態勢	応急-139
第2節	避難指示等の判断・伝達	応急-140
第3節	避難所の開設・運営	応急-142
第4節	要配慮者の安全確保	応急-142
第5節	外国人支援対策	応急-142
第6節	在宅避難者等への対応	応急-143
第7節	動物救護	応急-143
第10章	飲料水・食料・生活必需品等の供給	応急-143
第11章	災害廃棄物処理	応急-143
第12章	遺体の取扱い	応急-143
第13章	ライフライン施設の応急・復旧対策	応急-143
第14章	公共施設等の応急・復旧対策	応急-143
第15章	応急生活対策	応急-143
第16章	災害救助法の適用	応急-143
第17章	激甚災害の指定	応急-143
第3部	大規模事故災害応急復旧計画	応急-145
第1章	航空機事故対策	応急-147
第1節	航空事故等応急活動体制	応急-147

第2節	関係防災機関の救援活動態勢	応急-148
第2章	危険物事故対策	応急-150
第1節	危険物事故応急対策	応急-150
第3章	その他の大規模事故対策	応急-155
第1節	道路・橋りょう事故災害対策	応急-155
第2節	ガス事故	応急-156
第3節	原子力災害対策	応急-157
第4節	CBRNE災害対策	応急-158
第4章	火山災害対策	応急-159
第1節	情報の収集・伝達	応急-159
第2節	交通・ライフラインの応急対策	応急-161
第3節	宅地等の降灰処理	応急-161
第4節	その他の対策	応急-161
第5章	複合災害への対応	応急-163
第1節	想定しうる複合災害	応急-163
第2節	複合災害に備え留意すべき事項	応急-163

武蔵村山市災害対策本部

- 1 災害対策本部体制表
- 2 特命班
- 3 各施設管理者等における分掌事務
- 4 各部各班の応急対応業務

1 災害対策本部体制表

部の名称	部長に 充てる職	班の名称	班長に 充てる職
災害対策部	総務部危機管理担当部長	本部班	危機管理課長
総務対策部	総務部長	総務契約班	総務契約課長
		文書法制班	文書法制課長
		職員班	職員課長
		選挙・監査班	選挙管理委員会事務局長
企画財政対策部	企画財政部長	秘書班	秘書課長
		広報・プロモーション班	広報・プロモーション課長
		企画政策班	企画政策課長
		財政班	財政課長
行政改革・デジタル推進対策部	企画財政部行政改革・デジタル推進担当部長	デジタル推進班	デジタル推進課長
市民対策部	市民部長	市民班	市民課長
		保険年金班	保険年金課長
		課税班	課税課長
		収納班	収納課長
協働推進対策部	協働推進部長	協働推進班	協働推進課長
		産業観光班	産業観光課長
環境対策部	環境部長	環境班	環境課長
		ごみ対策班	ごみ対策課長

優先度	分掌事務	開始時期と参考人員			
		24h 以内	72h 以内	7日 以内	8日 以降
1	本部長室及び災害対策本部会議の庶務に関すること。	3			
2	被災状況等の把握及び情報収集に関すること。	1			
3	災害対応の対策に関すること。	3			
4	災害に関する広報及び広聴の総括に関すること。	1			
5	消防団の参集状況、出動要請及び情報収集に関すること。	2			
6	東京都及び関係防災機関との連絡調整に関すること。	1			
7	本部連絡員及び本部派遣員に関すること。	1			
8	前各号に掲げるもののほか、災害対策の連絡調整に関すること。	1			
1	市の庁舎の被害状況調査及び保全に関すること。	2			
2	部内の連絡調整に関すること。	2			
3	車両の調達及び配車に関すること。	1			
4	災害対策用物資及び資器材並びに応急食糧等の契約に関すること。			2	
1	他班への応援に関すること。	1			
1	職員の服務及び給与等に関すること。	2			
2	受援（応援職員）に関すること。	2			
1	応急給水に関すること。		2		
1	本部長及び副本部長の秘書に関すること。	1			
2	災害に関する広聴に関すること。				4
1	報道機関との連絡調整に関すること。	2			
2	災害に関する広報に関すること。	1			
1	部内の連絡調整に関すること。	2			
2	災害復興方針及び計画に関すること。				1
1	災害応急対策及び復旧対策関係の予算に関すること。			2	
1	市の電子計算組織の保全に関すること。	2			
1	遺体の身元確認協力及び埋火葬許可証の発行に関すること。	2			
2	罹災証明書及び被災届出証明書の受付並びに発行に関すること。			8	
1	市民班への応援に関すること。	2			
2	国民健康保険税の減免及び納期限の延長に関すること。				1
3	後期高齢者医療保険料の減免及び納期限の延長に関すること。				1
4	国民健康保険の資格確認に関すること。				1
1	住家被害認定調査の実施及び準備に関すること		2		
2	部内の連絡調整に関すること。	2			
3	市税の減免及び納期限の延長に関すること。				1
1	課税班への応援に関すること。		6		
2	市税及び国民健康保険税の徴収猶予に関すること。				1
1	災害ボランティアセンターの設置及び運営支援に関すること。	2			
2	部内の連絡調整に関すること。	2			
1	農畜産業及び商工業の被害状況調査に関すること。	2			
2	物資輸送拠点の設営及び受入れに関すること。			2	
3	災害離職者の就業支援に関すること。				2
4	被災農家及び中小企業関係の融資に関すること。				2
1	部内の連絡調整に関すること。	2			
2	緊急避難場所の被害状況確認に関すること。		2		
3	動物救護（ペット対策）に関すること。		2		
1	災害廃棄物対策本部の設置及び運営に関すること。	2			
2	災害廃棄物の処理に関すること。		1		
3	被災地の清掃に関すること。		1		

部の名称	部長に 充てる職	班の名称	班長に 充てる職
健康福祉対策部	健康福祉部長	福祉総務班	福祉総務課長
		生活福祉班	生活福祉課長
		健康推進班	健康推進課長
高齢障害対策部	健康福祉部高齢・障害担当部長	高齢福祉班	高齢福祉課長
		障害福祉班	障害福祉課長
子ども家庭対策部	子ども家庭部長	子ども育成班	子ども育成課長
		子ども子育て支援班	子ども子育て支援課長
		子ども政策班	子ども政策課長
都市整備対策部	都市整備部長	都市計画班	都市計画課長
		交通企画・沿線・区画整理班	交通企画課長
建設管理対策部	都市整備部建設管理担当部長	道路下水道班	道路下水道課長
		施設班	施設課長
会計対策部	会計管理者	会計班	会計課長
議会対策部	議会事務局長	議会班	議会事務局次長
教育対策部	教育部長	教育総務班	教育総務課長
		給食班	学校給食課長
		文化振興班	文化振興課長
		スポーツ振興班	スポーツ振興課長
		図書館班	図書館長
学校教育対策部	教育部学校教育担当部長	教育指導班	指導・教育センター担当課長
消防対策部	消防団長	消防班	消防団副団長

優先度	分掌事務	開始時期と参考人員			
		24h 以内	72h 以内	7日 以内	8日 以降
1	避難行動要支援者に係る情報収集の統制に関すること。	2			
2	災害ケースマネジメントの統括に関すること。				2
3	災害弔慰金の支給に関すること。				1
4	義援金品の受領及び配分に関すること。				1
1	遺体の搬送及び収容に関すること。	2			
2	部内の連絡調整に関すること。	2			
3	災害ケースマネジメントの支援に関すること。				4
1	緊急医療救護所の開設・運営支援に関すること。	4			
2	医療救護活動拠点及び災害薬事センターの開設並びに運営に関すること。	2			
3	避難所からの感染者等の受入れに関すること。	2			
4	防疫その他保健衛生に関すること。			1	
5	保健師班の編成及び統括に関すること。	1			
1	要配慮者(高齢者)に関する情報収集及び報告に関すること。	2			
2	協定及び指定福祉避難所(高齢者)開設のための関係機関との調整に関すること。	2			
3	要配慮者(高齢者)に対する支援に関すること。	2			
4	部内の連絡調整に関すること。	2			
5	健康福祉対策部への応援に関すること。	1			
1	要配慮者(障害者)に関する情報収集及び報告に関すること。	2			
2	協定及び指定福祉避難所(障害者)開設のための関係機関との諸調に関すること。	2			
3	要配慮者(障害者)に対する支援に関すること。	2			
4	健康福祉対策部への応援に関すること。	1			
1	協定及び指定福祉避難所(乳幼児、妊産婦、要支援児童等)開設のための関係機関との調整に関すること。	2			
1	要配慮者(乳幼児、妊産婦、要支援児童等)の支援に関すること。	2			
2	助産救護に関すること。			1	
1	部内の連絡調整に関すること。	1			
1	部内の連絡調整に関すること。	2			
2	被災宅地危険度判定に関すること。	2			
3	応急給水に関すること。		2		
4	応急仮設住宅の入居及び管理に関すること。				1
1	公共交通機関との連絡調整に関すること。	1			
2	帰宅困難者の情報収集に関すること。	1			
3	応急給水に関すること。		2		
1	公共土木施設の被害調査及び応急対策・復旧に関すること。	4			
2	水防及び排水活動に関すること。	2			
3	建設業協会との連携及び協力要請に関すること。	1			
4	部内の連絡調整に関すること。	2			
5	東京都水道局多摩水道改革推進本部及び東京都下水道局流域下水道本部との連絡調整に関すること。		1		
6	下水道工事事業者に対する協力要請に関すること。		1		
1	本庁舎等公共施設の保全及び補修に関すること。	2			
2	被災建築物応急危険度判定に関すること。	2			
3	応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理に関すること。			2	
1	応急対策及び復旧対策に必要な現金及び物品の出納に関すること。			2	
1	市議会との連絡調整に関すること。		1		
1	市立学校との情報連絡体制の構築に関すること。	2			
2	部内の連絡調整に関すること。	2			
1	避難所等への応急給食及び防災食育センターとの連絡調整に関すること。	2			
1	他班への応援に関すること。	1			
1	他班への応援に関すること。	1			
1	他班への応援に関すること。	1			
1	市立学校との情報連絡体制の構築に関すること。	2			
2	応急教育実施の計画及び指導に関すること。			2	
3	児童及び生徒に対する学用品の供給に関すること。				1
1	水害、火災その他災害の予防警戒及び防御に関すること。	1			
2	人命救助に関すること。	1			
3	死者及び行方不明者の捜索に関すること。	1			

2 特命班

(1) 特命班の設置

本部長は、必要と認めたときは、(2)に示す特命班を設置し、(3)に示す課長職から班長を指名し、所要人員に基づき職員を配置する。

(2) 特命班

名称	所要人員	内容	詳細
情報担当	4	市内全域の災害情報（関連通知の処理を含む）の集積、被害種別ごとの整理及び災害対策本部内での共有を行う。	ホワイトボードへの書き出し、時系列の作成、DIS入力担当への情報共有
調整担当	4	防災関係機関との連絡調整、応援職員の受入れ及び職員班と連携し受援に関する調整を行う。	東京都との連絡調整、関係機関からのリエゾン派遣に関する場所の確保、受援体制等の構築
被災者支援担当	4	被災者の情報を集積し、死者、行方不明者、家屋喪失者のカテゴリ分けを行い、収集整理された内容については、災害ケースマネジメントに活用する。	緊急医療救護所及び他機関からの情報収集、安否情報システムへの入力、DIS入力担当への情報共有
物資調達担当	4	情報担当や避難所からの情報を基に、必要な物資の支援要求や購入計画を実施する。	本部班と連携し物資支援システムや協定を活用し、必要な資機材や食料品を要求、購入する。

(3) 特命班の班長に充てる職

特命班の班長に充てる職は次の課長であって、施設管理業務がない課長から優先して指名する。

公共施設活用担当課長、文書法制課長、人材育成担当課長、出張所担当課長、児童担当課長、沿線まちづくり課長、区画整理課長、文化振興課長、スポーツ振興課長、図書館長、監査事務局長
--

(4) 特命班の解除

特命班の解除は、本部長が特命班設置の必要性が無くなったと判断した場合とする。

(5) 特命班の班長に関する代理者の指定について

本部長は、(3)に記載する者が何らかの事情により任務に就くことができない場合、係長の職にあるものから代理者を指定する。

3 各施設管理者等における分掌事務

実施主体	分掌事務	業務内容	24h 以内	72h 以内	7 日 以内	8 日 以降
各施設管理者 (指定管理施設 においては指定 管理者)	施設の利用者 の避難誘導に関 すること。	施設利用者の避難誘導を実施 する。	→			
各施設管理主管課	所管する施設 の被害調査に関 すること。	管理する施設の被害状況調査 を実施する。	→			
全職員	他班への応援 に関する事。	本部・特命班・部の調整担当 班が連携し応援が必要な部署へ の人員配置を行う。指示された 職員は当該班への応援を実施す る。	→			
全職員	避難所の運営 支援に関するこ と。	本部・特命班の指示により開 設中の避難所の運営支援（災害 対策本部との連絡調整）を実施 する。	→			
全職員	物資輸送に関 すること。	本部・特命班の指示により、 物資輸送を実施する。			→	
災害対策本部体 制の中で班長と して指名されて いない課長・担 当課長	所属する部の 部長の補佐に関 すること。	部長の補佐を行う。				

4 各部各班の応急対応業務

部名	班名	第1章 初動態勢	第2章 情報の収集・伝達	第3章 応援協力・ 派遣要請	第5章 緊急輸送対策	第6章 救助・救急対策	第7章 消防活動・ 危険物対策	第8章 医療救護等対策
災害対策部	本部班	応急-13	応急-21	応急-35		応急-49		応急-55
総務対策部	総務契約班	応急-13	応急-21		応急-43			
	文書法制班	応急-13						
	職員班	応急-13		応急-35				
	選挙・監査班	応急-13						
企画財政 対策部	秘書班	応急-13	応急-21					
	広報・プロモーション班	応急-13	応急-21					
	企画政策班	応急-13						
財政班	応急-13							
行政改革・デジ タル推進対策部	デジタル推進班	応急-13						
市民対策部	市民班	応急-13	応急-21					
	保険年金班	応急-13						
	課税班	応急-13						
	収納班	応急-13						
協働推進 対策部	協働推進班	応急-13						
	産業観光班	応急-13			応急-43			
環境対策部	環境班	応急-13						
	ごみ対策班	応急-13						
健康福祉 対策部	福祉総務班	応急-13						
	生活福祉班	応急-13						
	健康推進班	応急-13						応急-55
高齢障害 対策部	高齢福祉班	応急-13						
	障害福祉班	応急-13						
子ども家庭 対策部	子ども育成班	応急-13						
	子ども子育て支援班	応急-13						
	子ども政策班	応急-13						
都市整備 対策部	都市計画班	応急-13						
	交通企画・沿線・ 区画整理班	応急-13						
建設管理 対策部	道路下水道班	応急-13			応急-43			
	施設班	応急-13						
会計対策部	会計班	応急-13						
議会対策部	議会班	応急-13						
教育対策部	教育総務班	応急-13						
	給食班	応急-13						
	文化振興班	応急-13						
	スポーツ振興班	応急-13						
	図書館班	応急-13						
学校教育対策部	教育指導班	応急-13						
消防対策部	消防団	応急-13				応急-49	応急-51	

第9章 避難者対策	第10章 帰宅困難者対策	第11章 飲料水・食料・生活必需品等の供給	第12章 災害廃棄物処理	第13章 遺体の取扱い	第14章 ライフライン施設の 応急・復旧対策	第15章 公共施設等の応急 ・復旧対策	第16章 応急生活対策	第17章 災害救助法の適用	第18章 激甚災害の指定
応急-69								応急-116	応急-119
		応急-81							
							応急-105		
		応急-81							
							応急-105		
				応急-88			応急-105		
							応急-105		
応急-69									
		応急-81					応急-105		
応急-69									
			応急-86						
応急-69							応急-105		
				応急-88					
応急-69									
応急-69									
							応急-105		
応急-69									
応急-69		応急-81					応急-105		
	応急-77								
					応急-95	応急-101			
							応急-105		
応急-69	応急-77						応急-105		
		応急-81							
							応急-105		
				応急-88					

第1部 震災応急復旧計画

第1章 初動態勢

地震災害が発生した場合、市、関係機関及び市民は一致協力して応急対策等に努め、被害の発生、拡大を最小限にとどめる必要がある。

このため、国、都、市及びその他の公共機関は、防災対策の中核機能として、それぞれ災害対策本部を速やかに設置し、被災市民の救助その他の防災業務の遂行に当たることが必要である。

【応急・復旧活動フロー】

機関名	発災	1 h	24h	72h
	初動態勢の確立期		即時対応期	
災害対策本部 武蔵村山市	○本部の設置 ○情報収集 ○非常配備態勢の発令 ○指定要員等の参集 ○本部員・本部員代理の参集開始 ○一般職員の参集開始		○第1回本部審議（以後、適宜開催） ○都知事を通じた自衛隊の災害派遣要請 ○報道発表（以後、適宜発表） ○災害救助法の適用	
援助隊 広域緊急			○救援活動	

活動内容	活動開始目標				担当班等
	24時間以内	72時間以内	7日以内	8日以降	
第1節 市職員の初動体制	○				各部各班
第2節 市災害対策本部の組織・運営	○				
第3節 防災機関の活動体制	○				関係防災機関等

第1節 市職員の初動態勢（各部各班）

1 初動期における応急対策活動

地震の発生からおおむね72時間までは、救出救助、消火、医療救護、輸送路の確保など人命に係る応急対策活動に重点を置く。

2 職員配備態勢

市における震災応急対策活動に係る配備態勢は、次のとおりとする。

なお、夜間休日等の勤務時間外において震度4以上の地震が発生した場合は、次の表に区分される態勢が発令されたものとし、自動配備とする。

【職員配備体制】

種類	発令の時期	態勢	配備人員
情報連絡態勢	1 武蔵村山市に震度4の地震が発生したとき【自動配備】 2 総務部危機管理担当部長が必要と認めるとき	情報収集、緊急連絡態勢準備活動ができる態勢（危機管理課が対応）	・総務部危機管理担当部長 ・危機管理課
第1配備態勢	1 武蔵村山市に震度5弱の地震が発生したとき【自動配備】 2 その他の状況により市長又は本部長が必要と認めるとき	災害発生への防御措置、拡大防止措置に必要な準備	・総務部危機管理担当部長 ・危機管理課 ・都市整備部（必要人員）
第2配備態勢	1 武蔵村山市に震度5強の地震が発生したとき【自動配備】 2 その他状況により市長又は本部長が必要と認めるとき	数地域の局所的災害に直ちに対処でき、被災者の救援救護その他災害応急対策活動ができる態勢 必要に応じて災害対策本部の設置ができる態勢	・災害対策本部員 ・総務部危機管理担当部長 ・危機管理課 ・都市整備部 ・その他職員（必要人員） ・消防団
第3配備態勢	1 武蔵村山市に震度6弱以上の地震が発生したとき【自動配備】 2 その他状況により本部長が必要と認めるとき	全職員が参集し、災害対策本部を設置し応急復旧への対処ができる態勢 防災拠点初動要員*による避難所の開設	・全職員 ・防災拠点初動要員 ・消防団員

※防災拠点初動要員は、指定された場所（市立小中学校等）に参集し、避難所の開設及び情報連絡活動及び発災直後の応急対策に従事する。

(1) 配備態勢の特例

本部長は、災害の状況その他により必要があると認めるときは、特定の部に対して配備態勢の命令を発することができる。

(2) 配備態勢に基づく措置

各対策部長は、配備態勢の指令を受けたときは、あらかじめ定めた行動マニュアルに基づき、所属職員に対し必要な指示をしなければならない。

(3) 配備態勢の動員

各対策部長は、災害の状況及び応急措置の進捗状況等により、所属職員の動員人数を適宜増減することができる。

3 配備態勢の移行及び解除

市は、災害の拡大又は終息の状況に応じて、配備態勢の移行又は解除を行う。

配備態勢	態勢の移行、解除、本部の廃止
情報連絡態勢	総務部危機管理担当部長は、次の基準に達した場合、情報連絡態勢を解除する。 1 市及び都内市区町村において、情報連絡態勢の原因となった地震による被害が認められないとき。 2 情報収集・連絡の必要性がなくなったとき。
第1 配備態勢	市長は、次の基準に達した場合、第1 配備態勢を解除する。 1 第1 配備態勢の原因となった地震による被害が認められないとき。 2 災害防御活動の必要性がなくなったとき。 3 二次災害の拡大により、第1 配備態勢では対処しきれず、第2 配備態勢又は第3 配備態勢に移行する必要が生じたとき。
第2 配備態勢	市長は、次の基準に達した場合、第2 配備態勢を解除する。 1 第2 配備態勢の原因となった地震による被害が認められないとき。 2 局地的な被害の応急対策がおおむね終了したと認めるとき。 3 二次災害の拡大により第2 配備態勢では対処しきれず、第3 配備態勢に移行する必要が生じたとき。
第3 配備態勢	災害対策本部長は、次の基準に達した場合、第3 配備態勢を解除するとともに、災害対策本部を廃止又は移行する。 1 被害の応急対策がおおむね終了したと認めるとき。 2 災害拡大のおそれがなくなり、第2 配備態勢又は第1 配備態勢に移行するとき。

4 防災拠点における初動要員の確保

(1) 防災拠点

本市における防災拠点とは、避難所の施設のうち、食料などの備蓄物資や防災無線の整備がされていて、更に初動要員の参集拠点として位置付けられている小・中学校をいう。

(2) 初動要員の確保

市は、市内の小・中学校13か所を防災拠点として位置付け、発災後にその拠点に参集して初動活動に従事する「武蔵村山市防災拠点初動隊」を平成11年9月に結成させ、市内居住者を中心に発災初期の活動態勢に必要な人員を確保している。

(3) 初動要員の任務

- ア 市災害対策本部との通信連絡に関すること。
- イ 避難所周辺の被害状況の把握及び当該状況の市災害対策本部への報告に関すること。
- ウ 避難所施設の開放措置に関すること。
- エ 避難住民の受入準備に関すること。
- オ 備蓄物資保管場所等の確認に関すること。
- カ 避難住民との協力体制の確立準備に関すること。
- キ 避難所の運営管理に関すること。

第2節 市災害対策本部の組織・運営（各部各班）

武蔵村山市災害対策本部（以下「市災対本部」という。）の組織及び運営は、災害対策基本法、市災害対策本部条例（昭和41年村山町条例第16号）及び同条例施行規則（昭和44年村山町規則第18号）に定めるところによる。

1 市災対本部の設置及び廃止

(1) 市災対本部の設置

市長は、市域において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、災害対策活動の推進を図るため市災対本部を設置する。ただし、震度6弱以上の地震が発生した場合は、市災対本部を自動的に設置する。

その場合、建物の安全性を確認した上で、市災対本部は原則として市役所本庁舎に設置するものとする。

市災対本部を構成する部長の職にある者は、市災対本部を設置する必要があると認めるときは、総務部危機管理担当部長に市災対本部の設置を要請する。

総務部危機管理担当部長は、市災対本部設置の要請があった場合、その他市災対本部を設置する必要があると認められた場合は、市災対本部の設置を市長に要請する。

(2) 市災対本部の設置場所

原則として301会議室（市庁舎3階）に設置する。

なお、本庁舎に設置が困難な場合は、市民会館等に設置する。

(3) 市災対本部設置の通知等

ア 総務部危機管理担当部長は、市災対本部が設置されたときは、直ちにその旨を次に掲げる者に対して通知する。

- (ア) 副本部長、本部員
- (イ) 東京都知事（総務局総合防災部）
- (ウ) 北多摩北部建設事務所長
- (エ) 東大和警察署長
- (オ) 北多摩西部消防署長
- (カ) 武蔵村山市消防団長
- (キ) 隣接市町長
- (ク) 防災関係機関の長
- (ケ) その他本部長が必要と認めた団体の長又は代表者

イ 各部長等は、前記の通知を受けたときは、その旨を所属職員に対し周知徹底する。

ウ 企画財政部長は、市災対本部が設置されたときはその旨を報道機関に発表する。

エ 市災対本部が設置された場合は、庁舎玄関又は外部から確認できる場所に「武蔵村山市災害対策本部」の標示を掲出する。

(4) 市災対本部設置前の活動

市災対本部が設置される前又は設置されない場合における震災応急対策及び復旧対策の実施は、市災対本部が設置された場合に準じて処理する。

(5) 市災対本部の廃止

市災対本部長は、市域において災害が発生するおそれが解消したと認めるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、市災対本部を廃止する。

市災対本部の廃止の通知等は、市災対本部の設置の通知等に準じて処理する。

2 市災对本部の組織

- (1) 市災对本部は、本部長室、部（班）をもって構成する。
- (2) 本部長室は、本部長、副本部長、本部員で構成し、次の者をもって組織する。

本部長	市長
副本部長	副市長、教育長
本部員	部長、担当部長、会計管理者、議会事務局長、総務部危機管理課長、消防団長、その他本部長が指名する職員

- (3) 本部長は、災害応急対策のため必要があると認めたときは、現地災害対策本部を設置する。

3 本部長室の分掌事務

- (1) 本部の非常配備態勢の発令及び廃止に関すること。
- (2) 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
- (3) 避難情報に関すること。
- (4) 東京都及び関係防災機関に対する応援要請に関すること。
- (5) 他市町村との相互応援に関すること。
- (6) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用要請に関すること。
- (7) 自衛隊の派遣要請に関すること。
- (8) 公用令書による公用負担に関すること。
- (9) 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
- (10) 部班長会議の招集に関すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

4 本部長等の職務

- (1) 本部長は、市災对本部の事務を総括し、市災对本部の職員を指揮監督する。
- (2) 本部長は、必要と認めたときは特命班を設置し、班長を指名するとともに職員を配置する。
- (3) 本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。
- (4) 災害対策部本部班は、本部長の命を受け、各防災機関を総合調整するほか、災害対策本部体制表に基づく事務を行う。

5 職務の代理

市長（本部長）等に事故があった場合は、次のとおり職務を代理する。

(1) 市長（本部長）の職務代理

- ア 副市長
- イ 教育長
- ウ 総務部危機管理担当部長
- エ 武蔵村山市長の職務を代理する職員の順序を定める規則のとおりとする。

(2) 部長の職務代理

- ア 当該部の庶務担当課長
- イ 当該部の管理職で組織順

(3) 課長の職務代理

- ア 当該課の庶務担当係長
- イ 当該課の係長で組織順

6 本部連絡員

本部連絡員は、部長が部に所属する課長級の職にある者のうちからあらかじめ指名し、本部長並びに部相互間の連絡調整に当たる。

7 本部派遣員

- (1) 本部長は、特に必要があると認めたときは、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災関係機関の長に当該機関の職員の派遣を要請することができる。
- (2) 本部長は、派遣員に対し、会議への出席、資料や情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

8 本部員代理

本部員代理は、5、(2)のとおりとし、本部員に事故がある場合及び災害発生時に本部員である部長が参集するまでの間、本部員の職務を代理する。

9 災害救助法が適用された場合の体制

市の地域に災害救助法が適用されたときは、市本部長（市長）は、都本部長（都知事）の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する。

10 市災对本部の構成

【災害対策本部組織図】



第3節 防災機関の活動体制（関係防災機関）

1 責務

地震による災害が発生した場合、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は所管に関わる災害応急対策及び復旧対策を実施するとともに、都及び区市町村が実施する応急対策及び復旧対策が円滑に行われるよう、その業務について協力する。

2 活動体制

関係防災機関は、上記の責務を遂行するため必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備及びサービスの基準を定める。

第2章 情報の収集・伝達

災害時に各防災機関は、情報連絡態勢をとり、被害状況の把握、広報、広聴等を行う。

活動内容	活動開始目標				担当班等
	24時間以内	72時間以内	7日以内	8日以降	
第1節 情報連絡態勢	○				本部班
第2節 被害状況等の報告態勢	○				本部班、総務契約班、市民班
第3節 安否不明者の情報収集	○				本部班、市民班、東大和警察署
第4節 広報及び広聴活動	○				秘書班、広報・プロモーション班
第5節 災害時の放送要請	○				広報・プロモーション班

第1節 情報連絡態勢（本部班）

1 通信連絡系統

(1) 情報連絡態勢

機関名	内容
市	1 都本部に対する情報連絡は、東京都防災行政無線を使用する。 2 災害の状況により都本部に連絡することができない場合は、国の現地対策本部又は総務省消防庁等に対して直接連絡する。 3 地域防災無線又はその他の手段により、当該市の区域内にある関係防災機関及びその他重要な施設の管理者等との間で通信を確保する。 4 災害に関する情報の収集、伝達を円滑に処理するため、東大和警察署、北多摩西部消防署、ライフライン機関等の協力を確保する。 5 緊急を要する通信を確保し、又は有線通信の途絶に対処するため、非常（緊急）通話又は非常（緊急）電報及び非常無線通信を活用できるよう、NTT東日本㈱及び各施設管理者の協力を確保する。
東京都	1 東京都防災行政無線を基幹として、都各局保有の無線等の通信連絡手段により、関係防災機関と情報連絡を構築する。 2 国の現地対策本部、総務省消防庁、自衛隊、他府県等との情報連絡態勢を構築する。 3 地震計ネットワークを運用する。 4 緊急地震速報（警報） ^{※1} 、全国瞬時警報システム（J-ALERT） ^{※2} 、緊急情報ネットワークシステム（Em-NeT） ^{※3} 、災害情報共有システム（Lアラート） ^{※4} 等を利用する。
東大和警察署	各種の通信連絡手段を活用し、関係防災機関と情報連絡体制を構築する。
北多摩西部消防署	消防・救急デジタル無線、消防電話及び防災行政無線等により、各方面本部、他の消防署、消防団及び各防災関係機関と情報連絡体制を構築する。
その他の防災機関	それぞれの通信連絡系統の下、無線通信及び各種の連絡手段により通信連絡を行う。

※1 緊急地震速報（警報）

緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達等には間に合わない。

※2 全国瞬時警報システム(J-ALERT)

気象庁から送信される気象関係情報や、内閣官房から送信される有事関係情報を、人工衛星を利用して地方公共団体に送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動するシステム。消防庁からは、情報番号、対象地域コード情報等を送信し、全地方団体が受信する。地域コードに該当する地方団体のみにおいて、情報番号に対応するあらかじめ録音された放送内容の自動放送を行う。

※3 緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)

総合行政ネットワーク(LGWAN)を利用して、国(官邸)と地方公共団体間で緊急情報の通信(双方向)を行うもので、メッセージを強制的に相手側に送信し、迅速・確実に緊急を要する情報等を伝達する。この際、配信先へのアラーム等による注意喚起、メッセージの送達確認、添付資料の閲覧確認が可能である。なお、従来どおりFAXによる情報伝達も並行して行う。

※4 災害情報共有システム(Lアラート)

総務省が全国に普及促進しているもので、ICTを活用して、災害時の避難指示など地域の安心・安全に関するきめ細かな情報の配信を簡素化・一括化し、テレビ、ラジオなどの様々なメディアを通じて、地域住民に迅速かつ効率的に提供することを実現する情報基盤。

(2) 通信連絡態勢の確立

市及び防災関係機関は、地域防災行政無線を中心とした通信連絡態勢を次のとおり確立する。

ア 通信連絡責任者の選任等

市災対本部及び関係防災機関は、情報の収集、伝達に関する直接の責任者として正副各1名の通信連絡責任者を選任する。また、通信連絡責任者は、通信連絡事務従事者を指名する。

イ 連絡態勢の確保

市及び防災関係機関は、夜間、休日を含め、常時、都と通信連絡を開始できる体制の整備について検討する。

(3) 通信連絡窓口

ア 市災対本部設置前の通信連絡窓口

通常の勤務時間においては、総務部危機管理課が担当し、夜間休日等の勤務時間外において災害対策要員が参集するまでは、宿直室(総務契約課)が担当する。

イ 市災対本部設置後の通信連絡窓口

市災対本部への通信連絡は、特に定める場合を除き、市災対本部長室において処理する。その際、本部長室内又はその近くの適当な場所に、地域防災無線、電話等の通信設備を配備する。

(4) 通信連絡方法

通信連絡は、原則として以下の方法で行う。

ア 都との通信連絡

東京都防災行政無線の電話、FAX、データ端末及び画像端末を使用して行うものとする。この場合、可能な限り東京都災害情報システムのデータ端末で災害情報の入出力を行うものとする。

なお、通信網の多ルート化を進めるため、東京都防災行政無線に加え、衛星通信等最新の通信手段の活用も図る。

イ 関係防災機関等との通信連絡

武蔵村山市地域防災無線設置機関については、無線により通信連絡をとるものとし、その他の機関については、東京都防災行政無線（都の基地局）を経由するなどして、通信連絡の手段を確保する。

ウ 市各対策部との連絡

各対策部内で本部連絡員を定め、本部長室との連絡に当たるものとし、必要に応じ災害現場等に伝令を派遣し、可搬型無線機を使用して被害状況等の通信連絡を行うものとする。

2 市民等への情報伝達手段の整備・運用

(1) 市民への情報伝達手段

ア 武蔵村山市防災行政無線

同報通信方式により、市民に対して災害情報等を伝達するため、市役所内に基地局を設置し、固定系子局（屋外拡声器）を59か所整備している。また、防災行政無線による放送内容が聞き取れなかった場合の解決策の一つとして、無料自動音声応答サービス（資料33参照）を行っている。

イ 災害情報メール、緊急速報メール等

市は災害時に市民に情報伝達を行うため、災害情報メール、緊急速報メール、SNS、LINE、データ放送（Lアラート）、ケーブルテレビ・文字表示（㈱ジェイコム東京との災害協定）、Yahoo!防災（LINEヤフー㈱との災害協定）による情報提供体制を整備している。

ウ 車両による巡回広報

市職員による巡回広報や消防団、北多摩西部消防署及び東大和警察署と連携した巡回広報を実施する。

エ 緊急地震速報

緊急地震速報は、地震の発生を素早く検知し、震源や地震の規模、各地の震度等を短時間で推定し、地震による強い揺れが始まる数秒から数十秒前に、強い揺れが来ることを知らせることを目指した情報である。

なお、市内小・中学校13校には、平成24年度に緊急地震速報の受信機を導入し、予測震度4以上の緊急地震速報を受信した場合に校内に放送する体制を整備している。

オ 全国瞬時警報システム（J - ALERT）

市は、全国瞬時警報システム（J - ALERT）から送信された緊急地震速報等の情報を利用する。

なお、現在の全国瞬時警報システム（J - ALERT）は、予測震度5弱以上の緊急地震速報を受信した場合に、自動的に市防災行政無線を通じて市内に放送する体制をとっている。

(2) 関係機関への情報伝達手段

ア 防災行政無線（地域系）

市施設や消防・警察等の防災関係機関等との情報連絡のため、移動局として基地局3局、可搬局49局、携帯局58局、車載局31局の計141局を整備している。

イ 東京都防災行政無線

東京都防災行政無線は、総合的な防災行政無線網として、東京都防災センター、区市町村、警視庁、東京消防庁、気象庁、災害拠点病院、ライフライン機関、放送機関等の防災機関及び建設事務所、都立病院、水道施設等の都の主要出先機関との間に整備している。

また、電話、FAX機能のほか、データ通信、画像通信及び衛星通信を導入し、都全

域における防災情報通信ネットワークを構成している。

なお、都は無線局が被災した場合に備え、可搬型の衛星通信設備を整備している。

(ア) 東京都災害情報システム

平常時は、気象庁等からオンラインで収集した各種気象情報が端末設置機関に提供される。また、災害時に防災機関等から収集した被害・措置情報等を都本部が一元的に管理し、都の災害対策活動に資するとともに、端末機設置機関が被害・措置等に関する情報を活用し各機関の災害対策活動に充てる。

(イ) 画像伝送システム

画像伝送システムは、災害現場等の状況等の情報を収集・伝達することにより正確な状況の把握に役立てようとするものである。

市にも、画像伝送システムが整備されており、災害現場等に出動した際に必要に応じて被害状況などを撮影し、都に映像で送信する体制を取っている。

ウ 非常無線通信の利用（電波法第52条第4号に定める非常通信）

(ア) 各防災機関は、それぞれの有線通信系が被災により不通となった場合、又は利用することが著しく困難な場合は、関係機関の無線局を利用し、災害に関する通信の確保を図る。

(イ) 発受信者と無線局の施設者は、非常通信協議会等を通じて事前に十分な協議を行い、災害発生時の通信の確保に協力する。

エ 緊急情報ネットワークシステムの利用

緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)から送信された緊急事態に係る情報を利用する。

第2節 被害状況等の報告態勢（本部班、総務契約班、市民班）

1 各機関の報告態勢

機関名	内容																											
市	<p>1 災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、次のとおり都に報告する。なお、家屋の倒壊や火災が多発する災害が発生した場合及び災害対策基本法第53条に基づく被害状況を都に報告できない場合には、国（総務省消防庁）に報告する。</p> <p>(1) 報告すべき事項 災害の原因、災害が発生した日時、災害が発生した場所又は地域、被害状況（被害の程度は、認定基準に基づき認定）、災害に対して既に採った措置及び今後採ろうとする措置、災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類、その他必要な事項</p> <p>(2) 報告の方法 原則として、東京都災害情報システムの端末の入力による（ただし、データ端末の障害等により入力できない場合は、電話、FAX等により報告する。）。</p> <p>(3) 報告の種類・期限等</p> <table border="1" data-bbox="464 846 1385 1234"> <thead> <tr> <th colspan="2">報告の種類</th> <th>入力期限</th> <th>入力画面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">発災通知</td> <td>即時</td> <td>被害第1報告</td> </tr> <tr> <td colspan="2">被害措置概況速報</td> <td>即時及び都が通知する期限内</td> <td>被害数値報告 被害箇所報告</td> </tr> <tr> <td colspan="2">要請通知</td> <td>即時</td> <td>支援要請</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">確定 値</td> <td>災害確定報告</td> <td>応急対策を終了した後20日以内</td> <td>被害数値報告</td> </tr> <tr> <td>各種確定報告</td> <td>同上</td> <td>被害箇所報告</td> </tr> <tr> <td colspan="2">災害年報</td> <td>4月20日</td> <td>被害数値報告</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 災害救助法に基づく報告 災害救助法に基づく報告については、第1部第17章「災害救助法の適用」の定めるところによる。</p> <p>2 職員の参集状況 本部連絡員は、所属する職員の参集状況を確認し総務契約班へ報告する。</p> <p>3 避難所の収容状況 (1) 原則として1時間に1回、本部班へ報告する。 (2) 各避難所における避難者数が事前に定められた定員数の70%を超えた時点で本部班へ報告する。</p> <p>4 応急復旧活動 活動初期、中期、終期を目安として、本部班へ報告するものとし、緊急時や応援が必要になった際は、適時、報告をする。</p>	報告の種類		入力期限	入力画面	発災通知		即時	被害第1報告	被害措置概況速報		即時及び都が通知する期限内	被害数値報告 被害箇所報告	要請通知		即時	支援要請	確定 値	災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	被害数値報告	各種確定報告	同上	被害箇所報告	災害年報		4月20日	被害数値報告
報告の種類		入力期限	入力画面																									
発災通知		即時	被害第1報告																									
被害措置概況速報		即時及び都が通知する期限内	被害数値報告 被害箇所報告																									
要請通知		即時	支援要請																									
確定 値	災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	被害数値報告																									
	各種確定報告	同上	被害箇所報告																									
災害年報		4月20日	被害数値報告																									
東大和警察署	<p>災害発生後、各交番、駐在所等から情報を収集し、市に通報するとともに、北多摩西部消防署、自衛隊等関係機関と情報交換を図る。</p> <p>(1) 家屋の倒壊状況 (2) 死者・負傷者の状況 (3) 主要道路、橋りょう及び交通機関の状況 (4) 市民の避難状況 (5) 火災の拡大状況 (6) 電気・水道・ガス・通信施設の状況等</p>																											

機関名	内容
北多摩西部 消防署	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害発生後、署管内の被害状況、各種消防活動の状況等について、次の手段により収集した情報を適宜市に伝達・共有するとともに、東大和警察署、自衛隊等関係機関と情報交換を図る。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 119番通報等に対応し、管内の火災発生状況、建物倒壊状況等の把握 (2) 地震計ネットワーク、地震被害予測システム、延焼シミュレーション等を活用した被害状況の予測 (3) 消防車両、情報活動隊、広報車隊、巡回情報収集班等による早期災害情報システム等を活用した被害状況の把握 (4) 消防職員の参集者が早期災害情報システム等を活用して収集した被害状況の把握 2 主な情報収集事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 火災発生状況及び消防活動状況 (2) 救助・救急発生状況及び救助・救急活動状況 (3) 避難道路及び橋りょうの被害状況 (4) 避難の必要の有無及び状況 (5) 救急告示医療機関等の診療状況 (6) その他消防活動上必要がある状況
その他の 防災機関	市の地域内の所管施設に関する被害、災害に対し既にとった措置、震災に対し今後とろうとする措置その他必要事項について、市に報告する。

2 市災对本部における被害状況の収集体制

被災状況の迅速かつ的確な把握を期するため、情報の統括責任者は総務部危機管理担当部長とし、調査報告体制を整備する。収集した情報を整理し、都又は防災関係機関等に報告、通報するとともに必要に応じ市民へ伝達する。

(1) 初動隊

避難所に参集途上での、地区内の人的被害・住家被害の概況

(2) 調査班（「4 災害調査班の編成」（応急-30参照））

住家被害、その他の物的被害、その他の機能被害

(3) 各施設の管理者

所管施設の物的被害、来所・入所者等の人的被害及び施設の機能被害

3 市災对本部長に対する被害状況等の報告

各対策部は、所管施設及び所管業務に関し、災害が発生したときから応急対策が完了するまで、次の要領により本部長に報告する。

(1) 報告すべき事項

ア 報告事項及び報告主管部は、「被害状況の報告・伝達系統図」のとおりとする。

イ 各対策部長は、アに定めるもののほか、所管施設の被害について調査しなければならない。

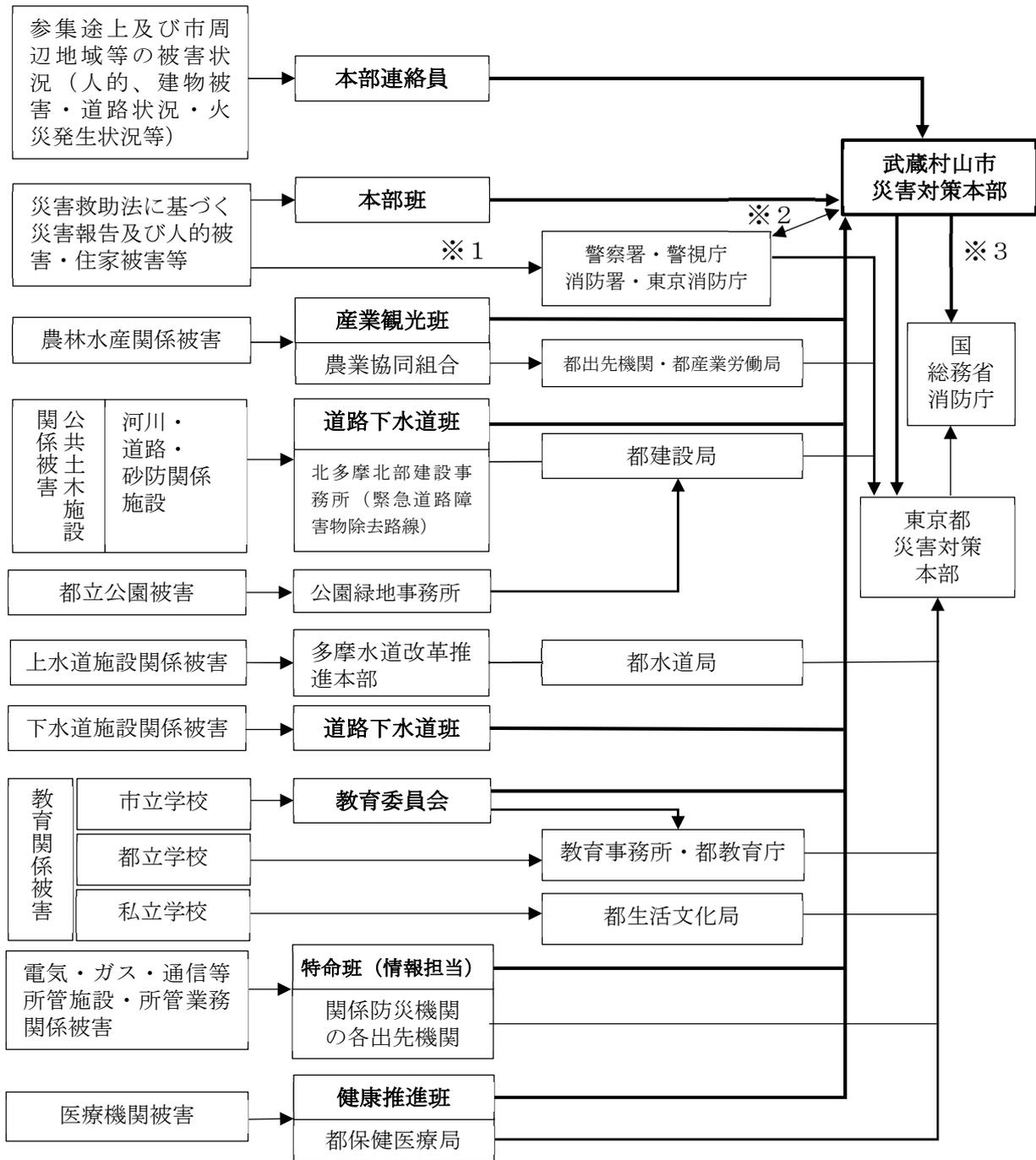
(2) 報告区分

報告区分については、別表-1（応急-28）のとおりとする。

(3) 被害区分

被害区分については、別表-2（応急-28）のとおりとする。

被害状況の報告・伝達系統図



- ※1 人命に関わると判断した場合は、災害対策本部を経由せずに報告（119番通報等）する。
- ※2 相互に情報共有
- ※3 災害の状況により都本部に報告できない場合

(4) 報告方法

災害発生現場到着後、一時的には無線等により報告し、帰庁後は所定の調査報告書に記載して報告するものとする。なお、報告書には必要に応じて写真を添付すること。

別表－1 報告の区分

区分		基準
(速報) 発生報告	被害状況	人的被害及び住家被害を重点に、現況を把握し、直ちに報告する。
	措置状況	災害応急対策を実施の都度、必要と認める事項について速やかに報告する。
中間報告	被害状況	被害状況が確定するまで、毎日正午までに前日までの分を取りまとめて報告する。
	措置状況	災害応急対策を実施している間、毎日正午までに前日までの分を取りまとめて報告する。
確定報告	被害状況	被害の全容が判明し、被害状況が確定した場合には報告する。
	措置状況	当該災害に関する応急対策が完了した場合に報告する。

別表－2 被害の区分・基準

区分		基準
人的被害	死者	当該災害の直接的な原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認できないが死亡したことが確実な者とする。
	災害関連死者	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治癒できる見込みの者とする。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没したもの、又は住家の損壊（「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住宅の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構造要素（「主要な構造要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構造要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。

別表－2 被害の区分・基準（続き）

区分		基準
住家被害	一部破損	全壊および半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害	非住家	住家以外の建物で他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば市庁舎、学習等供用施設、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家被害	全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記録するものとする。
その他	田の流失、埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失、埋没、及び畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	学校	学校教育法（昭和22年法律第26条）第1条に規定する学校をいい、具体的には幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	電話	災害により通信不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点の戸数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。	
罹災者	罹災世帯の構成員とする。	
火災発生件数	地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。	

4 災害調査班の編成

(1) 調査班の編成

市民対策部長は、実態に応じ、班の数及び構成人数等を調整し調査班を編成する。

(2) 調査班の任務

調査班は、本部長の特命により出動し、現地の状況を調査する。

調査班員は、結果を直ちにとりまとめ、課税班長又は部長に報告する。

(3) 調査事項

調査事項は、おおむね次のとおりとする。

- ア 災害原因
- イ 被害状況
- ウ 応急措置状況
- エ 災害地市民の動向及び要望事項
- オ 現地活動の問題点
- カ その他必要な事項

(4) 実施要領

ア 調査の際、前記調査事項以外で重要情報を得たときは、直ちに報告するものとする。

イ 防災行政無線(地域系)を活用するとともに、必要に応じて写真を撮影する。

(5) 活用資器材

以下を参考とし、資機材の確保並びに活用を図る。

【資機材例】

種別	品名	留意事項
携行品	地図、住宅地図	・住宅建物の配置が記載されている地図が望ましい
	携帯電話・無線	・コーディネーターと調査班との連絡手段
調査資機材	調査票	・雨天時には予備を準備するとよい
	筆記用具・バインダー	・雨天時等の場合も想定し、調査票を覆うことのできる透明なビニール袋を用意するとよい
	デジタルカメラ(予備電池、メモリカード)	・カメラを同一機種で揃えると、カメラを扱う調査員が操作やデータ処理に慣れやすいほか、予備電池(充電機)の互換性が確保できる ・防水仕様のものであれば、雨天時等の場合も使用できる
	下げ振り	・傾斜測定用として使用
	メジャー	・基礎長、基礎被害長の計測、浸水深の計測等
装備品	電卓	・損害割合を計算する場合に必要

※ 災害に係る住家被害認定業務、実施体制の手引き（令和6年5月内閣府(防災担当)から抜粋）

第3節 安否不明者の情報収集（本部班、市民班、東大和警察署）**1 安否不明者の確認**

- (1) 市は、東大和警察署及び地域住民等の協力を得て、安否不明者の存否を確認する。
- (2) 行方不明者の確認は、住民基本台帳、安否情報システム等と照合したうえで行う。

2 安否不明者の氏名情報の公表

震災時において、安否不明者の氏名情報等を公表することにより、対象者本人の名乗り出や第三者からの情報提供が期待できるため、捜索対象を明確にした効率的な救出・救助活動を行うことができる。

- (1) 市は、安否不明者に係る住民基本台帳の閲覧制限及び住民票の写し等の交付制限の確認を行った上で、都へ氏名情報等の報告を行う。
- (2) 都は、市から報告された安否不明者に係る氏名情報等の公表及び公表に係る報道対応を行う。
- (3) 氏名情報の公表は、東京都の「災害時における安否不明者の氏名情報等の公表に関する取扱方針」（令和5年3月 一部改正）に示される公表基準に準じて行う。

【氏名情報の公表基準】

安否不明者の氏名情報等は、原則公表する。

公表範囲は、氏名（ふりがなを含む）、住所（大字まで）、性別及び年齢（年代を含む）とする。

ただし、以下のいずれかに該当する場合は公表しない。

- ① 人命救助活動に資することがないと判断されるなど、氏名情報等を公表しない相当の理由がある場合
- ② 当該安否不明者が住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知）における「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置として、住民基本台帳の閲覧、住民票の写し等の交付が制限されている者である場合

第4節 広報及び広聴活動（秘書班、広報・プロモーション班）

1 広報活動

各機関は、当該区域や所管施設において災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、直ちに関係機関と連携して、必要な広報活動を実施する。さらに、コミュニティFM局やケーブルテレビ局などの地域放送局を活用して、被災・復旧などの情報を放送する。

機関名	活動内容
市	<p>1 広報内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地震発生直後に行う広報 <ul style="list-style-type: none"> (1) 地震の規模・気象に関する情報 (2) 混乱防止の呼び掛け (3) 電気・ガス・石油ストーブ等による火災予防の注意 (4) 上下水道の被害、下水道（水洗トイレ）の使用自粛等 (5) 避難及び避難時の方法、救護所・避難所の開設状況等 (6) 道路被害状況と交通規制、交通機関の運行状況 (7) 学校等の措置状況 (8) 都及び市の態勢・措置状況 ○ 応急復旧期に行う広報 <ul style="list-style-type: none"> (1) 被害情報 (2) 避難所開設状況 (3) 食料・生活物資の供給状況 (4) 医療機関の診療状況 (5) 電気・ガス・水道・電話等ライフラインの被害及び復旧状況 (6) 道路復旧状況と交通規制、交通機関の被害及び復旧状況 (7) 防疫・保健衛生措置状況（避難所の巡回健康相談の予定等） (8) 学校の休校・再開等の措置状況 <p>2 広報手段</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 防災行政無線（自動音声応答装置を含む。） (2) 広報車、消防ポンプ自動車の拡声器 (3) テレビ、ラジオ、データ放送（Lアラート）、新聞等の報道機関 (4) ホームページ、臨時広報紙の配布 (5) 災害情報メール、SNS（フェイスブックページ、X）等 (6) 災害協定による(株)ジェイコム多摩（CATV）、LINEヤフー(株)への要請
東京都	<p>1 都総務局は、市から広報に関する応援要請を受けたとき又はその他の状況により必要と認めるときは、都政策企画局その他の関係機関に対し、放送要請手続をとるよう指示するなど、必要な指示又は要請を行う。</p> <p>2 都総務局は、携帯電話による利用が可能なホームページ形式の災害情報提供システムにより、都民に対して、被害情報や鉄道運行状況、道路情報等の提供を行い、災害発生時の迅速な初動対応や外出者の帰宅を支援する。</p> <p>3 都政策企画局は、災害対策本部が発する情報を基に、インターネット、広報紙等の広報媒体を最大限に利用して、広報活動を実施する。東京都公式ホームページについては、災害対策用に切り替え、災害対策本部が発信する情報を都民等に迅速に提供する。</p> <p>4 都政策企画局は、都本部から指示があったとき又はその他の状況により、報道機関に対して発表を行う。</p> <p>5 都生活文化局は、被災外国人への対応として、外国人災害時情報センターを設置し、災害対策本部が発する情報を基に、（公財）東京都つながり創生財団と連携して、外国人が必要とする情報の収集・提供、区市町村等が行う外国人への情報提供に対する支援等を行う。</p>

機関名	活動内容
東大和警察署	1 広報内容 ○ 避難を必要とする情報 (1) 火災の発生及び延焼状況 (2) 高圧ガスの保管場所等の爆発及びそのおそれ (3) 崖（山）崩れのおそれ (4) その他避難を必要とする事象の発生及びおそれ ○ 混乱防止及び人心の安定を図るための情報 (1) 余震等の気象庁の情報 (2) 地域の被害状況、被害の拡大予想及び復旧の見通し (3) ライフライン等の被害状況及び復旧の見通し (4) 主要道路、高速道路及び橋りょうの被害状況並びに復旧の見通し (5) 交通機関の被害状況及び復旧の見通し (6) 交通規制の実施状況及び渋滞情報 (7) 被災地域・避難場所等に対する警戒状況等 (8) その他混乱防止等を図るための情報 ○ デマ・流言打ち消し情報 2 広報手段 (1) トランジスターメガホン (2) 交番（駐在所）備付けマイク (3) パトロールカー、白バイ、広報車
北多摩西部消防署	1 広報内容 (1) 出火防止、初期消火の呼び掛け (2) 救出救護及び要配慮者（高齢者・身体障害者等）への支援の呼び掛け (3) 火災及び水災に関する情報 (4) 避難指示に関する情報 (5) 救急告示医療機関等の診療情報 (6) その他市民が必要としている情報 2 広報手段 (1) 消防車両等の拡声装置等 (2) 消防署、消防団及び自治会の掲示板等への掲示 (3) テレビ、ラジオ等報道機関を介しての情報提供 (4) ホームページ・消防アプリ等を活用した情報提供 (5) 消防団員、東京消防庁災害時支援ボランティア、自主防災組織を介しての情報提供

2 広聴活動

機関名	活動内容
市	秘書班は、被災者からの要望事項や苦情を聴取し、広聴内容を関係機関に連絡するとともに、災害ケースマネジメント実施に向けた情報共有を行う。
東京都	1 常設の都民相談窓口に併設して、臨時相談窓口を開設し、被災者の生活に関する相談、要望、苦情等の対応を実施する。 2 被災者の生活等に関する相談や被災者への支援に関する相談など、被災者に関する総合的な相談窓口を開設する。 3 相談内容を的確に捉え、要望、苦情等の解決に務めるとともに、適切な部署等を案内する。
東大和警察署	警察署又は交番その他必要な場所に臨時相談所を設置して、各種相談対応に当たる。
北多摩西部消防署	災害の規模に応じて消防庁舎その他必要な場所で各種相談に応じる。

3 報道機関への発表

- (1) 市災対本部からの発表は、原則として市公室において行う。
- (2) 市災対本部の報道機関への発表窓口は、広報・プロモーション班とする。

4 災害の記録撮影

広報・プロモーション班は、災害時における被災地の状況等を写真及びビデオに記録撮影し、都への情報提供、広報活動及び復旧対策の資料として活用する。

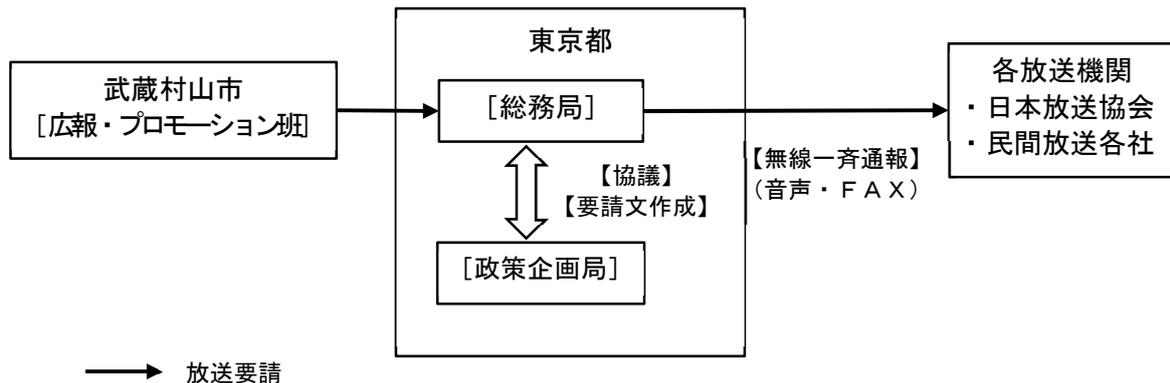
第5節 災害時の放送要請（広報・プロモーション班）

1 放送要請

市及び関係防災機関が、災害等のため、電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合、又は通信が著しく困難な場合において、災害対策基本法第57条及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第20条による通知又は要請のため、日本放送協会及び民間放送各社に放送を要請する場合は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づいて行う。

放送要請は、原則として都を経由（都知事に要請依頼）するものとするが、都との通信途絶など特別の事情のある場合には、市は放送機関に対し、直接要請することとする。

【協定に基づく放送要請】



第3章 応援協力・派遣要請

地震により災害が発生した場合、市はあらかじめ定めた所掌事務又は業務に従って応急対策を実施するが、被害が広範囲に及び、市のみでの対応が困難と判断された場合、必要に応じて他の機関に応援協力を求めるものとする。

活動内容	活動開始目標				担当班等
	24時間以内	72時間以内	7日以内	8日以降	
第1節 応援協力	○				本部班
第2節 応援要請	○				本部班、職員班
第3節 自衛隊への災害派遣要請	○				本部班
第4節 受援		○			職員班、特命班(調整担当)

第1節 応援協力（本部班）

1 相互応援協力

- (1) 市長は、都知事に応援又は応援のあつせんを求めるなどして災害対策に万全を期する。
- (2) 都知事は、災害を受けた区市町村が応急対策を円滑に実施できるようにするため、他の区市町村に対し応援すべきことを指示し、又は防災機関の応援をあつせんする。

第2節 応援要請（本部班、職員班）

1 都に対する応援要請

本部長は、都知事に応援又は応援のあつせんを求める場合、都総務局（総合防災部防災対策課）に対し、次に掲げる事項についてまず口頭又は電話等をもって要請し、後日文書により改めて処理する。

- (1) 災害の状況及び応援を求める理由（災害の情報及びあつせんを求める場合はその理由）
- (2) 応援を希望する機関名
- (3) 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- (4) 応援を必要とする場所、期間
- (5) 応援を必要とする活動内容
- (6) その他必要な事項

また、総務省の応急対策職員派遣制度による総括支援チーム^{※1}、対口支援チーム^{※2}の支援が必要と認める場合、都に支援チームの派遣を要請する。

※1 災害マネジメントを支援するチーム

※2 避難所運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務を支援するチーム

2 相互応援協定に基づく応援要請

- (1) 相互応援協定に基づく他の自治体等への応援要請は、各協定において定められた手続きにより、本部班が行うものとする。
- (2) 他の自治体等からの応援職員の受入れと配置は、職員班が応援職員名簿を作成し、宿泊施設等を確保して行う。
- (3) 応援の職員を要請しようとする各班は、災害対策部へ要請するものとする。

第3節 自衛隊への災害派遣要請（本部班）

本部長は、地震により災害が発生し、人命又は財産の保護のために必要があると認める場合には、都知事に対し自衛隊法（昭和29年法律165号）第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

1 災害派遣の範囲

自衛隊の災害派遣には、災害の様相等に応じて、次のような派遣方法がある。

(1) 都知事の要請による災害派遣

- ア 災害が発生し、都知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に派遣要請をした結果、派遣される場合
- イ 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、都知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- ウ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、区市町村長が応急措置を実施するため必要があると認め、都知事に対して災害派遣を要請するよう求め、これを受けて都知事が自衛隊に災害派遣要請した結果、派遣される場合

(2) 都知事が要請するいとまがない場合における災害派遣

- ア 災害に際し、通信の途絶等により、都知事との連絡が不能である場合に、区市町村長又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- イ 災害に際し、通信の途絶等により、都知事との連絡が不能である場合に、部隊による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- ウ 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- エ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合
- オ 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、都知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認められる場合
- カ 庁舎・営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣する場合

2 災害派遣要請の手続等

自衛隊に対する災害派遣要請手続は、次のとおりである。

(1) 要請手続

本部長は、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって都知事（都総務局総合防災部）に要請する。ただし、緊急を要する場合にあっては、まず口頭又は電話等をもって要請し、事後速やかに文書を送達する。

- ア 災害の情况及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

なお、本部長は、市の地域に災害が発生し、都知事に災害派遣の要請ができない場合には、直接関係部隊に通報するものとし、事後所定の手続を速やかに行うものとする。

部隊名等 (駐屯地名)	所在地	連絡責任者	
		時間内	時間外
陸上自衛隊 第1 後方支援連隊 (練馬)	練馬区北町 四丁目1番地の1	第3 科長又は運用訓練幹部C 03-3933-1161(代) 内線2436	部隊当直司令 03-3933-1161(代) 内線 2405

(2) 自衛隊との連絡

ア 連絡班の相互派遣

本部長は、派遣された部隊に対し、災害対策本部の連絡班への派遣を要請するとともに派遣された部隊の要求により、市の連絡班を派遣された部隊に派遣し、派遣要請等の接受及び資機材等の迅速な措置が図られるよう対処する。

イ 連絡所の設置

本部班は、自衛隊災害派遣業務を調整し、又は迅速化を図るために、災害対策本部に自衛隊連絡所を設置する。

(3) 災害派遣部隊の受入体制

ア 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

本部長は、自衛隊の活動が他機関と競合重複しないよう重点的・的確・効率的な作業分担となるよう配慮する。

イ 作業計画及び資機材の準備

市長は、いかなる状況において、どのような分野（救助、救急、応急医療、緊急輸送等）について、派遣要請を行うのか、平常時より計画しておくとともに、必要な資機材を準備し、また、施設の使用に際して管理者の了解を得る。

ウ 活動拠点及びヘリポート等使用の通報

都知事及び各防災関係機関の長は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動ができるよう、自衛隊の活動拠点、ヘリポート及び宿舎等必要な設備について、市と協議の上、使用調整を実施し、部隊に通報する。

(4) 災害派遣部隊の撤収要請を行う場合の協議

都知事は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう各機関の長及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議して行う。

(5) 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した次に列举する経費は、原則として派遣を受けた機関が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係機関が協議して定める。

ア 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資機材（自衛隊装備品を除く。）等の購入費、借上料及び修繕費

イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料

ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等

エ 天幕等の管理換に伴う修理費

オ その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と派遣を受けた機関が協議する。

3 災害派遣部隊の活動内容

区分	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難指示等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者等の捜索救助	安否不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たる。（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
道路又は水路の障害物除去	道路若しくは水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの障害物除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被災者生活支援	被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他臨機の措置等	1 その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。 2 災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項～第10項及び第65条第3項に基づき、区市町村長、警察官又は海上保安官がその場にいらない場合に限り、自衛隊は区市町村長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。

第4節 応援（職員班、特命班（調整担当））

大規模な災害が発生し、職員や庁舎が被災した場合においても、市は、都、他の地方公共団体や民間企業、ボランティア等の応援を最大限活用し、応急復旧業務や被災者支援等の業務を行うことが求められる。

災害により行政機能が低下した場合であっても、応援を円滑に受け入れ、災害時の応急復旧業務を着実に実行するため、応援計画の基本的事項について定める。

1 特命班（調整担当）の設置

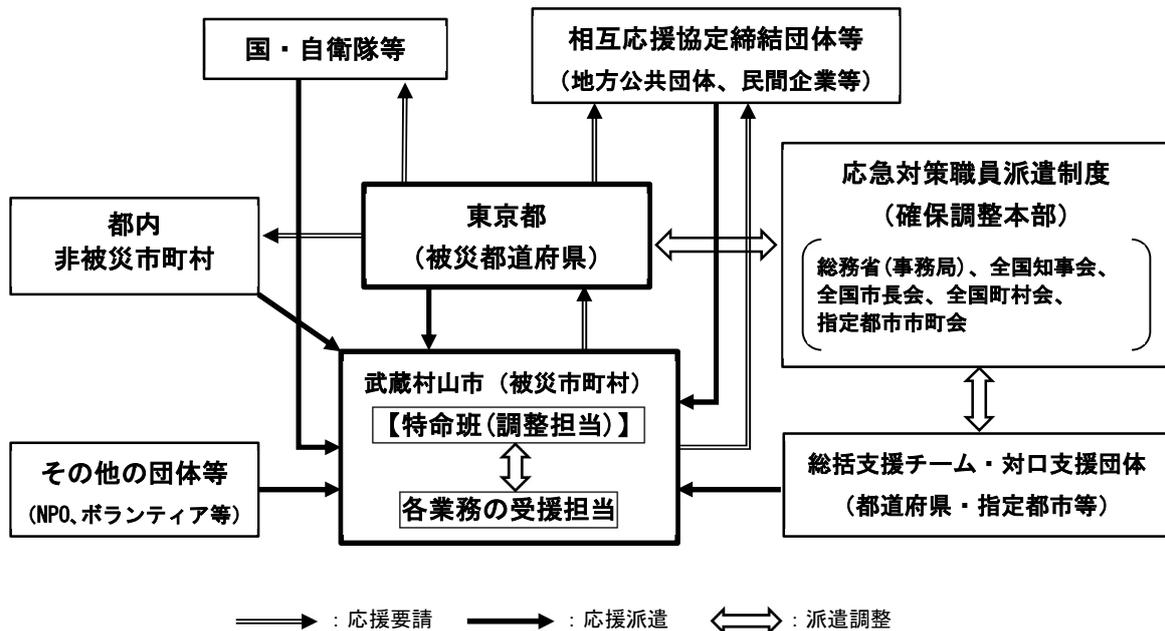
応援要請や受け入れ等の応援業務については、応援を受け入れる各部において主体的に実施し、全体調整は本部長が設置する特命班（調整担当）が行う。

2 特命班（調整担当）の役割

応援要請	○庁内におけるニーズを取りまとめる。（応援対象業務、必要人数、期間等） ○都本部（人員調整部門）や協定自治体等へ応援要請を行う。
応援調整	○応援職員を受け入れる。（受付、応援対象業務とのマッチング、業務説明等） ○調整会議等により、各部署の応援担当と需給調整を図る。 ○外部応援職員の待機場所などを確保する。（「自己完結型」が原則であるが、被災状況等によっては宿泊場所等を確保する。）

3 都、市町村への応援要請

【都・市町村等への応援要請】



(1) 都への応援要請

市長（本部長）は、必要と認めるとき都知事に対して応援の要請を行う（災害対策基本法第68条）。

職員班及び特命班（調整担当）は、応援が必要な業務について、庁内各部署のニーズを集約して、知事に応援要請を行う。文書を提出するいとまがない場合は、電話、都防災行政無線、DIS等により要請し、後日速やかに提出する。

(2) 市区町村への応援要請

市長（本部長）は、必要と認めるとき協定自治体又は他の市区町村に対して応援の要請を行う（災害対策基本法第67条及び災害時相互応援協定（第2編 第3章 第5節「応急協力体制の整備」参照））。

(3) 国の機関等への応援要請

本部長は、必要と認めるときは指定地方行政機関の長に対して職員の派遣要請を行う（災害対策基本法第29条）。また、都知事に対して指定地方行政機関のあつせんを求める（災害対策基本法第30条）。

要請先	指定地方行政機関の長 東京都知事 総務局（総合防災部防災対策課）
要請伝達方法	文書（緊急の場合は電話、無線等で行い後日文書を送付）
職員の派遣要請・あつせん内容	○派遣要請・あつせんを求める理由 ○派遣要請・あつせんを求める職員の職種別人員数 ○派遣・あつせんを必要とする期間 ○派遣される職員の給与その他勤務条件 ○その他必要な事項

4 派遣職員の受入れ

特命班（調整担当）は、他の市町村等から職員の派遣が確定した場合、次のとおり受入れを行う。

なお、作業計画の作成は市本部と協議し、資機材の確保は、作業を行う担当部署と調整を行う。

【連絡窓口等】

連絡窓口	○特命班（調整担当）
作業計画	○応援を求める作業について、速やかに作業計画を作成する。 ○必要な資機材を確保する。 ○作業に関係のある施設の管理者に対して、施設利用の了解を得る。
応援受入れ拠点の確保	○宿舎、屋内施設として公共施設等を確保する。

【受入れに際しての実施事項】

区分	項目
応援要請	○各部からのニーズの調整、取りまとめ ○応援要請の手続き
受入れ準備	○応援人数、到着日時、集結場所の把握 ○必要資機材、執務スペースの確保 ○滞在場所、食料、飲料水等の調整
応援者の受入れ	○各部への応援者の配置、名簿の作成等 ○業務内容の説明、業務の実施等

第4章 警備・交通規制

震災時には、市民の生命、身体、財産の保護及び各種の犯罪の予防、取締り並びに交通秩序の維持を行い、その他被災地における治安に万全を期することが極めて重要である。

活動内容	活動開始目標				担当班等
	24時間以内	72時間以内	7日以内	8日以降	
第1節 警備活動	○				東大和警察署
第2節 交通規制	○				

第1節 警備活動（東大和警察署）

- 1 警視庁管内に大地震が発生した場合には、各警備本部を設置して指揮体制を確立し、関係防災機関との連絡調整に当たる。
- 2 災害事務の処理に必要な最小限の要員を除いて部隊を編成し、被害実態の把握、交通規制、救出救助、避難誘導等の措置をとる。
- 3 建物倒壊、火災、津波等により発生する被害の拡大防止のため、次の警備活動等を行う。
 - (1) 被害実態の把握及び各種情報の収集
 - (2) 交通規制
 - (3) 被災者の救出及び避難誘導
 - (4) 行方不明者の捜索及び調査
 - (5) 遺体の調査等及び検視
 - (6) 公共の安全と秩序の維持

第2節 交通規制（東大和警察署）

災害時における交通の確保は、消火をはじめ負傷者の搬送、緊急物資の輸送、ライフラインの復旧等の応急対策活動を実施する上で不可欠である。

1 交通対策

(1) 交通規制の実施

ア 第一次交通規制（道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条）

道路における危険を防止するとともに、人命救助、消火活動等に従事する緊急自動車等の通行を円滑にするための交通規制

- (ア) 環状七号線から都心方向への車両の通行禁止
- (イ) 環状八号線から都心方向への車両通行の抑制
- (ウ) 緊急自動車専用路の指定
- (エ) 被害状況に応じて(ア)～(ウ)の交通規制を拡大若しくは縮小
- (オ) 幹線道路の主要交差点において交通整理を行い、交通の混乱を防止する。

イ 第二次交通規制（災害対策基本法 第76条）

被害状況、道路状況等を勘案し緊急の必要が認められる場合（第一次交通規制実施後）に、災害応急対策を的確かつ円滑に実施する。

- (ア) 緊急自動車専用路を優先して緊急交通路に指定し車両の通行禁止
- (イ) 「緊急交通路指定予定路線」から緊急交通路を指定し、緊急通行車両以外の通行禁止
 - ① 新青梅街道
 - ② 芋窪街道

③ 八王子武蔵村山線

(2) 緊急通行車両等の確認手続

ア 第二次交通規制実施時には、災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)第33条に基づく緊急通行車両又は規制除外車両を優先して通行させる。

イ 緊急通行車両等は、交通検問所及び警察署等において緊急通行車両確認証明書又は規制除外車両確認証明書及び標章を交付する。

(3) 緊急交通路等の実態把握

緊急交通路等の交通情報の収集は、ヘリコプター及び現場警備本部長（各警察署長）等からの報告によるほか、白バイ、交通パトカー等による緊急交通路等の視察、駐車抑止テレビシステムによる情報収集及び北多摩西部消防署、道路管理者等の関係機関との情報交換等により、全般的な状況の把握に努める。

(4) 交通規制の実効性を確保する手段・方法

ア 幹線道路及び緊急交通路の配置指定交差点に要員を配置し、緊急車両の通行を確保する。

イ 規制要員は、制服警察官を中心に編成するものとするが、規制要員が不足する場合は、交通規制支援ボランティア等の協力を得るものとする。

ウ 交通規制の実施に当たっては、サインカー等の規制用車両を有効に活用するほか、ロープ、セイフティーコーン等の装備資器材を効果的に活用する。

(5) 広報活動

現場の警察官は、交通規制の実施について、サインカー、パトカー、白バイ、広報車等により活発な現場広報を行うとともに、運転者のとるべき措置について広報を行う。

(6) 緊急物資輸送路線の指定

避難、救助、消火等の初期活動が一段落したところで、緊急物資輸送のための路線を指定する。

第5章 緊急輸送対策

災害時の緊急輸送は、情報の収集・伝達と並んで災害応急対策活動の根幹である。また、輸送路と輸送手段が同時に確保されて、はじめて効率的で円滑な緊急輸送が可能となる。

【応急・復旧活動フロー】

機関名	発災	1h	24h	72h
	初動態勢の確立期		即時対応期	
市	<ul style="list-style-type: none"> ○通行可能道路の確認 ○被害状況等の調査、把握 ○車両の確保 ○緊急通行車両の確認申請 	<ul style="list-style-type: none"> ○協定締結団体への出動要請 ○緊急道路障害物除去作業の実施 		
建設事務所 北多摩北部	<ul style="list-style-type: none"> ○参集配備、初動態勢確立 	<ul style="list-style-type: none"> ○被害状況等の把握、情報収集 ○緊急点検、応急措置の指示 ○緊急道路障害物除去方針設定、指示 		
委員会 公安	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急通行車両等の確認 			
警察署 東大和	<ul style="list-style-type: none"> ○放置車両対策班の編成 ○放置車両排除の実施 ○道路上障害物の除去 			

活動内容	活動開始目標				担当班等
	24時間以内	72時間以内	7日以内	8日以降	
第1節 輸送拠点	○				産業観光班
第2節 緊急道路障害物除去等	○				道路下水道班
第3節 輸送車両等の確保	○				総務契約班
第4節 人員及び救援物資等輸送計画		○			総務契約班、産業観光班

第1節 輸送拠点（産業観光班）

1 広域輸送基地

都では、他県等からの緊急物資等の受入れ、一時保管、地域内輸送拠点等への積替・配送等の拠点として、広域輸送基地を次のように定めており、武蔵村山市が属する基地は次のとおりである。

区分	施設名称	所在地	備考
陸上輸送基地	立川地域防災センター	立川市緑町3233番地の2外	都総務局
〃	多摩広域防災倉庫	立川市緑町3256番地の5	〃

2 地域内輸送拠点

本市の地域における緊急物資等の受入れ、配分、被災地への輸送等の拠点は、次のとおりである。

施設名	所在地	受入れ可能物資
武蔵村山市本庁舎	武蔵村山市本町一丁目1番地の1	生活物資、食料品及び義援物資等
武蔵村山市民会館	武蔵村山市本町一丁目17番地の1	

3 地域内輸送拠点における支援物資の受入れ

支援物資の受入れ、保管、仕分けは、地域内輸送拠点で行い、在庫管理や仕分けについては、ボランティアや物流業者の協力を得て行う。

また、別に定めるマニュアルに基づき、総務契約班と連携して輸送物資、人員及び車両の調整等を行い、避難所への輸送計画を作成する。

4 防災食育センターにおける受入れ

食料品の受入れ、在庫管理は、市職員及び防災食育センター職員が行う。

施設名	所在地	受入れ可能物資
武蔵村山市防災食育センター	武蔵村山市榎三丁目30番地の1	食料品

5 輸送拠点代替地の選定

震災の状況により、あらかじめ予定した輸送拠点が確保できない場合は、道路アクセスや保管スペースを考慮し、できるだけ速やかに代替地を選定確保する。

第2節 緊急道路障害物除去等（道路下水道班）

市では、緊急交通路や緊急輸送路等を確保するための緊急道路障害物除去路線を選定し、震災時には、この路線について路上障害物の除去及び陥没や亀裂等の応急補修を優先的に行う。

緊急道路障害物除去とは、選定した緊急道路障害物除去路線において、緊急車両の通行に必要な上下各一車線の交通路を確保するため、道路上の障害物を道路端等に寄せたり、道路の陥没や亀裂を応急補修することである。

1 緊急道路障害物除去路線等の選定

(1) 優先順位の決定

災害時の緊急道路障害物除去路線等は、事前の指定などを踏まえ、(2)の基準により優先順位を決定する。

(2) 選定基準

- ア 緊急交通路等の交通規制を行う路線
- イ 緊急輸送ネットワークの路線（緊急輸送道路*）
- ウ 避難場所に接続する応急対策活動のための道路の路線
- エ 上記ア～ウは、原則として、幅員15m以上の道路の路線

* 緊急輸送道路とは、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と東京都知事が指定する拠点（指定拠点）とを連絡し、又は指定拠点を相互に連絡する道路をいう。

2 緊急道路障害物除去等作業体制

- (1) 緊急道路障害物除去作業に当たっては、通行可能道路の情報や被害情報を収集し、路線間及び区間の優先順位の決定を行うとともに、関係機関及び関係業界が迅速な連携・協力体制を確立して対応する。

- (2) 道路に倒壊するおそれのある障害物がある場合は、法令上の取扱いを含めて関係機関が協議して処理する。
- (3) 被害の規模、状況によっては各関係機関と連携し、自衛隊に支援を要請する。
- (4) 緊急通行車両の通行確保等のため緊急を要する場合、道路管理者等は管理する道路の区間を指定して通行障害となる車両等の運転者等に車両の移動等を命じ、運転者不在等の場合は自ら車両の移動等を行うことができる（災害対策基本法第76条の6）。

機関名	実施内容
市	道路上の障害物の状況を把握し、速やかに都建設局に報告するとともに、所管する道路上のうち緊急活動重要路線を最優先に障害物を除去及び応急補修を行うとともに、各関係機関と相互に密接な連絡を取り協力する。
北多摩北部建設事務所	被害状況や通行可能道路の情報収集は、緊急点検等により迅速・的確に集約する。また、災害協定による協力業者が道路上の障害物の除去等を実施する。
東大和警察署	緊急交通路の確保のため、各警察署及び交通機動隊に放置車両対策班を編成し、緊急通行車両等の通行妨害になっている放置車両の排除に当たるほか、道路上の障害物の除去に当たる。

3 情報収集体制

機関名	実施内容
北多摩北部建設事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 震災初期における被害状況や通行可能道路の情報収集は、関係業界等の緊急巡回等で得た情報を迅速・的確に集約して行う。 2 緊急巡回要員に対して、定期的に訓練を行うなど情報収集体制の充実を図る。また、警視庁等の関係機関と連絡調整を図る。 3 防災無線を補完する通信機器の充実を図るとともに、道路施設点検等に必要の情報収集用資機材の整備を図る。
東大和警察署	道路交通に関する被害状況等については、パトカー、白バイ及び警察署等からの報告によるほか、東京消防庁、自衛隊、道路管理者等の関係機関の現場担当者と緊密な情報交換を図り、実態把握に努める。

第3節 輸送車両等の確保（総務契約班）

1 車両の確保

- (1) 市各対策部が、その所掌する災害応急対策活動のため必要とする車両は、総務対策部（総務契約班）が集中管理するものとし、その後、緊急計画を立案し用途に応じて各対策部に配車する。
- (2) 市は車両等の確保を図るため、総務対策部長は必要に応じ、災害時の協力協定を締結した運送業者等からの車両を借り上げ、同時に都及び関係機関に対し応援を要請するものとする。
- (3) 車両運行に必要な人員は、原則としてその事務を所管する各班の要員とする。

2 配車計画

	実施内容
配車計画	<p>総務対策部は、震災時における市各対策部班の所掌事務が円滑に実施できるよう、以下の優先順位に従い、車両の配車や運用に関する緊急計画を定めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 負傷者、病人、要配慮者等の被災者の搬送 2 被災者の避難のための対策要員の輸送 3 医療・助産における対策要員及び資機材の輸送 4 被災者救出のための対策要員及び資器材の輸送 5 公共施設の応急復旧のための人員及び資器材の輸送 6 飲料水の供給のための輸送 7 救助物資の輸送 8 遺体の捜索及び処理のための輸送 9 埋葬のための輸送 10 その他災害対策に必要な人員及び物資の輸送
配車手続	<p>各対策部において車両を必要とするときは、次の事項を明示の上、災害対策部（総務契約班）に請求する。</p> <p>ア 車種、乗車人員数及び用途、イ 台数、ウ 配車場所及び日時</p>
車両等の待機及び確保	<p>総務対策部長は、災害の状況に応じ、協定に基づき、運送業者等に対し車両の待機を要請するものとする。</p> <p>この場合の待機料等については、協定等に基づき別途協議するものとする。</p>
借上料金	<p>災害対策用車両等の借上料金は、協定に基づき、市と関係業者が協議して定めるものとする。</p>
燃料確保	<p>市は車両燃料の確保を図るため、事前に関係業者との間に、災害時における車両燃料の優先供給に関する協定を締結するなどの措置を講ずるものとする。</p>
車両通行等の記録	<p>総務対策部長は、配車車両の輸送記録、燃料の受払い、修理費等について記録し、その業務完了後、とりまとめて本部長に報告するものとする。</p>

3 緊急通行車両等の確認

地震発生時には、交通規制（第3編 第1部 第4章 第2節「交通規制」参照）により一般車両の通行が禁止・制限され、大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号）第12条に基づく緊急通行車両及び災害対策基本法施行令第33条に基づく緊急通行車両（以下「緊急通行車両等」という。）及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第24条に規定する緊急輸送車両を優先して通行させる。

緊急通行車両等であることの確認は次のとおり行う。

(1) 緊急通行車両

災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両

(2) 確認機関

ア 市の保有車両及び市が調達した車両については、東京都公安委員会（警視庁）が確認する。

イ 市の要請により都が調達、あっせんした車両については、都知事が確認する。

(3) 確認手続等

ア 発災前

緊急通行車両等確認申出書を作成提出し、要件に該当するか精査し、審査結果に基づき緊急通行車両確認証明書及び確認標章を交付する。

イ 発災後

(ア) 事前届出済証を保有する車両

事前届出済証の提示を受け身分を確認し、緊急通行車両等確認申出書を作成し、緊急通行車両確認証明書及び確認標章を交付しその際、緊急通行車両等事前届出済証を返納する。

(イ) 事前届出済証を保有しない車両

緊急通行車両である確認資料の提示を受け、審査確認後、緊急通行車両等確認申出書を作成し、緊急通行車両確認証明書及び確認標章を交付する。

(4) 規制除外車両

民間業者等による社会経済活動のうち、大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両で、東京都公安委員会の意思決定において通行禁止から除外する。

その他通行可能な車両については以下のとおり。

ア 医師・歯科医師、医療機関等が使用中の車両

イ 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送するため使用中の車両

ウ 患者等搬送車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

4 緊急通行車両の運行

大規模災害発生時は、緊急交通路が指定され、災害応急対策活動に従事する車両は緊急通行車両として「緊急通行車両確認証明書」及び「確認標章」の掲示が必要である。3、(3)における手続きを経た車両を緊急通行車両とし運行する。

(1) 道路交通法第39条に定める緊急用務を行う機関が当該目的のために使用する車両

(2) 災害応急対策に従事する指定行政機関の職員が、当該勤務場所に参集するために使用中の二輪の自動車又は原動機付自転車

(3) 災害応急対策に従事する者が参集又は当該目的のために使用中の自転車

(4) 緊急の手当てを要する負傷者又は病院の搬送のため使用中の車両

(5) 歩行が困難な者又は介護を必要とする者の搬送のため使用中の車両

(6) 報道機関の緊急取材のため使用中の車両

(7) 災害に従事する自衛隊、米軍及び外交関係の車両であって特別の自動車番号標を有している車両

(8) 交通対策本部長又は警察署長が必要と認めた車両

第4節 人員及び救援物資等輸送計画（総務契約班、産業観光班）

1 人員輸送

(1) 避難指示が発せられた場合における住民の輸送は、原則として行わない。ただし、高齢者、障害者等で自力での避難が著しく困難であり、市本部長が必要と認めた場合には、市保有車両又は緊急搬送協定を締結する事業者の車両により緊急輸送する。

(2) 傷病者の病院等への輸送は、第3編第1部第8章第3節「負傷者等の搬送体制」に定めるところによる。

(3) 被災者の他地区への輸送は、健康福祉対策部が都福祉局その他関係機関と協力して実施する。

2 資材及び物資の輸送

(1) 災害応急対策に必要な資材及び物資等の輸送に使用する配車等の事務は、総務契約班において統括し、他部課と連携を図り実施する。

- (2) 都等へ資材及び物資を要請した場合、又は災害救助法の適用に基づく救援物資等の輸送は、都が指定する引継場所から輸送する。

第6章 救助・救急対策

地震発生時には、建物やブロック塀の倒壊、窓ガラスの落下、火災、パニック等により多数の負傷者が発生することが予測される。また、医療関係においても、一時的混乱や停電、断水等ライフラインの機能の停止により診療機能が著しく低下することが予想される。

医療救護は、震災時における市民の生命と身体を守る要である。市は各防災機関と密接な連携を取りながら被災者の救護に万全を期することが必要である。

【応急・復旧活動フロー】

機関名	発災	1 h	24h	72h	
	初動態勢の確立期		即時対応期		復旧対応期
市	○被害情報の収集 ○協定締結機関等への要請				→
消防団	○救出・救護活動の実施				→
北多摩西部消防署	○警防本部及び署隊本部運用による消防活動(救助、救急活動)		○災害規模に応じて方面隊運用又は警防本部運用による消防活動		→
警東大和警察署	○救出・救護活動の実施				→

活動内容	活動開始目標				担当班等
	24時間以内	72時間以内	7日以内	8日以降	
第1節 救助・救急活動態勢等	○				本部班、消防団、北多摩西部消防署、東大和警察署
第2節 安否不明者の搜索	○				本部班、消防団、東大和警察署

第1節 救助・救急活動態勢等（本部班、消防団、北多摩西部消防署、東大和警察署）

関係機関の活動態勢、活動内容は次のとおりとする。

機関名	内容
市	1 第一次的防災機関として、都、他の区市町村及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。 2 市の地域に災害救助法が適用されたときは、市長（市本部長）は、知事（都本部長）の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する。 3 人命救助活動の円滑化を図るため、東京都へ安否不明者の氏名情報等の情報提供を行う。

機関名	内容
北多摩西部消防署	1 特別救助隊及び救急隊が連携し、救助・救急資機（器）材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。 2 救助・救急活動に必要な重機、救急資材等に不足を生じた場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調達を図り、実効性のある活動を行う。 3 救急活動に当たっては、医療救護所が開設されるまでの間、消防署に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護に当たる。 4 傷病者の搬送は、救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車及び非常用救急車等を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。 5 東大和警察署、自衛隊、東京DMAT、消防団、自主防災組織等と連携協力し、救助・救急の万全を期する。
消防団	1 簡易救助器具等を活用し、市民と一体になった救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。 2 避難指示等が出された場合は、これを地域住民に伝達するとともに関係機関と連絡を取りながら、避難者の安全確保、誘導及び避難場所の安全確保を行う。
東大和警察署	1 救出救助活動は、生存者の救出を最重点に部隊を投入し、緊急に救出活動を要する被災場所を優先的に選定して行う。 2 救出した負傷者は、速やかに現場救護班や医療機関に引き継ぐ。 3 救出救助活動に当たっては、重機類等装備資器材等を有効に活用する。 4 北多摩西部消防署、自衛隊、自主防災組織等と連携協力し、救出・救助の万全を期する。

第2節 安否不明者の捜索（本部班、消防団、東大和警察署）

安否不明者^{*}の捜索は市が行う。また、市だけで処理不能な場合は、都、他の市区町村、その他関係機関の応援を得て実施する。

※ 安否不明者とは、行方不明者となる疑いのある者をいう。

なお、行方不明者とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者をいう。

- 市は、安否不明者の捜索については、災害の規模等の状況を勘案して、消防団及び東大和警察署等の関係機関や地域住民の協力を得て実施する。
- 救助活動関係者が救出作業、又は安否不明者捜索中に遺体を発見したときは、速やかに警察官の検視及び医師の検案を受け、身元が判明した後、遺族等に引き渡す（本編第13章「遺体の取扱い」に準じる）。

第7章 消防活動・危険物対策

地震による同時多発の火災や危険物による災害から人命を保護するため、発災後において市民や事業所に対し、出火防止と初期消火の徹底等について積極的に指導推進に当たるとともに、消防団を含めてその機能の全てをもって、人命の安全確保、火災の拡大防止等、地域の特性に対応した有機的かつ効果的な防御活動を展開する。

【応急・復旧活動フロー】

機関名	発災	1 h	24h	72h
	初動態勢の確立期		即時対応期	
市	○避難指示			
消防団	○震災消防活動の実施			→
北多摩西部消防署	○警防本部及び署隊本部運用による消防活動（消防活動）			→
			○災害規模に応じて方面隊運用又は警防本部運用による消防活動（消防活動）	→
警 東 察 大 署 和	○危険区域への交通規制の実施 ○施設管理者等への被害拡大防止のための応急措置の指示			

活動内容	活動開始目標				担当班等
	24時間以内	72時間以内	7日以内	8日以降	
第1節 震災消防活動	○				消防団、北多摩西部消防署
第2節 危険物取扱施設等の応急措置	○				

第1節 震災消防活動（消防団、北多摩西部消防署）

1 北多摩西部消防署の活動態勢

北多摩西部消防署は、発災時において、市民や事業者に出火防止と初期消火の徹底を期するよう、あらゆる手段をもって呼び掛けを行うとともに、武蔵村山市消防団と連携し、その全機能を挙げて避難の安全確保と延焼の拡大防止に努めるなど、災害に即応した消防活動を展開して、震災から市民の生命、財産を保護する。

(1) 震災警防本部等の運営

東京消防庁は、災害活動組織の総括として本庁に警防本部、消防方面本部に方面隊本部、北多摩西部消防署には署隊本部をそれぞれ常設し、常時、震災に即応できる態勢を確保している。発災時にはこれらの各本部が機能を強力に発揮して震災消防活動態勢を確立する。

【東京消防庁の配備態勢】

項目	活動態勢
震災第一非常配備態勢	東京都23区、東京都多摩東部及び多摩西部のいずれかに震度5強の地震が発生した場合、又は地震により火災又は救助・救急事象が発生し、必要と認めた場合は、直ちに震災第一非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。
震災第二非常配備態勢	東京都23区、東京都多摩東部及び多摩西部のいずれかに震度6弱以上の地震が発生した場合、又は地震により火災若しくは救助・救急事象が発生し必要と認めた場合は、直ちに震災第二非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。
非常招集	震災第一非常配備態勢を発令したときは所要の人員が、さらに震災第二非常配備態勢を発令したときは全消防職員が、招集計画に基づき、直ちに所定の場所に参集する。

(2) 震災消防活動

項目	内容
活動方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 延焼火災が多発したときは、全消防力を挙げて消火活動を行う。 2 震災消防活動体制が確立したときに、消火活動と並行して救助・救急、人命の安全確保を最優先とした活動を行う。 3 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。
部隊の運用等	<ol style="list-style-type: none"> 1 地震に伴う火災、救助、救急等の災害発生件数、規模等により、所定の計画に基づき部隊運用及び現場活動を行う。 2 地震被害予測システム及び延焼シミュレーションシステム、震災消防活動支援システム等の震災消防活動対策システムを活用し、効率的な部隊運用を図る。
消火活動	<ol style="list-style-type: none"> 1 防火水槽をはじめ、あらゆる水源を活用するとともに、現有の消防部隊及び消防装備を最大限に活用して、火災の早期発見及び一挙鎮圧を図る。 2 延焼火災が拡大又は合流し、大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全確保を優先し、延焼阻止線活動や避難場所・避難道路の防護活動を行う。この場合、巨大水利等の取水源がある場合には、遠距離送水装備を運用する。 3 道路閉塞、災害によるがれき等により消火活動が困難な地域では、消防団、自主防災組織等と連携し、可搬ポンプ等を活用して消火活動を実施する。
情報収集	<ol style="list-style-type: none"> 1 署隊本部は、所定の計画に基づき地震被害予測システムの結果、119番通報、高所見張情報、情報活動隊による情報、参集職(団)員情報による早期災害情報システム等を活用し、積極的に災害情報収集を行う。 2 震災情報収集システムを活用し、円滑な情報収集、管理を行う。 3 防災関係機関へ職員を派遣し、相互に収集した災害の情報交換を行う。

2 武蔵村山市消防団の活動態勢

(1) 参集基準

- ア 東京消防庁において震災非常配備態勢が発令されたとき。
- イ 本部長が必要と認めたとき。
- ウ その他消防団長が必要と認めたとき。

(2) 参集場所等

本部	1 消防団本部（市役所）に参集する。 2 副団長1名は、消防団本部に参集後、団長の命により北多摩西部消防署署隊本部へ出向し災害情報連絡を行う。
分団	1 各分団員は、参集基準を満たした状況を覚知した場合、非常携行品を持参し速やかに分団詰所に参集する。 2 各分団員は、参集途上の災害情報を分団長に報告する。

(3) 活動基準

区分	統括者	内容
本部	団長	1 消防団本部の設置・運営に関する事。 2 分団の出場命令に関する事。 3 署隊本部との連絡調整に関する事。 4 団員の参集・活動状況の把握と記録に関する事。 5 市内全域の被害状況等の把握に関する事。 6 非常用燃料等の確保に関する事。 7 その他、団長が必要と認めた任務に関する事。
分団	分団長	1 受持区域内の災害を覚知した場合の出動に関する事。 2 ポンプ車隊及び可搬ポンプ隊の編成に関する事。 3 分団員の参集状況に関する事。 4 分団区域内の被害状況の把握と団本部への報告に関する事。 5 団本部からの指示及び命令の処理に関する事。 6 他市消防団の支援を受けた場合の連携に関する事。 7 その他分団長が必要と認めた任務に関する事。

(4) 活動要領

区分	統括者	内容
本部	団長	1 各分団の出場態勢を把握する。 2 署隊本部及び各分団長の要請による応援隊の出場命令を行う。 3 各分団の参集状況の集計と活動状況を把握する。 4 団員の参集・活動状況の把握と記録を行う。 5 火災・救助事象等の集計を行う。 6 災害現場の指揮活動を行う。 7 ポンプ車等の燃料補給状況を把握する。
分団	分団長	1 受持区域内の災害を覚知した場合に出動する。 2 ポンプ車隊及び可搬ポンプ隊を編成する。 3 分団員の参集状況を確認し団本部に報告する。 4 分団区域内の被害状況を把握し団本部に報告する。 5 団本部からの指示及び命令を団員に伝達し対応する。 6 他市消防団の支援を受けた場合に連携して対応する。 7 その他分団長が必要と認めた任務の対応を行う。

(5) 活動態勢

項目	内容
出火防止	発災と同時に付近住民に対して出火防止と初期消火の呼び掛けを行う。
情報収集活動	災害の初期対応を行うとともに、消火活動上必要な情報や被災状況の情報収集を行い、携帯無線機等を活用し、消防本部等に伝達する。
消火活動	同時多発火災の拡大防止を図るため、消防署隊との連携を一層強化し、分団受持ち区域内の建物等の消火活動及び避難道路防護活動を消防団独自に、又は消防署隊と連携して行う。
消防署隊への応援	消防署の消防署隊応援要員として消火活動等を応援するとともに、活動障害排除等の活動を行う。
応急救護	救命器具等を活用し、地域住民との協働による救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。
避難場所の安全確保・防護	避難情報が発令された場合は、これを地域住民に伝達すると同時に、関係機関と連絡を取りながら、地域住民の避難誘導、避難者及び避難場所の安全確保を行う。

第2節 危険物取扱施設等の応急措置(消防団、北多摩西部消防署)

第3編 第3部 第2章 第1節「危険物事故応急対策」(応急-150)を準用する。

第8章 医療救護等対策

地震発生時には、家屋やブロック塀の倒壊、窓ガラスの落下、火災、パニック等により多数の負傷者が発生することが予測される。また、医療関係においても、一時的混乱や停電、断水等ライフラインの機能の停止により診療機能が著しく低下することが予想される。

医療救護は、震災時における市民の生命と身体を守る要である。市は各防災機関と密接な連携を取りながら被災者の救護に万全を期する。

【応急・復旧活動フロー】

機関名	発災		
	1h	24h	72h
	初動態勢の確立期	即時対応期	復旧対応期
市	○情報収集・都に報告	○医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師班、柔道整復師班、助産師班の派遣要請 ○都への支援要請	○防疫・消毒活動
都保健医療局	○東京DMATの活動（東京消防庁との連携）	○各機関の被害状況把握 ○医療機関からの応援要請（医療救護班の派遣、医薬品の供給） ○他自治体への応援要請 ○都医療救護班の派遣 ○都備蓄医薬品の供給	○環境衛生指導班等の派遣 ○食品衛生指導班の派遣
北多摩西部消防署	○東京DMATと連携した救助、救急活動 ○災害現場への投入		
自衛隊		○医療救護活動 ○傷病者・医療救護班搬送	○広域医療搬送

活動内容	活動開始目標				担当班等
	24時間以内	72時間以内	7日以内	8日以降	
第1節 医療情報の収集伝達	○				健康推進班、北多摩西部消防署
第2節 初動医療態勢	○				本部班、健康推進班、北多摩西部消防署
第3節 負傷者等の搬送体制	○				健康推進班、北多摩西部消防署
第4節 保健衛生		○			健康推進班（保健師班）、初動要員
第5節 防疫		○			健康推進班

第1節 医療情報の収集伝達（健康推進班、北多摩西部消防署）

1 被害情報の収集

機関名	活動内容
市	1 武蔵村山市医師会等及び市災害医療コーディネーター等の関係機関と連携して、人的被害、診療所、歯科診療所及び薬局の被災状況や活動状況等を把握し、関係機関で情報を収集するとともに圏域内の東京都地域災害医療コーディネーターに対して報告する。 2 医療救護所の設置状況や医療機関の活動状況を地域住民に周知する。
都保健医療局	1 把握すべき医療機関の被害状況及び活動状況等の事項を事前に整理 2 東京都災害医療コーディネーターを中心とした都全域の情報連絡体制及び東京都地域災害医療コーディネーターを中心とした圏域内（二次保健医療圏）の情報連絡体制を確保し、各コーディネーターによる統括・調整機能の確立
北多摩西部消防署	救急告示医療機関の被害状況及び活動状況等を災害救急情報システムなどにより収集する。

【災害医療コーディネーターの設置】

名称	説明
東京都災害医療コーディネーター	都全域の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う、都が指定する医師
東京都地域災害医療コーディネーター	各二次保健医療圏域の医療救護活動等を統括・調整するために都が指定する医師
武蔵村山市災害医療コーディネーター	市内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的助言を行う医師であり、市長から任命された者

【災害薬事コーディネーターの設置】

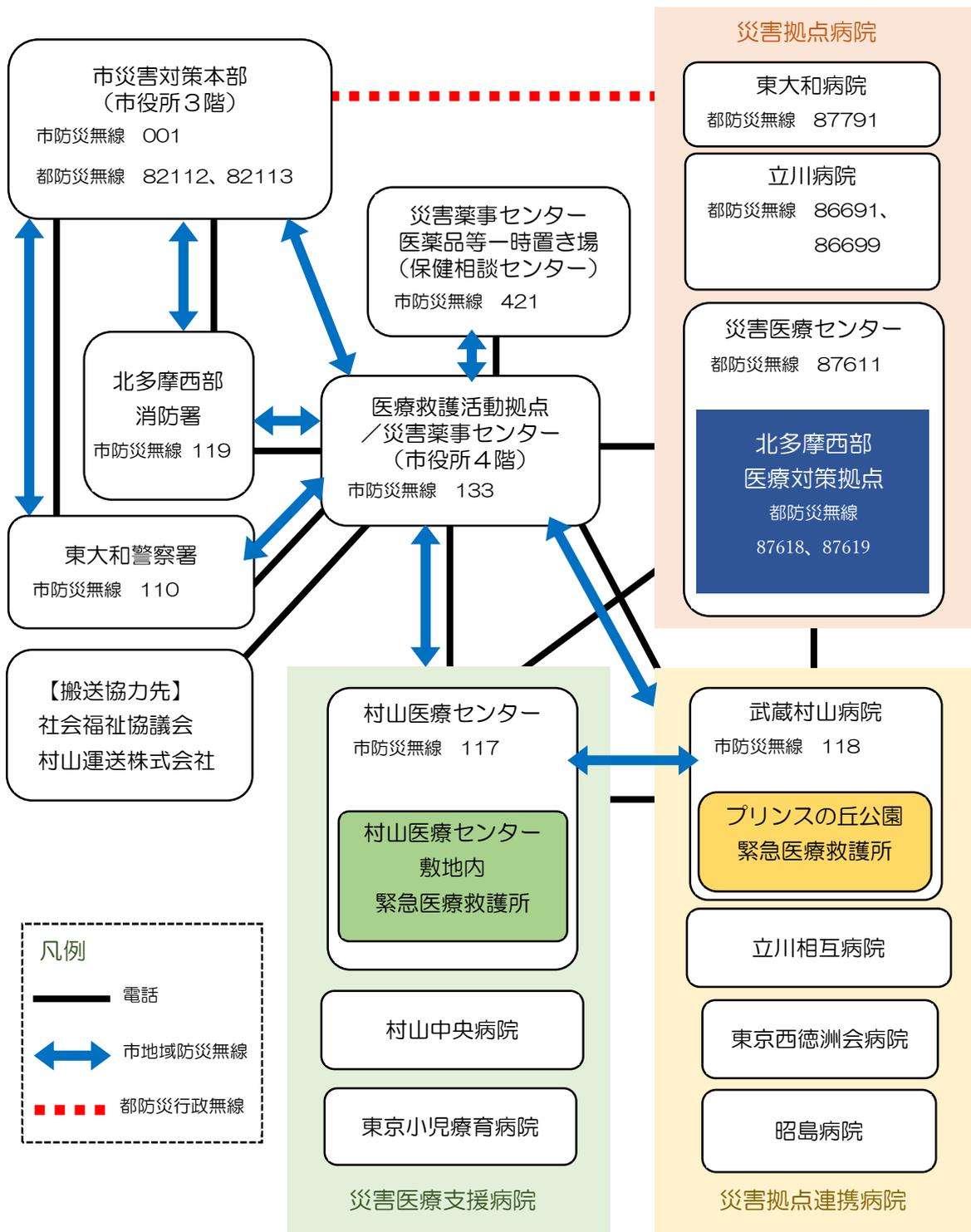
名称	説明
東京都災害薬事コーディネーター	災害時に、都が薬事に関する活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう支援する者であり、東京都災害医療コーディネーターをサポートすることを目的として、都から任命された者
武蔵村山市災害薬事コーディネーター	市内の医療救護活動が円滑に行われるように、薬事の観点から武蔵村山市災害医療コーディネーターをサポートする薬剤師等であり、市長から任命された者

2 医療機関等との連絡

災害発生直後において、初動医療救護活動を円滑に実施するために、市災害医療コーディネーター及び医療救護班等との情報連絡手段を確保する必要がある。

このため市は、市災害医療コーディネーター、武蔵村山市医師会、東京都武蔵村山市歯科医師会及び医療救護班との連絡態勢を確立するため地域防災無線を整備し、連絡手段を有線途絶の事態に備え確保するとともに、武蔵村山市災害時医療救護活動マニュアルを作成し連絡体制を定めている。

【武蔵村山市災害医療通信網図】



出典：武蔵村山市災害時医療救護活動マニュアル（令和6年3月）

3 市民への情報提供

市は、医療救護所の開設状況及び収集した医療機関の被害状況、活動状況等について防災行政無線等を活用し市民に周知するとともに、相談窓口の設置に努める。

第2節 初動医療態勢（本部班、健康推進班、北多摩西部消防署）

市は市内の医療救護活動等を統括・調整するため医療救護活動拠点を設置するとともに（設置場所：市庁舎4階会議室）、医学的な助言を行う市災害医療コーディネーターを速やかに配置する。

1 市医療救護班の派遣要請

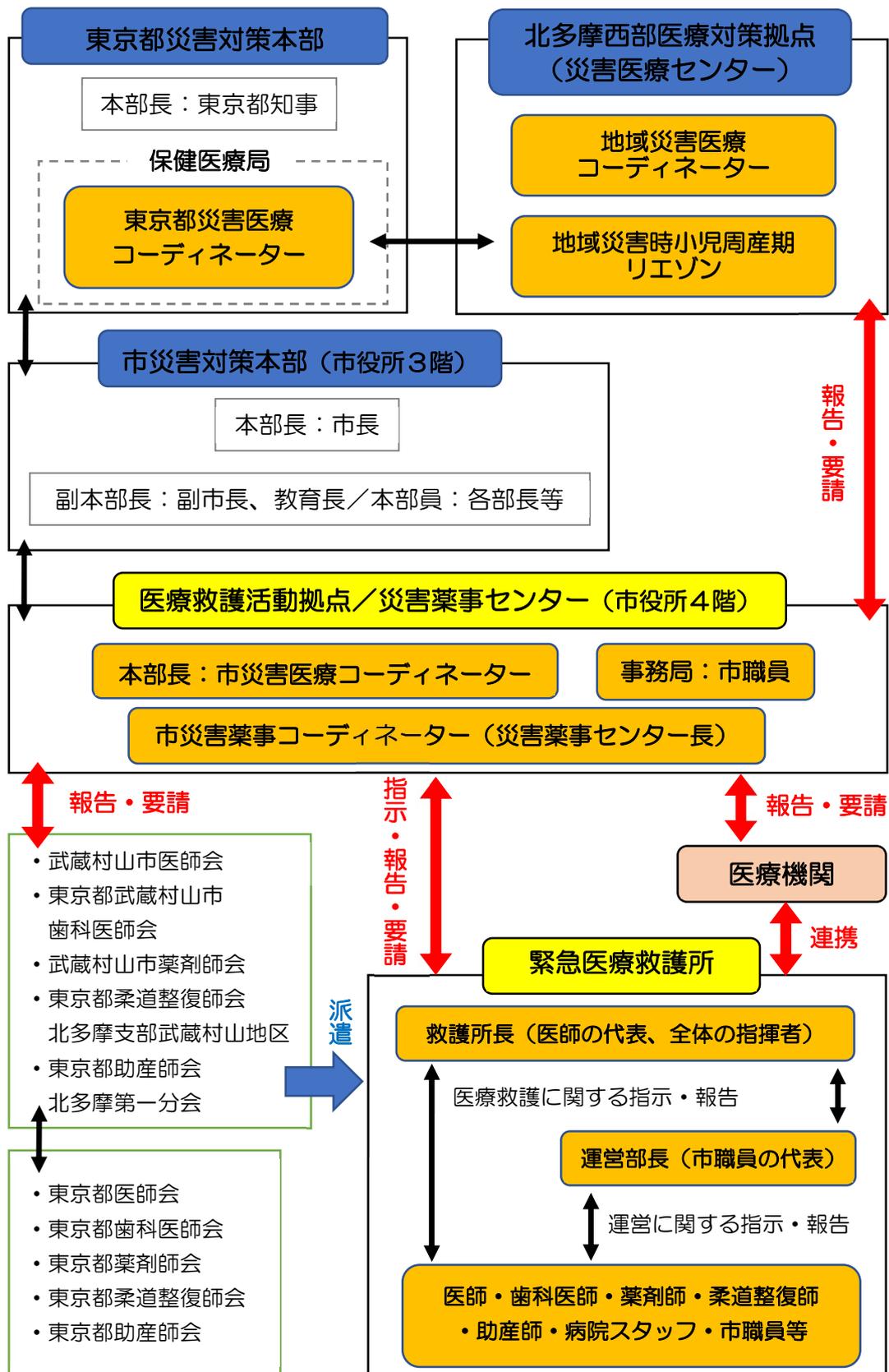
災害発生時における医療救護については、市が一次的に実施するとともに、市災害医療コーディネーターの助言を受け、市内の医療救護活動等を統括・調整を図る。さらに、「災害時の医療救護活動についての協定」等に基づき、武蔵村山市医師会、東京都武蔵村山市歯科医師会、武蔵村山市薬剤師会、東京都柔道整復師会及び東京都助産師会に対し各医療救護班の派遣を要請する。

2 市医療救護班の態勢

機関名	班編成の内容等
医療救護班	1 医療救護班の編成は、医師1名、看護師2名、補助事務員等若干名とする。 2 班は4班編成し、各緊急医療救護所へ2班ずつ配置する。
歯科医療救護班	1 歯科医師1名とする。 2 班は2班編成し、各緊急医療救護所へ1班ずつ配置する。
薬剤師班	1 薬剤師3名とする。 2 班は2班編成し、各緊急医療救護所へ1班ずつ配置する。
柔道整復師班	1 柔道整復師2名とする。 2 班は4班編成し、各緊急医療救護所へ2班ずつ配置する。
助産師班	1 助産師2名とする。 2 班は2班編成し、各緊急医療救護所へ1班ずつ配置する。

※ 災害の状況に応じて、班の数等は適宜変更し、武蔵村山市災害時医療救護活動マニュアルに基づくものとする。

《初動医療救護態勢》



出典：武蔵村山市災害時医療救護活動マニュアル（令和6年3月）

3 医療救護活動

(1) 機関別活動内容

機関名	活動内容
市	1 医療救護班の派遣 (1) 本部長は、必要に応じて、武蔵村山市医師会の協力を得て、医療救護班を派遣する。その際、医療救護班の派遣状況を都保健医療局長に報告する。また、必要に応じて、東京都武蔵村山市歯科医師会、武蔵村山市薬剤師会、東京都柔道整復師会、東京都助産師会に対して、歯科医療救護班、薬剤師班、柔道整復師班及び助産師班の派遣を要請する。 (2) 市の対応能力のみでは十分でないと思われる場合は、東京都地域災害医療コーディネーターに応援を求めるほか、都保健医療局長及びその他関係機関に協力を要請する。 2 緊急医療救護所の設置 (1) 災害拠点連携病院の近接地等に緊急医療救護所を設置する。医療救護班は、緊急医療救護所において、医療救護活動等を実施する。 (2) 緊急医療救護所に、調剤、服薬指導及び医薬品管理等を行う薬剤師班の派遣を武蔵村山市薬剤師会に要請する。 (3) 緊急医療救護所を設置した場合は、その状況について都保健医療局長に報告する。
多摩立川保健所	保健所長は、公衆衛生的見地から市災害医療コーディネーター及び市を支援する。
日本赤十字社東京都支部	1 指定公共機関としての責務に基づき、都からの要請のない場合でも、積極的に医療救護活動等に協力する。 2 医療救護班は、都と締結した「災害救助又はその応援の実施に関する業務委託契約」に基づき、医療、助産救護活動等を行う。 3 血液救護班は、災害時の救護活動における輸血用血液供給業務を行う。
武蔵村山市医師会	1 協力機関としての責務に基づき、積極的に医療救護活動等に協力する。 2 本部長から、災害時の協定に基づく医療救護班の派遣要請があったときは、直ちに医療救護班を派遣して、医療救護活動を行う。
東京都武蔵村山市歯科医師会	1 協力機関としての責務に基づき、積極的に歯科医療救護活動等に協力する。 2 本部長から災害時の協定に基づく歯科医療救護班の派遣要請があったときは、直ちに歯科医療救護班を派遣して、歯科医療救護活動等を行うものとする。
武蔵村山市薬剤師会	1 協力機関としての責務に基づき、積極的に医療救護活動等に協力する。 2 本部長から、災害時の協定に基づく薬剤師班の派遣要請があったときは、直ちに薬剤師班を派遣して、応急救護の実施、衛生材料の提供等、医療救護活動等に協力する。
東京都柔道整復師会北多摩支部武蔵村山地区	1 協力機関としての責務に基づき、積極的に医療救護活動等に協力する。 2 本部長から、災害時の協定に基づく柔道整復師班の派遣要請があったときは、直ちに柔道整復師班を派遣して、医療救護の実施、衛生材料の提供等、医療救護活動等に協力する。
東京都助産師会	1 協力機関としての責務に基づき、積極的に医療救護活動等に協力する。 2 本部長から、災害時の協定に基づく助産師班の派遣要請があったときは、直ちに助産師班を派遣して、助産救護の実施、衛生材料の管理等、助産救護活動等に協力する。

(2) 都の医療救護活動

都は、「災害時医療救護活動ガイドライン」、「災害時歯科保健医療活動ガイドライン」、「災害時薬事活動ガイドライン」等に基づき、医療救護活動を実施する。

(3) 他縣市等からの応援医療救護班の受入れ

本部長は、相互応援協定等に基づく医療救護班、ボランティアの医療従事者等の要請・受入システムや医療スタッフ等の受入態勢を確立し、その活動拠点等を確保する。

(4) 市における災害時医療救護態勢の構築

災害時における医療救護は、各医療機関等の役割や各活動の手順・時系列、活動拠点の場所等を整理、明確化した「武蔵村山市災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、態勢の構築を図る。

(5) 緊急医療救護所の設置

ア 市は、災害拠点連携病院等の近接地等あらかじめ指定する場所に、緊急医療救護所の設置場所を確保する。

【緊急医療救護所設置場所】

場所	住所
プリンスの丘公園(武蔵村山病院南側)	武蔵村山市榎一丁目1番地の13
国立病院機構村山医療センター敷地内	武蔵村山市学園二丁目37番地の1

イ 被災直後の超急性期においては、負傷者が多数発生した災害現場等又は負傷者が殺到する病院等の近接地などに設置する緊急医療救護所を中心とし、その後は、診療を再開した近隣の医療機関で対応する。

(6) 医療救護班等の活動内容

区分	活動内容
医療救護班	1 傷病者に対するトリアージ 2 傷病者に対する応急処置及び医療 3 傷病者の収容医療機関への転送の要否及び搬送順位の決定 4 傷病者の搬送要請及び補助 5 死亡の確認及び遺体の検案への協力 6 助産救護（助産師班と連携） 7 その他必要と認められる業務
歯科医療救護班	1 傷病者に対するトリアージ 2 歯科治療を要する傷病者の応急処置、歯科保健指導等 3 検視・検案の法歯学上協力 4 その他必要と認められる業務
薬剤師班	1 傷病者に対するトリアージ 2 軽症者に対する応急処置 3 傷病者等に対する調剤、投薬、服薬指導 4 医薬品の管理 5 医薬品の供給要請及び納品の確保 6 その他必要と認められる業務
柔道整復師班	1 傷病者に対するトリアージ 2 軽症者に対する応急処置 3 衛生材料等の管理 4 衛生材料等の供給要請及び納品の確保 5 その他必要と認められる業務
助産師班	1 傷病者に対するトリアージ 2 助産救護 3 妊産婦等の救護及び支援 4 新生児、乳幼児への支援 5 衛生材料等の管理 6 衛生材料等の供給要請及び納品の確保 7 その他必要と認められる業務

(7) 北多摩西部消防署（東京消防庁）からの支援

医療救護所から救護活動に関する支援要請があった場合には、救急隊の派遣を依頼する。
 支援内容は、次のとおりとする。

- ア 傷病者の収容先医療機関の選定
- イ 後方医療施設への搬送
- ウ 傷病者の応急処置

4 医薬品・医療資器材の確保

市では、災害時の医療救護活動に備えて、医療救護班が使用する医薬品・医療資器材の備蓄、整備に努めている。

- (1) 健康推進班は、市の現有医療資器材を携行するものとし、各医療救護班が使用する医療資器材が不足したときは、市において調達するとともに、都に協力要請を行う。
- (2) 武蔵村山市医師会医療救護班は、原則として市が備蓄及び調達した災害用備蓄医薬品等を優先的に使用するものとする。不足が生じた場合には、自己が携行した医薬品等を使用するものとし、この場合の使用消耗資器材については、後日、市に費用を請求するものとする。

なお、武蔵村山市医師会医療救護班が使用する災害用備蓄医薬品等の搬送は、原則として健康推進班が行うものとする。

【市における医薬品・医療資器材の備蓄】 令和4年3月現在

品名	数量	備蓄場所
災害用医療資器材	1セット	市役所本庁舎
	1セット	お伊勢の森分室
救急セット	355セット	災害対策用備蓄倉庫 市役所車庫棟災害対策倉庫
三角巾	8,270枚	災害対策用備蓄倉庫 市役所車庫棟災害対策倉庫

5 災害薬事センター

(1) 災害薬事センターの設置

市は、災害発生後、緊急医療救護所や被災地等へ医薬品、医療器具、衛生材料等を迅速に供給するため、速やかに「災害薬事センター」を設置する。

(2) 災害薬事センターの役割

災害薬事センターの役割は次のとおりとする。

なお、災害薬事センターにおける活動の詳細は、東京都の「災害時薬事活動ガイドライン」に基づくものとする。

- ア 緊急医療救護所への医薬品等の供給
- イ 医薬品等卸売販売業者への医薬品等の発注
- ウ 東京都への医薬品等の供給要請
- エ 東京都への血清製剤の供給要請
- オ 医薬品等に関する情報の収集及び発信
- カ 災害薬事センターの閉鎖時期の協議等

(3) 設置場所

災害薬事センターは、市役所本庁舎4階会議室（医療救護活動拠点に併設）に設置する。
 なお、医薬品等の一時置き場が必要な際は、保健相談センター（武蔵村山市本町一丁目23番地）等のオープンスペースを使用する。

6 医薬品・医療資器材の供給

(1) 市による医薬品等の備蓄・調達

市は、災害発生後3日間で必要な量の医薬品等の備蓄を進めており、災害発生時には、まず市が備蓄しているものを使用する。

(2) 医薬品等の調達

市で備蓄する医薬品が不足する場合、医薬品卸売販売業者と以下の優先順位に基づき、医薬品等の調達を図る。

なお、医薬品卸売販売業者へ医薬品等の発注を行う場合は、災害薬事センターがとりまとめて行う。

ア 武蔵村山市薬剤師会及び薬局へ提供要請

イ 医薬品卸売販売業者への発注

(3) 都への要請

「(2) 医薬品などの調達」によっても医薬品等の調達が困難な場合は、都に対し、都の備蓄を供出するよう協力を要請し、必要な医薬品等の調達要請も行う。

7 血液製剤の供給の要請

市は、医療救護活動に際して、血液が必要となる状況が生じた場合は、都保健医療局長に血液製剤の供給について要請する。

第3節 負傷者等の搬送体制（健康推進班、北多摩西部消防署）

効果的な医療救護活動を行うためには、迅速・適切な負傷者、医療スタッフ及び医薬品等の搬送体制を確立することが必要である。

1 負傷者の搬送

(1) 緊急医療救護所の責任者は、後方医療施設に收容する必要がある者が発生した場合、市災害医療コーディネーターの助言を受け、市に搬送を要請する。

(2) 搬送は、あらかじめ定められた基準に基づく搬送順位に従って、市災害医療コーディネーターを介して東京都地域災害医療コーディネーターと連携を図りながら、搬送先施設等の受入体制を確認して搬送する。

(3) 負傷者等の後方医療施設への搬送は、状況に応じて、次により行う。

ア 北多摩西部消防署に搬送を要請する。

イ 車両等による搬送を行う。

ウ 必要に応じて、応援協定等に基づき、国や関係縣市等に広域的搬送を要請する。

2 医療スタッフの搬送

市が派遣する医療救護班等の医療スタッフの搬送は、原則として市が対応し、都が派遣する都医療救護班等については都が対応する。

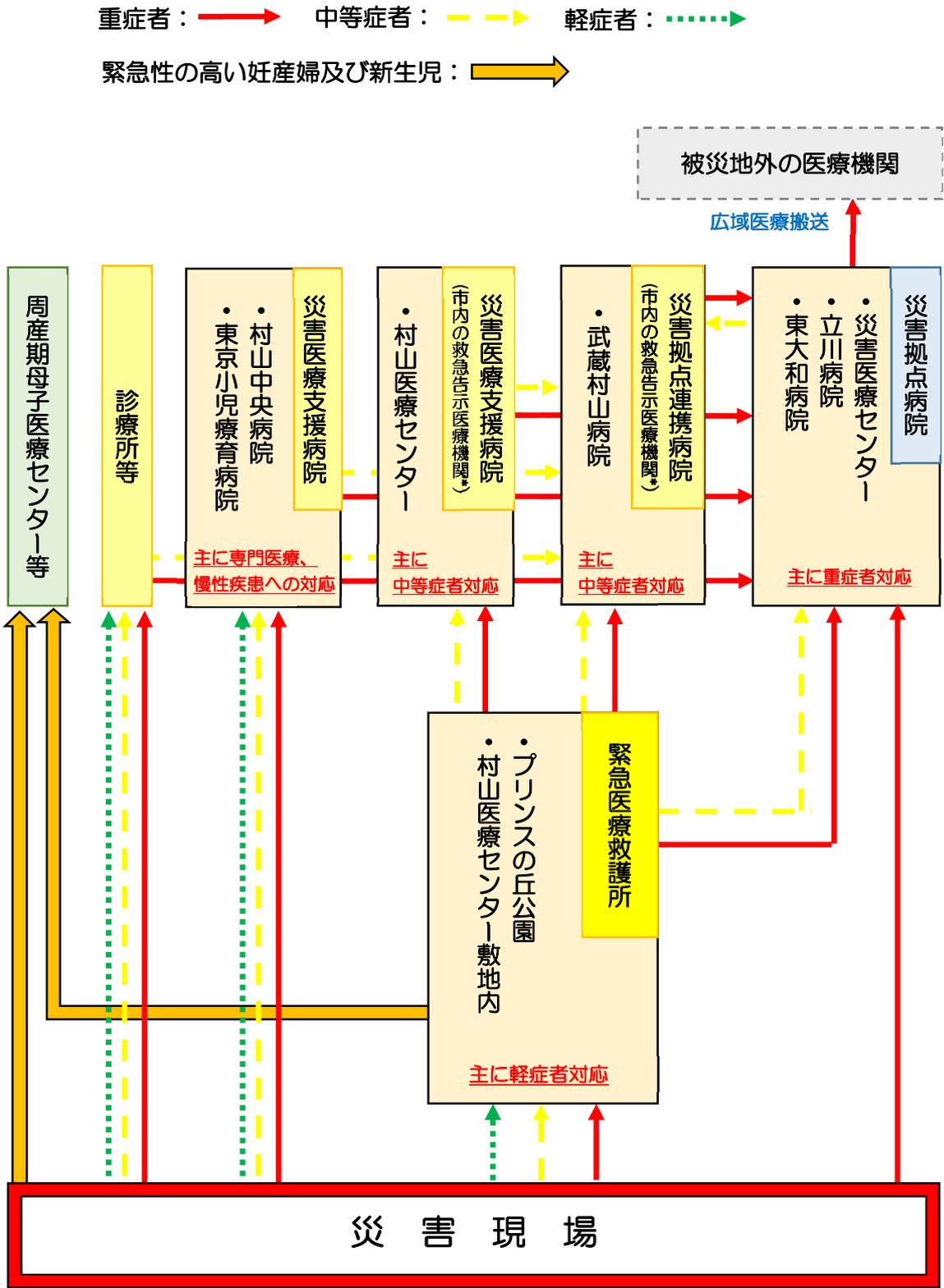
3 医薬品等の搬送

医療救護活動等に必要な医薬品・医療資器材の搬送は、原則として、市が備蓄する医薬品等の供給及び災害薬事センターから医療救護所等への搬送は市が対応する。

4 後方医療体制

市において大規模な災害が発生した場合、東京都の災害時医療救護活動ガイドラインに基づき、重症者は災害拠点病院（災害医療センター等）に、中等症者又は容態の安定した重症者は災害拠点連携病院（武蔵村山病院等）に搬送し、治療を行う。

【後方医療機関への傷病者搬送の流れ】



*救急告示医療機関は、救急隊が搬送する傷病者の収容及び治療を行う医療機関であり、東京都知事が認定し、告示する。

出典：武蔵村山市災害時医療救護活動マニュアル（令和6年3月）

第4節 保健衛生（健康推進班（保健師班）、初動要員）

避難所や被災した家屋での長期にわたる不自由な生活あるいは被災のショック等は、心身の健康に様々な影響を及ぼす。心身の健康障害の発生防止や在宅療養者の病状悪化等を防ぐための対策が必要である。

市では、避難所及び在宅の要配慮者や傷病者等に、保健師による保健指導、健康相談等の保健活動を以下の任務分担に基づいて行う。

【任務分担】

	任務	担当班
メンタルヘルスケア	精神障害者・精神疾患患者対策	健康推進班
	被災市民のメンタルヘルスケア	保健師班

1 保健活動

(1) 保健師班の編成

市は、巡回健康相談等を行うため、市職員のうち、全ての保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる保健師班を編成して避難所等に派遣又は巡回する。

(2) 保健師班の活動内容

ア 保健師班は、都保健医療局が編成する環境衛生指導班、食品衛生指導班及び防疫班と連携し、避難住民等の健康管理に関する活動を行う。

イ 保健師班は、避難所における健康相談、地域における巡回健康相談、その他必要な保健活動を行う。

(3) 他県からの応援職員の受入れ

ア 市は、都と協議の上、必要に応じて応援協定に基づき、他県市に保健師班の派遣を要請する。

イ 市は、派遣職員の受入れ及び搬送体制の確立、並びに活動拠点の確保を図る。

2 メンタルヘルスケア

市は、精神障害者・精神疾患患者への対応として、保健所及び武蔵村山市医師会との協力による精神医療を展開する。

市は、被災市民の心的外傷後ストレス障害（PTSD）をも視野に据えてのメンタルヘルスケア体制整備を図り、被災の状況に即して活動する。

(1) 精神障害者・精神疾患患者対策

被災の状況により通院が困難になった患者に対しては、保健所及び武蔵村山市医師会等の協力により編成される巡回精神医療チームにより対応する。

市は、精神科病院・診療所の外来実施状況について、状況の把握・提供ができるように努める。また、状況に応じて東京DPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣を要請し、被災した精神科病院の患者の搬送の支援や急性増悪患者の対応、災害派遣医療チーム等との連携等を求める。

(2) メンタルヘルスケア

ア 市は、保健師班を編成し、被災市民に対するこころの健康に関する相談を行う。

イ 市は、必要に応じて電話相談窓口や外来相談窓口を設置する。

3 透析患者等への対応

(1) 透析患者への対応

慢性腎不全患者の多くは、1人1回の透析に約120Lの水を使用する血液透析を週2～3回受けており、災害時にも平常時と同様の医療を要することから、適切な医療体制を確保

する必要がある。

ア 市は、都、武蔵村山市医師会及び透析医療機関等の協力により、透析医療機関の被災状況、透析医療の可否についての情報を収集する。

イ 市は、透析医療機関及び患者からの問合せに対し、情報を提供する。

(2) 在宅難病患者への対応

人工呼吸器を装着している在宅難病患者などは、病勢が不安定であることとともに専門医療を要することから、災害時には医療施設などに救護する必要がある。

このため、市は平常時から保健所を通じて患者の把握を行うとともに、医療機関及び他県市等と連携し、災害時における在宅難病患者の搬送及び救護体制の支援に努める。

4 水・食料の安全確保

(1) 飲料水の安全確保

震災時には、配水管の損傷等による断水が予想されるため、飲料水の安全確保を迅速に行う必要がある。

都保健医療局は、市からの要請に応じ環境衛生指導班を編成し、飲料水が塩素で消毒されているかの確認を行い、都民への消毒薬・簡易残留塩素検出紙の配布や消毒の実施方法及び残留塩素の確認方法の指導等を行う。

市は、環境衛生指導班の協力を得て、消毒の確認を行うとともに、市民が自主的に消毒を行えるように消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を指導する。

ライフライン復旧後は、市民が環境衛生指導班の協力を得て給水設備の点検及び残留塩素濃度を確認し、飲用の可否等について、適正に周知する。

(2) 食品の安全確保

震災時には、設備の不十分な状態での調理・提供、停電や断水などによる冷蔵・冷凍機器の機能低下等に伴う食料品の腐敗、汚染等の発生が予想される。

このため、保健所では、食品衛生指導班を編成し、食品の安全確保を図ることとしている。

ア 食品衛生指導班は、保健所長の指揮の下に次のとおりの活動を行う。

(ア) 炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保

(イ) 食品集積所の衛生確保

(ウ) 避難所の食品衛生指導

(エ) 食中毒発生時の対応

(オ) その他食品に起因する危害発生の防止

イ 市は都と連携し、次の点に留意して、避難住民に対する食品の衛生的な取扱いの指導を行う。

(ア) 避難所における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理体制の確立

(イ) 食品の衛生確保、日付管理等の徹底

(ウ) 手洗いの励行

(エ) 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底

(オ) 残飯、廃棄物等の適正処理の徹底

(カ) 情報提供

(キ) 殺菌、消毒剤の手配、調整

(ク) 乳幼児、高齢者などの食事の特性に応じた衛生指導

第5節 防疫（健康推進班）

震災時には、水道等のライフラインの寸断やトイレの不足、避難生活の長期化などにより衛生環境が悪化し、各種感染症が発生するおそれがある。

このため、家屋内外の消毒を実施するとともに、感染症の発生、まん延を防止するために、各種の検査、予防措置及び応急的救助を行うことが必要となる。

1 防疫活動

市及び都は、災害時における感染症患者の発生予防、早期発見、家屋内外の消毒等を実施するために、防疫班、消毒班、保健活動班等を編成し、相互に緊密な連携を取りながら防疫活動を実施する。

機関名	活動内容
市	1 災害の種類、程度に即応した防疫活動として、飲料水の消毒や避難所及び患者発生時の消毒、ねずみ族・昆虫等 [※] の駆除を行う。 ※ ねずみ族、昆虫等：感染症を媒介するねずみ、蚊、ハエ、ゴキブリ等 2 状況に応じて、防疫班、消毒班、保健活動班を編成し、防疫活動を実施する。 (1) 防疫班の業務 ア 健康調査及び健康相談 イ 避難所の防疫指導、感染症発生状況の把握 ウ 感染症予防のための広報及び健康指導 エ 避難所におけるトイレ・ごみ保管場所の適正管理 (2) 消毒班の業務 ア 患者発生時の消毒（指導） イ 避難所の消毒の実施及び指導 (3) 保健活動班 ア 健康調査及び健康相談の実施 イ 広報及び健康指導 3 被災戸数及び防疫活動の実施について、都保健医療局に対し、迅速に連絡する。 4 防疫活動の実施に当たって、対応能力では十分ではないと認める場合は、都保健医療局又は武蔵村山市医師会に協力を要請する。 5 都が実施する活動支援や指導、市と調整を行う場合は、協力する。
東京都	1 区市町村の防疫に関する要請があった場合、その他必要と認める場合は、活動支援や指導を行い、又は、区市町村との調整を図る。 2 防疫活動を実施するに当たって必要と認める場合は、都医師会又は武蔵村山市医師会、都薬剤師会等に協力を要請する。 3 被災地や避難所における感染症発生状況の把握及び情報提供を行う。 4 感染症の流行状況等を踏まえて市が実施する予防接種に関する指導・調整を行う。 5 一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症患者の入院先医療機関の確保及び移送・搬送手段を確保する。 6 市の衛生管理対策を支援・指導する。 7 状況に応じて、環境衛生指導班及び食品衛生指導班を編成する。 (1) 「環境衛生指導班」による飲料水の安全等環境衛生の確保 (2) 「食品衛生指導班」による食品の安全確保 8 区市町村が行う防疫活動を支援するとともに、必要に応じて、他都市の防疫班の出動を要請し、その連絡調整を行う。

2 防疫業務の実施

防疫班は、医療救護班・保健活動班等と緊密に連携を取りながら、被災住民の健康調査を行い、感染症患者の早期発見に努め、被災地や避難所の感染症発生状況を把握するとともに、必要に応じて感染症予防のための対策を行う。

(1) 避難所の防疫措置

ア 市は、避難所開設後直ちにトイレやごみ保管場所等の要消毒場所の消毒を行い、以後適宜消毒を実施する。

イ 防疫班は、避難所開設後速やかに医療救護班・保健活動班等と協力して、健康調査及び健康相談を行う。

ウ 防疫班は、給食施設、トイレ等の生活施設の衛生的管理及び消毒、手洗いの励行等の感染症の発生予防のための広報及び健康指導を行う。

エ 市は、避難所の感染症流行状況を把握し、感染拡大を防止する。

(2) 避難所における飲料水の安全確保対策

市は、患者発生時の消毒（指導）、下水及びその他要消毒場所（トイレやごみ保管場所等）の消毒を行い、又は消毒薬を配布して指導する。

(3) 感染症予防のための広報及び健康指導

防疫班は、健康調査及び健康相談の実施と並行して、食品衛生指導班、環境衛生指導班等の協力を得て、広報及び健康指導を行う。

第9章 避難者対策

市民等の避難に備えて、事前に避難態勢、避難場所、避難所の設置・運営等について必要な事項を定める。発災時には、速やかに避難所を開設し、避難者を受け入れる。

【応急・復旧活動フロー】

機関名	発災	1h	24h	72h	
	初動態勢の確立期		即時対応期		復旧対応期
市	○避難指示 ○都に報告（状況等） ○避難所・福祉避難所の開設・運営		○都に報告（他地区への移送要請等）	○ボランティアの受け入れ ○避難者把握・他地区への移送	→
都福祉局	○避難所の情報収集		○被災者の他地域への移送 ○要配慮者の情報把握		→ → →
医療保健局			○資器材の都財務局への調達要請		→

活動内容	活動開始目標				担当班等
	24時間以内	72時間以内	7日以内	8日以降	
第1節 避難態勢	○				本部班、東大和警察署、北多摩西部消防署
第2節 避難所の開設・運営	○				本部班、協働推進班、高齢福祉班、障害福祉班、教育総務班、初動要員、避難者
第3節 要配慮者の安全確保	○				本部班、福祉総務班、高齢福祉班、障害福祉班、子ども子育て支援班、都市計画班
第4節 外国人支援対策	○				協働推進班
第5節 在宅避難者等への対応		○			特命班（被災者支援担当）、市民班
第6節 動物救護		○			環境班、初動要員

第1節 避難態勢（本部班、東大和警察署、北多摩西部消防署）

1 避難

各機関が行う避難指示・危険区域の設定等は次のとおりである。

機関名	内容
市	1 人の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、本部長は警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命じる。 2 区域内において危険が切迫した場合には、本部長は、東大和警察署長及び北多摩西部消防署長に連絡の上、要避難地域、要避難者及び避難先を定めて避難情報を発令するとともに、速やかに都に報告する。

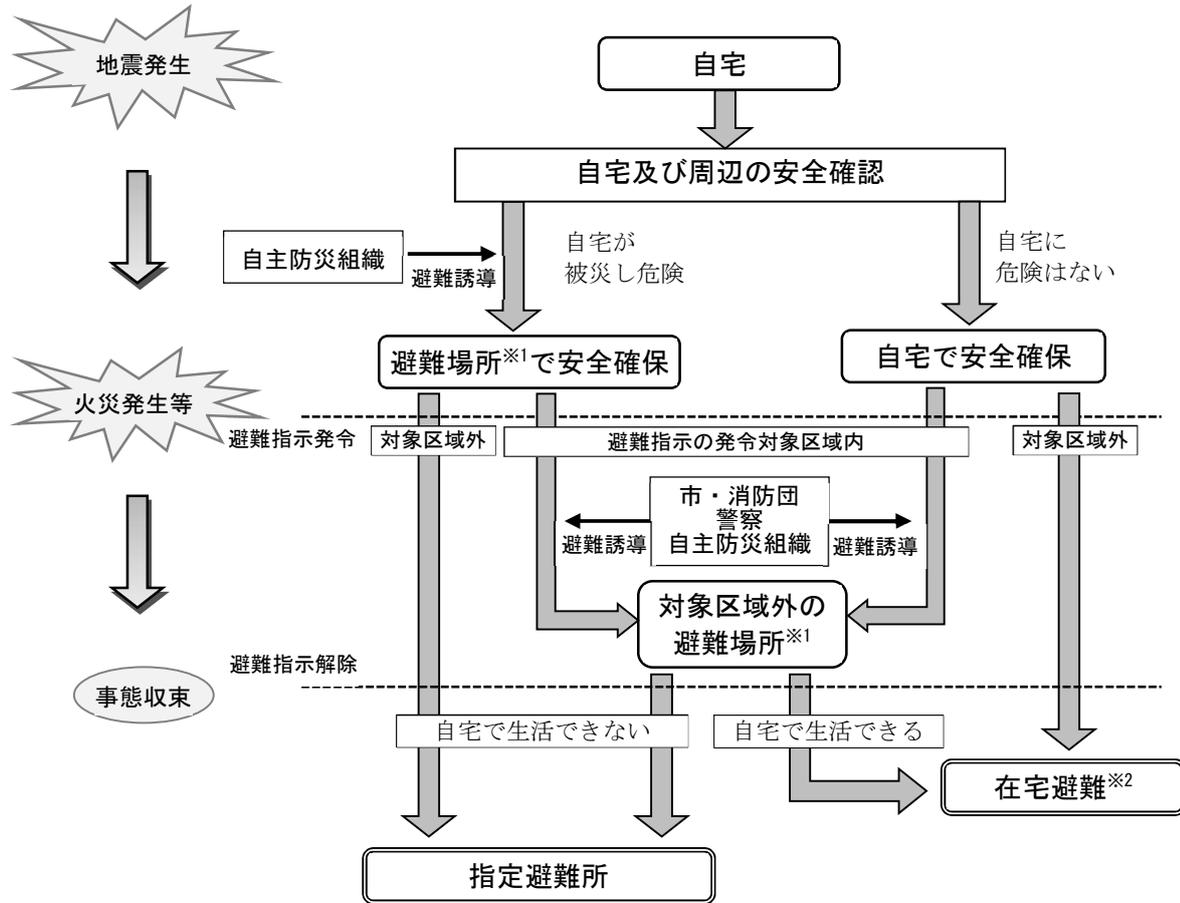
機関名	内容
東京都	1 都知事は、水防法（昭和24年法律第193号）又は地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に基づく避難の指示を行う。 2 災害の発生により区市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難指示に関する措置の全部又は一部を当該区市町村長に代わって実施する。
東大和警察署	1 火災の発生等の危険が切迫し、本部長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は本部長から要求のあったときは、警察官が居住者等に避難の指示を行う。 2 この場合、直ちに本部長に対し、避難指示を行った日時、対象区域、避難誘導方向、避難先等を通知する。
北多摩西部消防署	1 消防署長は、火災の延焼拡大又はガスの拡散が迅速で、通報にいとまがないとき、人命に危険が著しく切迫していると認めるときは、市民に避難の指示等を行う。 2 前記1による避難の指示等を行った場合は、直ちに本部長に通報する。

2 避難誘導

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合には、その情勢を的確に市民に伝達し、迅速かつ安全に避難場所まで誘導しなくてはならない。

機関名	内容
市	1 避難指示を発令した場合、東大和警察署、北多摩西部消防署及び市消防団等の協力を得て、あらかじめ指定してある避難場所等に誘導する。 2 高齢者や障害者等の要配慮者については、障害の特性や住環境などを踏まえ、避難方法に配慮して、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認を行う。 3 市民等が迅速な避難を行うために、市は避難路となる道路に避難誘導標識を設置すること。
教育委員会	各学校で作成した学校危機管理マニュアルに基づき、校長を中心に全校職員が協力して、児童生徒等の安全確保を図る。
東大和警察署	1 避難誘導に当たっては、避難道路等の要所に警戒員を配置し、現場での個別広報活動を行う。 2 火災等の規模や態様等により、できる限り必要な部隊を配置し、必要な避難措置を講じる。
北多摩西部消防署	1 災害の進展等により、市民を避難させる必要がある場合は市へ通報する。 2 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合においては関係機関と連携した避難の指示等を行い、その後速やかに市へその内容を通報する。 3 避難指示等が発令された場合には、災害の規模、道路橋りょうの状況、火災の拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、最も安全と思われる方向を市及び関係機関に通報する。 4 避難指示等が発令された時点以降の消火活動は、避難場所、避難道路の安全確保に努める。

【避難の流れ（一例）】



※1：指定緊急避難場所の他、公園等を含む。
 ※2：親戚・知人宅等への避難を含む。
 自宅で飲料水、食料の備蓄がない場合は、指定避難所へ避難する。

3 避難場所の開放

市は、避難住民の安全を保持するため、避難場所の規模及び周辺の状況を勘案し、施設の開放に要する職員を必要に応じて配置するとともに、情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供する。

4 広域避難

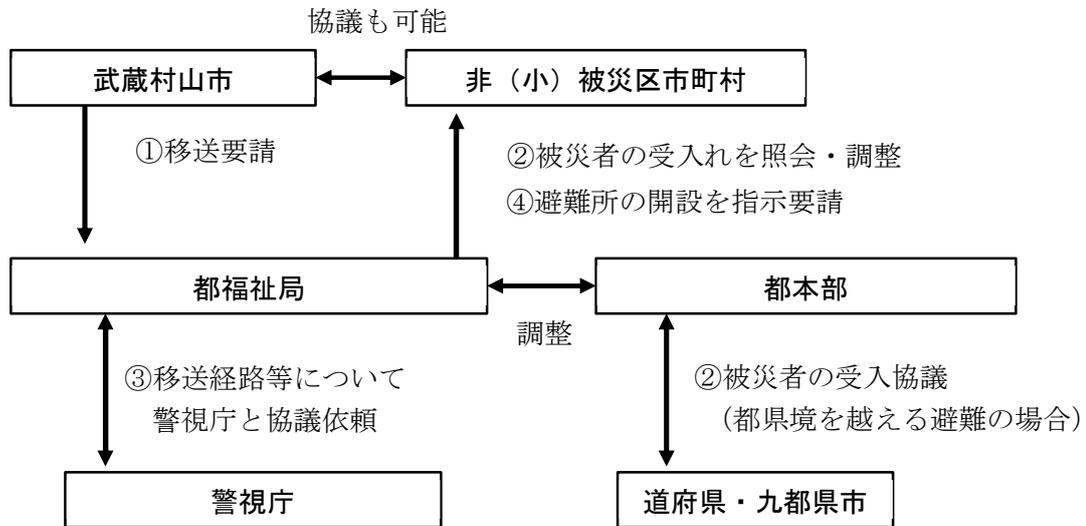
本部長は、市内の避難拠点の収容定員を超えた場合等、避難指示等を行った場合の立退き先を市内の緊急避難場所等とすることが困難で、他市町村に滞在させる必要がある場合に、災害対策基本法による広域避難を実施する。

(1) 広域避難の要請

市（本部長）は、市の避難所に被災者を受け入れることが困難な時は、被災者の他地区（近隣の非被災地区若しくは小被災地区又は隣接県）への移送について、知事（都福祉局）に要請する。

都は、被災者の移送方法について、市と協議の上、被災地の状況を勘案して決定し、東京都災害対策本部調達のバス等を中心に、区市町村、都交通局、警視庁、東京消防庁の協力を得て実施する。

【移送先の決定】



(2) 広域避難の受入れ

市は、都から被災者の受入れを指示された場合、受入体制を整備して被災者を受け入れる。

移送された被災者の避難所の運営は原則として市が行い、移送元の区市町村は避難所運営に積極的に協力する。

第2節 避難所の開設・運営（本部班、協働推進班、高齢福祉班、障害福祉班、教育総務班、初動要員、避難者）

災害により現に被害を受け、住居等を喪失するなど引き続き救助を要する者については、避難所を開設し、応急的な食料等の配布を行うなどの保護を行う。

1 開設する避難所

(1) 避難所の開設

ア 大規模地震が発生したときは、本計画に基づく指定避難所のうち、まず小中学校避難所から開設し、それ以外の避難所については、市内の被災状況等を踏まえ、市災対本部の判断のもと適宜開設を進める。

イ 避難所を開設したときは、開設日時、場所、避難者数及び開設予定期間等について、都福祉局、東大和警察署及び北多摩西部消防署等関係機関に速やかに報告する。

(2) 福祉避難所の開設

市は、災害発生後、市内の被災状況や避難者の状況を勘案し、必要に応じて、福祉避難所を開設する。

市は、福祉避難所を開設したときは、開設日時、場所、避難者数、開設予定期間について、都福祉局、東大和警察署及び北多摩西部消防署等関係機関に速やかに報告する。

ア 協定に基づく福祉避難所への要配慮者の移送

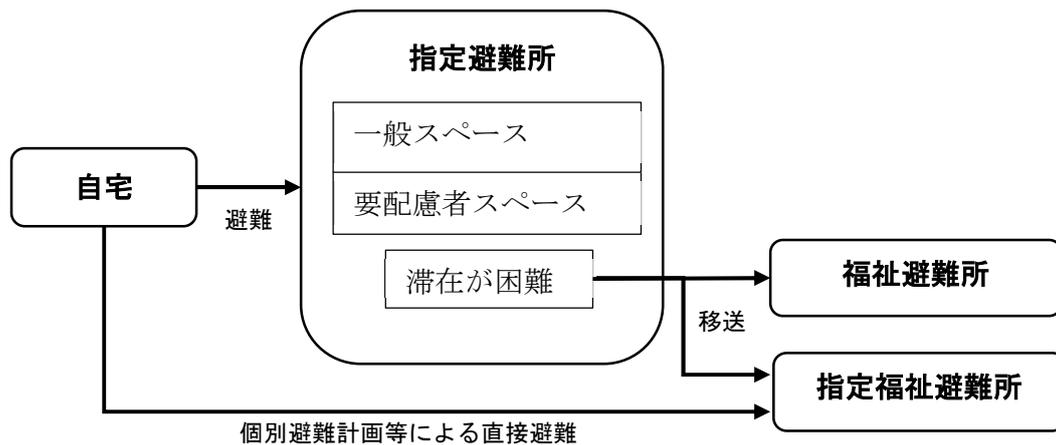
市は、指定避難所に避難した要配慮者のうち、指定避難所での生活が困難な要配慮者について、介護支援専門員、相談支援専門員、保健師等の意見、避難先の状況等を総合的に勘案して、あらかじめ協定を締結している福祉避難所へ移送するなど必要な支援を行う。

イ 指定福祉避難所における要配慮者の受入れ

市は、指定福祉避難所を開設したときは、要配慮者及びその家族、自主防災組織、地域住民、支援団体等に速やかにその場所等を周知する。

指定福祉避難所は、受入体制が整い次第、個別避難計画等で当該施設を避難先としている受入対象者を受け入れる。

【要配慮者の福祉避難所への移送イメージ】



2 避難所の開設

大地震発生後に開設する小中学校避難所は、あらかじめ作成した各校避難所運営マニュアルに基づき、市の震度に応じた以下の基準に基づき開設する。

【指定避難所の開設基準】

市の震度	開設方法
6弱以上	指定された初動要員による自動開設
5強以下	被害及び避難者の状況に応じて開設を判断

3 避難所の運営管理

(1) 運営管理方針

避難所の運営管理は、各指定避難所の状況に合わせて作成した「避難所運営マニュアル」に基づき、以下の事項について充分配慮した上で、避難者や地域住民が主体となって行うものとする。

なお、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条による「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が公示されたときは、感染症対策に関するマニュアル（避難所運営マニュアル感染症対策編）を踏まえ、国や都の指示、助言等に合わせた対応を実施するものとする。

ア 衛生に係る配慮

マスク、手指消毒液の用意、避難所内の適切な換気の実施、避難所内の清掃や消毒、清潔保持等、避難所の衛生管理を適切に行う。また、ゴミの適切な排出方法、トイレの使用方法など、避難住民への衛生管理上の留意事項を周知する。

なお、トイレについて、発災当初は50人に1基、発災1週間以降は20人に1基となるように配慮するとともに、仮設トイレ等の設置場所は使用上の安全性の確保等に配慮して選定する。また、要配慮者の利用を想定して、車椅子利用者対応トイレ等の設置、一般

トイレの洋式化、育児・介助者同伴や性別に関わらず利用できる男女共用トイレ等の設置などバリアフリー化を推進する。

イ 健康に係る配慮

避難所における感染症等の疾病予防、健康問題の悪化防止のため、避難者に問診や検温を行うなど、避難者の健康状態を確認する。

ウ プライバシーに係る配慮

プライバシーを確保する観点から、間仕切りにより世帯ごとのエリアを設ける。トイレ、物干し場、更衣室、休養スペース及び入浴施設は男女別に設け昼夜を問わず安心して使用できる場所に設置する。

エ 女性・子どもに係る配慮

女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、パトロールの実施や照明の配置による視認性の向上など避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

女性用トイレの数は、男女比1対3を目安とする。また、子どもの遊びや学習のためのスペースを確保する。

オ 言葉によるコミュニケーションが困難な被災者に係る配慮

障害者や外国人等の言葉によるコミュニケーションが困難な被災者への配慮として、コミュニケーション支援ボード等の支援ツールを活用する。

カ 被災者への情報提供等

被災者への情報提供や被災者相互の安否確認、在宅避難者の情報入手等のため、避難所にラジオ、テレビ、電話、ファクシミリ、パソコン、Wi-Fi等の通信・情報機器及び行政情報に関する掲示スペースを確保する。

キ 避難所の閉鎖

避難所の設置は応急的なものであるため、避難所とした施設本来の機能を早期に回復することが必要であることから、応急仮設住宅設置等の施策を講じると並行して、できるだけ避難所の早期解消を図る。

避難所の再編に際しては、コミュニティ維持に配慮する。また、仮設住宅にもコミュニティ単位で入居することは、コミュニティの維持や防災集団移転等の地区の復興を考えるうえで有益であるため、できるだけ考慮する。

4 公衆浴場等の確保

- (1) 市は、かたくりの湯の活用や保健所と連携して公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況を把握する。
- (2) 市は、避難住民に対してその情報を提供するとともに浴場等の確保に努める。

5 ボランティアの受入れ

- (1) 市災対本部は、避難所や市内の被災状況等を勘案し、必要に応じて避難所へのボランティアの受入れを進める。
- (2) 避難所へのボランティア受入れは、市災害ボランティアセンターを通じて行う。
- (3) 市は、円滑な避難所運営のため、ボランティア・市民活動団体等との連携を図る。

6 被災者の他地区への移送又は受入れ

- (1) 本部長は、市内の避難所に被災者を受け入れることが困難なときは、被災者の他地区（近隣の非被災地区若しくは小被災地又は隣接県）への移送について、都知事（都福祉局）に要請し、受入れ可能な地区がある場合は、市職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の区市町村に派遣するとともに、移送に当たっては引率者を添乗させる。

- (2) 都から被災者の受入れを指示された場合は、市長は受入態勢を整備する。
- (3) 移送された被災者の避難所の運営は、受入側の区市町村が行い、市はその運営に協力する。

第3節 要配慮者の安全確保（本部班、福祉総務班、高齢福祉班、障害福祉班、子ども子育て支援班、都市計画班）

(1) 要配慮者に関する情報収集

市は、関係機関、自主防災組織、民生委員、地域住民等の協力を得て、要配慮者個々人に対応するため、安否確認を含む状況の把握やサービスの提供に取り組む。また、福祉総務班は、特命班（被災者支援担当）と連携し、要配慮者に関する情報を一元的に収集するなど、総合調整を図る。

(2) 福祉避難所の活用

市は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、自宅や避難所での生活が困難である要配慮者等を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。

福祉避難所の運営に支障を来している場合は、東京都災害福祉広域調整センターへ福祉専門職員の派遣を要請する。

(3) 医療等の体制

ア 市は、透析患者や在宅難病等専門医療を必要とする患者への対応として、都、武蔵村山市医師会、保健所等との連携による医療体制の強化に努める。

イ 被災者の心身の健康維持や在宅療養者等への対応を行うため、保健活動班を編成し、避難所・仮設住宅等への巡回健康相談等の活動を行う。

(4) 食料の確保

市は、災害救助用クラッカー、アレルギー対応アルファ米及びお粥等の要配慮者に配慮した備蓄食料の供給を図るとともに、メニューの多様化及び質の確保についても配慮し、栄養バランスのとれた食事を適温で提供できるように配慮する。

(5) 福祉機器等の確保

市は、要配慮者が避難所等で生活する上で必要な福祉機器等について、必要に応じて協定締結事業者等から調達、確保する。

(6) 仮設住宅

市は、都が策定する選定基準に基づき、仮設住宅の入居者の募集・受付・審査を実施する。その際、要配慮者の被災状況を勘案して優先的な選定を行う。

第4節 外国人支援対策（協働推進班）

言語、生活習慣が異なる外国人が、災害発生時に適切な行動を取れるよう、災害時には、都生活文化局が災害時に設ける「外国人災害時情報センター」と連携して、的確な情報提供を行う。

また、必要に応じ、都に対して、避難所における外国人を支援するための防災（語学）ボランティアの派遣を要請するほか、以下の取組を進める。

- 1 多言語表示シートやコミュニケーション支援ボードの活用
- 2 多様なアプリやツールを活用した多言語支援
- 3 情報を届けて終わりとしめない、双方向性の高いコミュニケーション
- 4 SNS、ビデオチャット等のICTツール等を活用した、避難所外避難者への支援

第5節 在宅避難者等への対応（特命班（被災者支援担当）、市民班）

1 在宅避難者への対応

在宅避難者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供等、必要な支援に努める。

このため、自治会、自主防災組織等と連携して在宅避難者や自主的な避難所の所在を確認するとともに、市は、避難所滞在者に準ずる保健サービス、食料、飲料水及び生活必需品の提供に努める。

なお、避難所は、各地区の在宅避難者への情報発信、物資供給等の拠点とする。

2 車中泊への対応

都は、東京都震災対策条例により車両での避難を禁止していることに加え、エコノミークラス症候群等、健康問題に対する適切な対応に課題があることから、原則として車中泊を認めていない。

市は、やむを得ない理由で車中泊をする被災者に係る情報の早期把握に努め、避難所滞在者に準ずる食料、飲料水及び生活必需品の提供^{※1}に努める。なお、その際の物資提供場所は、原則として開設されている避難所とする。

また、健康面等についての相談・支援などは、市において現行で想定されている体制の中で、必要に応じて都や地域等と連携の上、対応に努めるものとする。^{※2}

※1 食料、飲料水及び生活必需品の提供については、本編 第1部 第11章「飲料水・食料・生活必需品等の供給」（応急-81）を準用する。

※2 保健衛生に係る対応については、本編 第1部 第8章 第4節「保健衛生」（応急-65）を準用する。

第6節 動物救護（環境班、初動要員）

市は、動物愛護の観点から、負傷し、又は放し飼い状態にある動物の保護や適正な飼育に関し、関係機関、都獣医師会等関係団体との協力体制を確立するほか、避難所でのペット同行避難の受入れが適切に行われるよう対応する。なお、災害時における動物の逸走時対策については、市内の特定動物飼養保管許可施設及び許可権限を有する都と平時から連携体制を構築するように努める。

1 被災地域における動物の保護

市は、飼い主のわからない、負傷し又は放し飼い状態にある動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、都及び獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行う。

2 ペットとの同行避難及び避難所におけるペットの飼育

市は、避難所運営マニュアルに、ペット同行避難の取扱い及び避難所での飼育の仕方等を規定し、避難所の管理者は、飼い主の理解及び協力を得た上で、適切な避難所運営を行う。なお、ペット同行避難の前提条件は次のとおり。

- (1) ペットが避難者の方に危害を加えたり、そのおそれがある場合、又は飼育に特別な設備が必要な場合は、避難所の管理者は、受入れを断ることがある。
- (2) ペットは決められた場所で、ケージなどの中に入れるか、リードなどにつないで飼育する。なお、犬の場合は鑑札・狂犬病予防注射済票を付けた首輪をつける。
- (3) ペットは、避難所屋内に入れない。ただし、風水害時には、施設入口等屋根のある場所への受入れを行う。
- (4) エサやトイレの管理は、ペットの飼い主が責任をもって適切に行い、避難所の衛生環境に悪影響が出ないように努める。

第10章 帰宅困難者対策

市では、多くの市民が通勤、通学、買物等で外出しており、大地震により交通機能等が停止した場合、速やかに自宅に帰ることができずに、大きな混乱を招くことが予想される。このため、帰宅困難者に対する情報の提供、保護支援、交通手段の確保などについて対策を実施する。

活動内容	活動開始目標				担当班等
	24時間以内	72時間以内	7日以内	8日以降	
第1節 地震発生後の初動対応	○				交通企画・沿線・区画整理班、特命班（情報担当）
第2節 事業所における帰宅困難者対策	○				各事業所
第3節 学校等における児童・生徒等の安全確保	○				教育総務班
第4節 集客施設等の利用者保護	○				施設管理者、交通企画・沿線・区画整理班
第5節 帰宅ルール等による安全な帰宅の推進		○			交通企画・沿線・区画整理班
第6節 徒歩帰宅者の支援		○			

第1節 地震発生後の初動対応（交通企画・沿線・区画整理班、特命班（情報担当））

1 情報収集と判断

(1) 市

- ア 市内の滞留者へ発災直後からの安全確保について呼びかけを行う。
- イ 市内の混雑状況や被害状況、交通機関運行状況、一時滞在施設の安全確認状況等について情報収集した上で、一斉帰宅抑制や一時滞在施設の開設の可否を判断する。

(2) 都

- ア 都本部内に、帰宅困難者対策部門を設置する。
- イ 都内滞留者へ発災直後からの安全確保について呼びかけを行う。
- ウ 都内の混雑状況や被害状況、交通機関運行状況、一時滞在施設の安全確認状況等について情報収集した上で、一斉帰宅抑制や一時滞在施設の開設の可否を判断する。

2 一時滞在施設等の開設・帰宅困難者の受入れ

都災害対策本部（帰宅困難者対策部門）は、一時滞在施設の開設が必要と判断した場合、都立一時滞在施設（市内二施設「上水高等学校」「武蔵村山高等学校」）へ直接開設要請を行う。この場合、「都立施設を活用した一時滞在施設の運営マニュアル」に基づき、施設管理者が開設・運営を行うものとする。また、市に対し、協定を締結した民間一時滞在施設等や市立の一時滞在施設へ開設要請するよう、呼びかける。

施設管理者は、発災時の国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ、あるいは市からの要請等により、当該施設の待機場所や施設入口などの安全確認及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等による周辺状況を確認の上、一時滞在施設を開設・運営し、帰宅困難者を受け入れるものとする。

3 帰宅困難者・一時滞在施設等への情報提供

市及び都は、帰宅困難者や一時滞在施設、事業所等に対し、ホームページ・SNS・デジタルサイネージなど様々な広報手段を通じて、広く災害に関する情報や一斉帰宅抑制など防災行

動に関する情報を周知する。また、報道機関とも連携し、行政機関や交通機関等からの情報について提供する。

第2節 事業所における帰宅困難者対策（各事業所）

1 事業所防災リーダーの活用

都は、事業所防災リーダーに登録されたメールアドレスやLINEアカウントに対して、発災時に様々な災害情報や防災行動のお願いなどを発信する。

各事業所防災リーダーは、都からの発信情報を参考に、一斉帰宅の抑制など事業所内で適切な災害対策を実施する。

2 事業所における従業員等の施設内待機

地震発生後、あらかじめ定めたチェックリストにより、従業員等が施設の安全を確認する。国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ等を受けた後は、災害関連情報等を入手し、周辺の火災状況等を確認し、従業員等を施設内又は他の安全な場所に待機させる。

なお、各事業所の自主的な判断による待機等の行動も妨げない。

来所者についても、従業員等に準じて、施設内又は他の安全な場所で待機させるようにする。

3 施設内に待機できない場合の対応

建物や周辺が安全でない場合は、事業所は、市からの一時滞在施設等の開設情報等を基に、一時滞在施設等へ従業員等を誘導する。

また、テナントビルの場合は、施設管理者の指示に従うものとする。

4 防災活動への参加

事業所は、事業継続のための要員を除き、可能な範囲で、被災者支援・復旧活動（特に要配慮者の保護等）に努めるものとする。

第3節 学校等における児童・生徒等の安全確保（教育総務班）

学校は、学校危機管理マニュアル等に基づき、児童・生徒等の学校内又は他の安全な場所での保護、その他児童・生徒等の安全確保のための必要な措置を行うとともに、必要に応じて備蓄物資等を提供する。また、児童・生徒等の安否等について、事前に定める手段により、保護者へ連絡する。

第4節 集客施設等の利用者保護（施設管理者、交通企画・沿線・区画整理班）

1 施設の安全性の確認等

(1) 施設の安全性の確認

事業者は、利用者及び自らが管理する施設の安全を確認する。また、国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ等を受け、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、火災の状況等、周辺の安全についても確認する。

(2) 利用者の保護

施設及び周辺の安全を確認できた場合、利用者を施設内の安全な場所で保護する。

なお、各施設管理者による自発的な対応を妨げるものではない。

2 一時滞在施設への誘導等

(1) 事業者等による案内又は誘導

保護した利用者については、市や関係機関との連携の下、事業者等が一時滞在施設へ案内又は誘導することを原則とする。

(2) 一時滞在施設への案内又は誘導が困難な場合

災害発生時、一時滞在施設への案内又は誘導が困難な場合においては、各事業者は、市や関係機関と連携し、施設の特性或状況に応じ可能な限り待機中の施設又は隣接施設の協力を得て、帰宅が可能になるまでの間、当該施設が一時的に受け入れる一時滞在施設となることも想定する。

さらに、利用者を保護した施設が一時滞在施設となる場合は、施設の安全性や確保可能なスペース等を勘案し、外部の帰宅困難者等の受入れについても検討する。

3 施設内保護ができない場合の対応

建物や周辺が安全でないために、施設内で利用者を保護できない場合は、市や関係機関との連携の下、事業者が一時滞在施設等へ利用者を案内又は誘導することを原則とする。

4 要配慮者への対応

利用者保護に当たって、事業者は、市や関係機関とも連携し、あらかじめ定めた手順等に基づき、要配慮者のニーズに対応する。

5 利用者に対する情報提供

事業者は、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を行政機関や関係機関から入手し、施設内で待機している利用者に情報提供する。その際、施設に備わる電子掲示板や放送設備を活用するなど、施設の特性或状況に応じて多様な手段を用いることにより情報提供を行う。

第5節 帰宅ルール等による安全な帰宅の推進(交通企画・沿線・区画整理班)

1 帰宅ルールの周知・運用

- (1) 事業者は、従業員を帰宅させるに際しては、様々な災害関連情報を従業員に提供し、事前に策定した従業員の安全な帰宅のためのルールに基づき実施するよう留意する。特に事前にルールがない場合でも、集中して帰宅せず少しずつ分散させるなど呼びかけるようにする。
- (2) 事業所防災リーダーは、事業所防災リーダーシステムを通じて都から発信される情報等も参考に、帰宅方法を従業員等に周知する。
- (3) 都は、事業所防災リーダーシステムや帰宅困難者対策オペレーションシステム等を通じて、交通機関の運行情報や都内の混雑状況等を事業者や帰宅困難者等に発信する。その際、混雑が集中しないよう、分散して帰宅することなどを積極的に周知する

2 交通機関の運行情報等の提供

- (1) 都は、国及び九都县市等と連携し、災害時帰宅支援ステーションや代替輸送手段等の確保などの帰宅支援体制を構築するとともに、帰宅支援の実施状況、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等について報道機関や帰宅困難者対策ポータルサイト、事業所防災リーダーシステムや帰宅困難者対策オペレーションシステム等を通じて事業者や都民等に提供する。
- (2) 市は、都や交通事業者などからの情報により、徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送などに誘導して、帰宅を支援する。
- (3) バス事業者は、運行状況、鉄道に乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都や報道機関に提供する。
- (4) 報道機関は、行政機関や交通機関等からの情報について、市民・事業者に提供する。

第6節 徒歩帰宅者の支援（交通企画・沿線・区画整理班）

- 1 都は、円滑な徒歩帰宅に向けて、災害時帰宅支援ステーション確保などの帰宅支援体制を構築するとともに、帰宅支援の実施状況、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等についてガイドライン等にのっとり、報道機関や帰宅困難者対策ポータルサイト、事業所防災リーダーシステムや帰宅困難者対策オペレーションシステム等を通じて事業者や都民等に提供する。
- 2 都は、帰宅支援対象道路（本市においては、新青梅街道が指定）として指定した16路線を中心に、通行可能区間などの安全情報、沿道の火災・建物倒壊などの危険情報を収集し、報道機関や帰宅困難者対策ポータルサイト等を通じて事業者や都民等に提供する。
- 3 市は、徒歩帰宅訓練の実施等を踏まえて、事業者等と連携し、徒歩帰宅者への情報提供、誘導など円滑な徒歩帰宅支援を行う。
- 4 事業者・学校等は、帰宅経路沿いの被害状況などの情報や、行政及び関係機関（テナントビルの場合は、施設管理者を含む。）から提供される災害関連情報等により、従業員等が安全に帰宅できることを確認し、企業内で定めた帰宅の優先順位等あらかじめ定めた手順により従業員等の帰宅を開始する。その際、職場近隣在住者については自宅までの帰路の安全が確認された人等から順に段階的に帰宅させることも検討する。
- 5 事業者等において、災害時帰宅支援ステーション^{*}に指定されている施設は、徒歩帰宅者を支援する。

※ 災害時帰宅支援ステーション

大規模な地震等が発生して交通機関が停止し、徒歩で帰宅せざるを得なくなる場合、「災害時帰宅支援ステーション」のステッカーがあるコンビニエンスストア・ファミリーレストランなどや「災害時サポートステーション」のステッカーがあるガソリンスタンドのほか都立学校などで、以下の支援を行う。

- ・水道水、トイレの提供
- ・帰宅支援情報、休憩場所の提供



「災害時帰宅支援ステーション」 「災害時サポートステーション」

第11章 飲料水・食料・生活必需品等の供給

震災時に被災者の生命の安全を確保するとともに、人心の安定を図るために、迅速な救援を実施することは必要であるが、特に、生命維持に最低限必要な飲料水・食料・生活必需品等を供給する。東京都が令和4年5月に発表した「首都直下地震等による東京の被害想定」では、過去の災害による教訓を踏まえ、避難所避難者数の1.2倍に相当する食料需要があるとしていることから市は、避難者数の1.2倍相当の3日間分の飲料水・食料確保を目標に備蓄を行うものとする。

活動内容	活動開始目標				担当班等
	24時間以内	72時間以内	7日以内	8日以降	
第1節 飲料水の供給		○			選挙・監査班、都市計画班、初動要員
第2節 食料の供給			○		給食班、特命班（物資調達担当）
第3節 生活必需品等の供給			○		総務契約班、特命班（被災者支援担当）
第4節 備蓄・調達物資の輸送			○		産業観光班
第5節 救援物資の募集				○	特命班（物資調達担当）

第1節 飲料水の供給（選挙・監査班、都市計画班、初動要員）

1 応急給水活動

(1) 震災時の応急給水の方法

ア 給水拠点での応急給水

(ア) 震災時における給水援助活動は、選挙・監査班、都市計画班及び給水援助ボランティア村山*が行う。

市民等は自ら容器を持参し、避難所（応急給水栓又は指定された消火栓等）、給水拠点・応急給水所に出向き、給水を受ける。

避難所及び下記の3か所の給水拠点から2km以上離れている地区については、給水車での給水を行う。

※「給水援助ボランティア村山」の会員は、武蔵村山市役所を退職し、ボランティア活動のできる者をもって構成されている。

イ 貯水施設

名称	所在地	最大容量 ^{m³}	確保容量 ^{m³}	給水人口 (1日当たり)
中藤配水所	中藤二丁目1番地の3	2,850	950	1人3リットル で31.7万人分
学園配水所	学園一丁目5番地の7	4,400	1,460	1人3リットル で48.7万人分
計		7,250	2,410	1人3リットル で80.3万人分

ウ 震災対策用応急給水施設

名称	所在地	貯水容量 ^{m³}	給水人口 (1日当たり)
中原給水施設	中原二丁目21番地の4 (中原公園内)	1,500 (750 ^{m³} ×2池)	1人3リットル で50万人分

イ 車両による応急給水

必要に応じて市は、保管している給水タンク、ポリタンク、応急路上給水器などを使用し応急給水を行う。

(2) 医療施設等への給水

人命に関わる医療施設や重症重度心身障害児(者)施設等の福祉施設等について断水の状況を把握し、都に要請し応急給水を迅速に行う。

(3) 都と市の役割分担

ア 応急給水施設（中原公園内）では、選挙・監査班、都市計画班が応急給水に必要な資器材等の設置及び市民への応急給水を行う。

イ 浄水場(所)・給水所等においては、都が応急給水に必要な資器材等を設置し、市が市民等への応急給水を行う。なお、市民等への速やかな応急給水のために必要がある場合、都職員の参集を待たずに応急給水活動ができるよう応急給水エリアが区画されている学園配水所及び中藤配水所において、市があらかじめ設置されている常設給水栓を用いて応急給水を実施する。

(4) 飲料水の給水基準

震災時における飲料水の給水基準は、1日1人当たり3Lとする。

(5) 給水体制

ア 震災が発生した場合、選挙・監査班、都市計画班、給水援助ボランティア村山は、市庁舎に参集した後、指定された給水拠点に移動し、応急給水の態勢をとり、作業に当たる。

イ 給水拠点における応急給水のほか、自衛隊により設置された応急給水所（仮設水槽等）から給水を受ける。

ウ 避難所の応急給水栓及び避難所周辺の消火栓による給水は、選挙・監査班と初動要員が連携し、市民の協力を得て行う。

エ 給水車による給水は、都市計画班及び給水援助ボランティア村山が行う。

オ 浄水場(所)及び給水拠点における応急給水が施設の損壊及び汚染等により困難となった場合は、市が備蓄するペットボトル水及び救援物資により飲料水を確保し給水を行う。

(6) 生活水の確保

市は、避難所等の生活水として、プール水、雨水貯留槽、井戸水、河川水等を確保し、利用する。また、事業所や家庭では、汲み置き、河川水、非常災害用井戸等によって水を確保するよう周知する。

2 給水資器材の整備状況

令和7年2月現在

名 称	数 量	主な配備(備蓄)場所
応急路上給水用装置	44個	避難所
ポリタンク	630個	三ツ木災害対策用備蓄倉庫等
給水用ポリ袋	14,970枚	小中学校等
ポリバケツ	255個	小中学校等
組立式水槽（1トン用）	25槽	岸資材置場、小中学校
給水タンク（1トン用）	4台	三ツ木災害対策用備蓄倉庫

第2節 食料の供給(給食班、特命班(物資調達担当))

震災の発生によって、食品の流通が途絶える可能性が高いため、備蓄している災害用食料を供給するほか、緊急に食料を即時調達し、市民生活の安定を図る。

1 食料の調達

(1) 主食の確保

ア 被災者に対する食料の供給は、市が開設する避難所等において行い、対象者、方法、期間等は、災害救助法に定める基準を目安とする。

イ 外部からの救援体制が整うまでの間は、都及び市の備蓄食料等を支給する。

ウ 道路障害物除去が本格化し、輸送が可能と考えられる4日目以降は、必要に応じて米飯による炊き出し等を行うとともに、被災者の多様な食料需要に応えるため、弁当、おにぎり等加工食品の調達体制を整える。

エ 必要に応じて、物資調達・輸送調整等システムへの入力等により国や都に備蓄物資の放出やプッシュ型支援を要請し、地域内の輸送拠点で受領する。

(ア) 米穀の調達

炊き出しによる食料提供を行う場合、本部長は協定機関等から米穀を調達する。

なお、調達量が不足又は不足するおそれがあるときは、都知事(連絡がつかない場合は農林水産省政策統括官)に政府所有米穀の緊急引渡しを要請し、調達する。

また、献立等を計画し、調理体制、調理器具、熱源等を確保する。

(イ) 調整粉乳等の調達

被災乳幼児(2歳未満)用として必要な調整粉乳は、都及び市で確保する。災害発生後の最初の3日分は市で対応し、都は広域的見地から市を補完するため、以後の4日分を備蓄するほか、災害協定団体から乳児用液体ミルクを調達して提供する。

(2) 副食品の調達

米飯の炊き出しにより給食する場合は、副食品(漬物、つくだ煮等)及び調味料(味噌、醤油)について都に要請し、調達する。

(3) 必要数の把握

避難所収容者のほか、災害のため食料を得られない在宅避難者等を対象に食料ニーズを把握する。

(4) 防災食育センターにおける応急給食

市が整備している防災食育センター(第2編 第3章 第2節「1 活動庁舎等の整備」参照)では、被害状況の把握や避難所等の体制がおおむね整う発災から3日目以降、最低3日間、1人1日2食の応急給食を実施する。なお、供給数の考え方については、市の備蓄目標に準ずるものとする。

ア 応急給食の実施内容

おにぎり成型機2台を1日稼働させた場合、40,000個のおにぎりを用意することが可能である。1食につき2個のおにぎりを提供すると、避難者数7,546人に対して2食分の応急給食を実施することが可能であり、1食ごとに温かい汁物を付ける。

なお、東京都が令和4年5月に発表した「首都直下地震等による東京の被害想定」では、過去の災害による教訓を踏まえ、避難所避難者数の1.2倍に相当する食料需要があるとされており、本市においても避難者数の1.2倍程度の食料提供体制を確保する。

$$7,546人 \times 2個 \times 2食 \times 1.2 \approx 40,000個$$

イ 米等の備蓄量

上記の応急給食に必要な米は、平常時の学校給食で活用するローリングストック方式により常時6,000kg(※)を備蓄する。また、汁物提供のため、長期保存が可能な乾燥具材を3日分(60,000食)備蓄する。

$$\text{※ おにぎり1個分の米} 50g \times 2個 \times 7,546人 \times 2食 \times 3日間 \times 1.2 \approx 6,000kg$$

2 食料の輸送

(1) 備蓄・調達物資の輸送

避難所等において食料を供給するために必要な備蓄・調達物資の輸送については、産業観光班において措置するものとする。

(2) 食料の集積地

交通及び連絡に便利な公共施設等の中から、本市の集積地（地域内輸送拠点）は、次のとおりとする。

施設名	住所	有効面積	摘要
市庁舎	本町一丁目1番地の1	500㎡	1階ロビー
市民会館	本町一丁目17番地の1	364㎡	小ホールホワイエ 119㎡ 大ホールホワイエ 245㎡
防災食育センター	榎三丁目30番地の1	234㎡	研修室 160㎡ 展示学習ホール 74㎡ ※平常時は研修・講演等で活用 ※調理台付教卓は災害時にも活用可能

3 被災者への配布

被災者への食品等の配布に当たっては、優先順位、食物アレルギーに配慮した原材料表示に留意する。

第3節 生活必需品等の供給（総務契約班、特命班（被災者支援担当））

市は、被服、寝具その他の生活必需品（以下「生活必需品等」という。）は、備蓄のほか取扱業者の在庫を把握し、震災時において速やかに調達するものとする。

1 生活必需品等の調達

- (1) 特命班（被災者支援班）は、避難所収容者や在宅等の避難者の必要数量を把握し、総務契約班に調達を依頼する。
- (2) 総務契約班は、速やかに市内又は近隣市町の協定業者から調達する。
- (3) 状況により調達が困難な場合は、都に応援を要請する。
- (4) 必要に応じて、物資調達・輸送調整等システムへの入力等により国や都に備蓄物資の放出やプッシュ型支援を要請し、地域内の輸送拠点で受領する。

2 生活必需品等の配布

(1) 配布基準

生活必需品を配布する対象、方法、期間、品目等は、災害救助法施行細則（昭和38年東京都規則第136号）等に定める基準を目安とし、被害の実情に応じてその都度定める。

(2) 調達、配布

- ア 避難所収容者、災害のため生活必需品を得られない在宅避難者等を対象としてニーズを把握する。
- イ 総務契約班は、災害協定団体等から、生活必需品等を調達する。
- ウ 備蓄物資（毛布、敷物等）として、都保健医療局が市に事前に配置してあるものは都保健医療局長の承認を得て市が避難所に輸送し、被災者に配布する。ただし、緊急を要する場合は事後に報告する。
- エ 初動要員は、生活必需品等の避難所への供給状況を特命班（対策担当）に報告する。

第4節 備蓄・調達物資の輸送（産業観光班）

1 輸送体制

備蓄物資、地域内輸送拠点に輸送された物資は、市が運送事業者等の協力を得て避難所等へ輸送する。市の車両が走行不能等により調達、輸送が不可能になった場合、東京都災害対策本部へ車両の調達、あっせんを要請する。

2 地域内輸送拠点

市は、避難所等へ食料及び生活必需品等を搬送するための仕分け、一時的保管機能を持つ地域内輸送拠点（市庁舎、市民会館）を「物資調達・輸送調整等システム」に登録し、都福祉局に報告する。

第5節 救援物資の募集（特命班（物資調達担当））

市は、都や災害協定団体等への要請では食料・生活必需品等が不足する場合、都と被災区市町村が被害の状況等を把握し、義援物資の募集を行うか否かを検討し決定する。義援物資の取扱いは、都福祉局指導監査部が担当する。

受入れを行う場合は、原則として、都が指定する場所までの輸送手段を提供側で確保することを条件とする。また、需要がない物資や個人等からの小口・混載の物資については、原則として受け入れないものとする。

(1) 市における受援ニーズの把握

特命班（物資調達担当）は、不足する食料・生活必需品等を把握し、都本部（物資・輸送調整チーム）と連携して調整を行う。

(2) 義援物資の調整・配送先の確保

都は、被災区市町村の物資ニーズを踏まえ、配送先等を決定する。

(4) 被災区市町村、企業等への連絡

都本部（物資・輸送調整チーム）は、被災区市町村、企業等に配送先、輸送手段等の必要な情報を連絡する。

(5) 調達物資の輸送

協定事業者等は、指定された輸送先（地域内輸送拠点又は広域輸送基地）に、物資を輸送する。

(6) 被災区市町村による都本部への物資受入れの報告等

特命班（物資調達担当）は、地域内輸送拠点において支援物資の受入れが完了した後、物資システムを用いて到着を報告する。

第12章 災害廃棄物処理

震災時には、建物の倒壊や道路障害等により一時的に通常の体制によるごみ処理や、し尿の収集が困難となることが予想される。排出されたごみ等が無秩序に放置されると、地域の衛生環境に重大な影響を及ぼすのみならず、復旧活動の障害ともなる。

また、倒壊した建物等から発生するがれきを速やかに処理することは、その後の復旧・復興事業を円滑に進めるためにも不可欠である。

震災時のごみ処理及びし尿・がれき処理を迅速に行い、市民の生活環境の保持と被災地の復旧・復興の円滑な実施を図る。このため、武蔵村山市災害廃棄物処理計画に基づいて実行計画を作成して進捗管理を行い、計画的な処理を推進する。

【応急・復旧活動フロー】

機 関 名	発災	1 h	24h	72h	
	初動態勢の確立期		即時対応期		復旧対応期
市	〈ごみ処理〉		<ul style="list-style-type: none"> ○被害情報の把握 ○処理体制の整備 ○一次仮置場の選定・確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○受援体制の整備 ○一次仮置場の設置・運営 ○避難所ごみの処理体制の整備 ○市民等への広報 ○避難所ごみ・家庭ごみの収集・処理 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害廃棄物処理方針決定・実行計画策定
	〈し尿処理〉		<ul style="list-style-type: none"> ○下水道機能の活用 ○処理体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○受援体制の整備 ○避難所し尿の処理体制の整備 ○し尿収集・処理 	
	〈がれき処理〉		<ul style="list-style-type: none"> ○被害情報の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害物除去作業に伴うがれきの受入れ 	<ul style="list-style-type: none"> ○がれきの受入れ ○がれきの中間処理・再利用・最終処分

活動内容	活動開始目標				担当班等
	24時間以内	72時間以内	7日以内	8日以降	
第1節 災害廃棄物処理計画		○			ごみ対策班
第2節 組織体制	○				

第1節 災害廃棄物処理計画（ごみ対策班）

市は、非常災害に伴い発生した廃棄物の処理に関する基本的事項を定め、適正に処理することにより、市民の生活環境の保全、公衆衛生上の支障を防止するとともに、早期の復旧・復興に資するよう「武蔵村山市災害廃棄物処理計画」（以下「災害廃棄物処理計画」という。）を策定している。

市は、災害廃棄物処理計画に基づく初動対応を行った後、災害の規模、被災状況を踏まえて災害廃棄物の発生推定量を算出、仮置場や最終処分場を決定し、廃棄物を適正に処理するための具体的事項を定めた「武蔵村山市災害廃棄物処理実行計画」を策定する。

第2節 組織体制（ごみ対策班）

市災対本部が設置された場合、市は、必要に応じて市災対本部の下に「武蔵村山市災害廃棄物対策本部」を設置し、適切な組織体制を整えた上で、災害廃棄物処理計画等に基づき災害廃棄物の適正な処理を進める。

災害廃棄物処理計画において想定している体制と必要な業務内容については以下のとおりである。

班・担当区分		業務内容
総務班	総合調整担当	<ul style="list-style-type: none"> ○業務全般に関する進行管理 ○指揮命令、総括、調整会議等の運営 ○市災害対策本部・各班・担当との連絡調整 ○職員の人員配置 ○災害廃棄物対策関連情報の集約 ○災害廃棄物の発生量の把握と要処理量の推計 ○施設の処理能力の把握 ○処理方針の決定及び実行計画の策定、見直し ○貴重品・思い出の品の管理 ○その他業務
	財務担当	<ul style="list-style-type: none"> ○予算管理(要求、執行) ○業務の発注状況の管理 ○国庫補助のための災害報告書の作成
	渉外担当	<ul style="list-style-type: none"> ○他行政機関との連絡調整、協議、支援要請 ○その他機関(民間事業者)との連絡調整・協議・支援要請
	広報担当	<ul style="list-style-type: none"> ○市民等への災害廃棄物処理に関する広報 ○市民からの問合せ対応
資源管理班	仮置場担当	<ul style="list-style-type: none"> ○仮置場の必要面積の算定 ○仮置場の確保、設置・運営・管理
	施設担当	<ul style="list-style-type: none"> ○処理施設の被害情報の把握 ○処理施設の復旧支援 ○被災施設の代替処理施設の確保 ○必要資機材の管理、確保
処理班	処理・処分担当	<ul style="list-style-type: none"> ○道路啓開及び損壊家屋等の解体・撤去(公費による解体・撤去含む)及びそれに伴う廃棄物処理対応 ○ごみの収集運搬、処理・処分の管理 ○復興資材利用先に関する調整、選別後物の品質管理 ○処理困難物の処理 ○処理に関する進行管理(処理済量、搬出予定量) ○し尿の収集運搬、処理・処分の管理
	環境・指導担当	<ul style="list-style-type: none"> ○不法投棄、不適正排出対策 ○仮置場等の環境モニタリング
受援班	受入担当	○支援の受入管理、受援内容の記録
	配置担当	○受け入れた支援の配置先管理

第13章 遺体の取扱い

災害に際し、行方不明者や死亡者が発生したときは、その搜索、収容、検視・検案、火葬等の各段階において、市、警察署及び関係機関相互の連絡を密にして遅滞なく処理し、人心の安定を図ることが必要である。

遺体については、死者への尊厳と遺族の感情を十分に考慮し、迅速かつ適切に取り扱う。

【応急・復旧活動フロー】

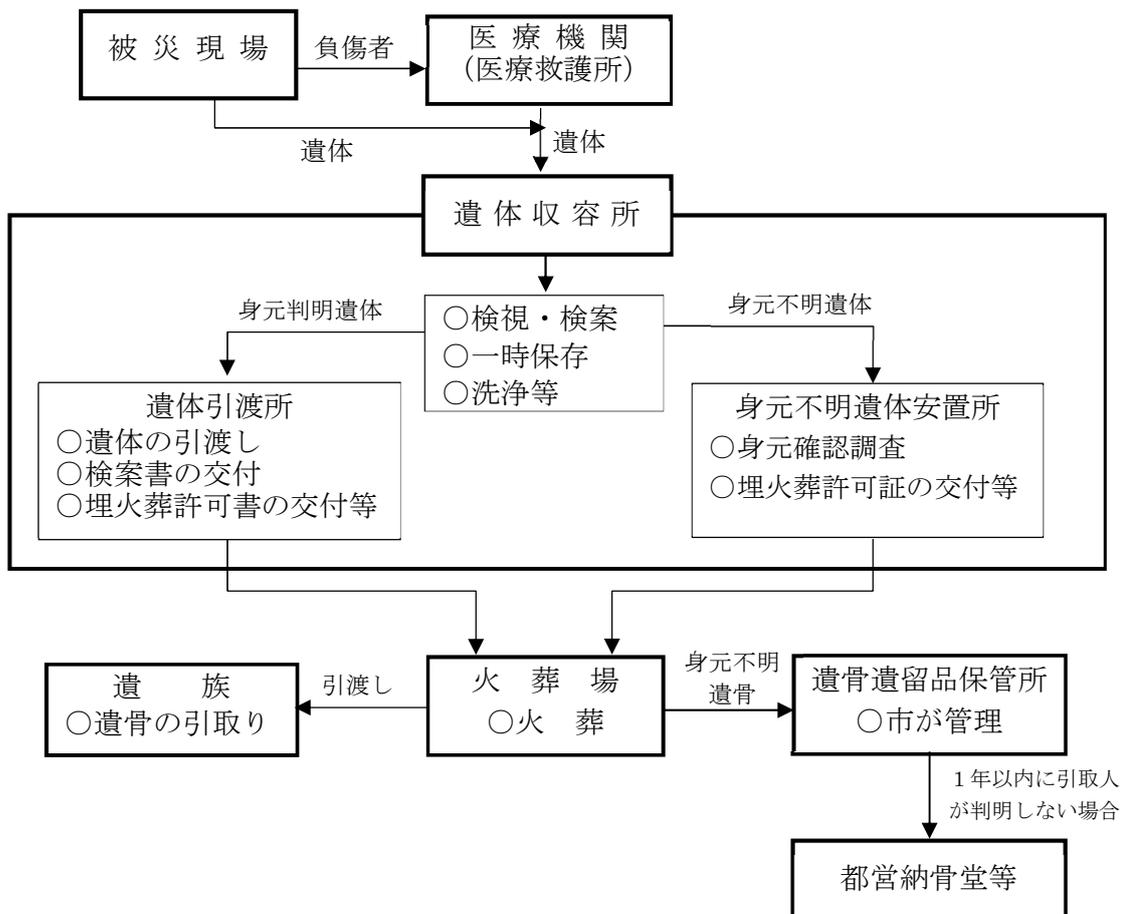
機関名	発災	1h	24h	72h
	初動態勢の確立期		即時対応期	
市		○搜索・遺体の収容 ○遺体収容所の設置	○火葬の実施調整	→
医療保健局		○検案医の派遣要請	○広域火葬の調整	→
監院		○検案活動の発令 ○検案班の編成	○検案の実施	→
警察署			○検視の実施 ○検案要請	→
武蔵村山市医師会		○応援検案の実施		→
歯科医師会			○応援検視・検案の実施	→

活動内容	活動開始目標				担当班等
	24時間以内	72時間以内	7日以内	8日以降	
第1節 遺体の搜索、収容、検視・検案等		○			市民班、生活福祉班、消防団、東大和警察署
第2節 火葬等			○		市民班

第1節 遺体の搜索、収容、検視・検案等（市民班、生活福祉班、消防団、東大和警察署）

遺体の搜索、収容、検視・検案、並びに火葬等については、次の流れにより市及び都が協力して行う。

1 遺体取扱いの流れ



2 搜索・収容等

(1) 遺体の搜索

ア 機関別活動内容

機関名	活動内容
市	関係機関と連携し、行方不明者の搜索の総括、遺体の収容を行う。
都総務局	市からの要請等に基づき、遺体の搜索に関して関係機関との連絡調整に当たり、搜索作業が円滑に実施できるよう支援する。
東大和警察署	1 救助救出活動に伴い発見・収容した遺体を適切に取り扱う。 2 市が実施する遺体の搜索・収容に協力する。 3 行方不明の届出受理の適正を期するとともに、情報の入手に努め、調査を実施する。

○ 行方不明者には、周囲の事情から既に死亡していると推定される者を含む。

○ 上記以外の機関が、他の業務を遂行中に遺体を発見した場合は、市に連絡する。なお、上記機関が直近で活動している場合は当該機関に通報する。

イ 遺体の搜索期間と国庫負担

災害救助法による救助期間：災害発生の日から10日以内

災害救助法適用時に国庫負担の対象となる経費等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成25年内閣府告示第228号）によるものとし、市は実施記録、帳簿等を整備する。

(2) 遺体の搬送（遺体収容所まで）についての取組内容

機関名	活動内容
市	1 遺族等による搬送が困難な遺体を遺体収容所に搬送する。 2 状況に応じて、都及び関係機関への協力依頼等を行う。
都総務局	市が行う遺体の搬送について、市、関係機関等との連絡調整を行い、状況に応じて、自衛隊に対して遺体の搬送要請を行う。

(3) 遺体収容所の設置とその活動

ア 遺体収容所の設置

機関名	活動内容
市	1 災害発生後速やかに遺体収容所設置準備を実施、順次開設し、都及び東大和警察署に報告するとともに、市民等への周知を図る。 2 遺体収容所の開設・運営等に関して、市の対応能力のみでは充分でないと認められる場合は、都及び関係機関に応援を要請する。
東京都	本部長の要請に基づき、必要な支援措置を講ずる。
東大和警察署	1 遺体収容所の開設状況の情報を収集する。 2 遺体取扱対策本部を設置し、遺体収容所の開設に備えて検視班等を編成する。 3 開設された遺体収容所に検視班等を派遣する。

(ア) 遺体収容所の開設

遺体収容所は、福祉会館（武蔵村山市中央二丁目117番地の1）に開設する。なお、福祉会館を遺体収容所として開設した際は、避難所としての開設はしないものとする。

(イ) 追加開設時の措置

福祉会館だけでは収容能力が不足する場合は、以下の一定条件を満たす施設を遺体収容所として開設する。

- a 屋内施設
- b 避難所や医療救護所など他の用途と競合しない施設
- c 検視・検案も実施可能な一定の広さを有する施設
- e 身元不明者の一時保存場所として使用可能な施設

なお、指定に当たっては、水、通信等のライフライン及び交通手段の確保についても、可能な限り考慮する。

イ 遺体収容所での活動

市は、遺体収容所に管理責任者を配置し、遺体収容所設置に関する初動的な対応や、遺体収容所における各種業務を円滑に遂行するため、都等との連絡調整等に当たる。

都及び警視庁と連携の上、遺体収容所においては、検視・検案体制を整備するとともに、遺体の腐敗防止の対策を徹底する。

ウ 遺体処理の期間等

災害救助法適用時に国庫負担の対象となる期間等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」に基づき、災害発生の日から10日以内とし、市は実施記録、帳簿等を整備する。

3 検視・検案・身元確認等

(1) 検視・検案に関する連携

市は、医療活動との秩序ある分担の下に、円滑な検視・検案活動が行えるように関係機関と連携を図る。

(2) 検視・検案に関する機関別活動内容

機関名	活動内容
都保健医療局	1 知事は、監察医務院長に命じ、監察医等による検案班を編成させ、遺体収容所等に派遣し、速やかに遺体の検案及びこれに必要な措置を講ずる。 2 検案体制が都の対応能力のみでは不足する場合は、必要に応じて関係機関等に応援を要請するとともに、東京都の委嘱等、必要な措置を講ずる。 3 検視・検案に必要な資器材が不足する場合、関係団体に要請する。
監察医務院	1 監察医務院長は、警視庁遺体取扱対策本部長（刑事部長）と連絡調整の上、速やかに検案班を編成し、遺体収容所等に派遣する。 2 検案班の指揮者（監察医務院長が指名した監察医等）は、遺体収容所等で業務を行う各関係機関と調整し、検案活動を実施する。 3 検案班は、警視庁検視班等と協力し、遺体の検案、死体検案書の発行、その他必要な措置を講ずる。 4 大規模災害時等においては、監察医制度の施行区域（区部）にかかわらず、東京都全域において監察医務院長が統一して検案班の編成・派遣等を行う。
東大和警察署	1 遺体収容所において、遺体の受付、検視、所持品等からの身元確認等を行う。 2 検視班は、法令及び警視庁の内規に基づき、遺体の検視及び身元確認に必要な資料の採取等を行う。 3 各遺体収容所等における遺体の収容状況を集約・調整の上、監察医務院長に検案を要請する。
市	1 遺体収容所における検視・検案を含めた運営の準備を行う。 2 検視・検案は同一場所で集中的に実施できるよう、遺体収容所の配置区分、業務の体制整備等を決定する。

(3) 検視・検案に関する機関別協力内容

機関名	活動内容
日本赤十字社 東京都支部 武蔵村山市 医師会 東京都 武蔵村山市 歯科医師会 国立病院機構 村山医療センター	市の要請に基づき、必要に応じて遺体の検案に協力する。

※ 検視・検案活動に関係機関が協力する際、検視活動については警察署等の検視責任者、検案活動については都保健医療局（監察医務院）の検案責任者の指揮に基づいて行う。

(4) 市民への情報提供

大規模災害に伴う死亡者に関する広報については、都及び東大和警察署と連携を保ち、市庁舎・遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問合せ窓口の開設等、地域住民等への情報提供を行う態勢を準備する。

(5) 遺体の身元確認

機関名	活動内容
市	1 身元不明者と身元不明遺体の保管について周知する。 2 東大和警察署（身元確認班）より引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努め、一定期間（おおむね1週間程度）を経過した身元不明遺体を火葬する。 3 引取人のいない焼骨については、火葬場から引き取り、引取人が現れるまでの間、保管する。 4 身元不明遺体の遺骨を遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとし、都営納骨堂に保管する。
東大和警察署	1 行方不明者と身元不明者の照合、DNA型鑑定等の身元調査を行う。 2 身元が判明したときは、着衣・所持金品と共に「遺体引渡班」に引き継ぐ。 3 おおむね2日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品と共に遺体を市に引き継ぐ（引き継いだ後も身元調査は継続する。）。
東京都 武蔵村山市 歯科医師会	1 東大和警察署から身元確認作業の協力要請があった場合は、速やかに1班につき歯科医師2名以上で構成する身元確認班（歯科医師班）を編成し、派遣する。 2 身元確認班（歯科医師班）は、東大和警察署の検視責任者の指示に基づき、必要な身元確認作業に従事する。

(6) 都民への死亡者に関する情報提供

機関名	活動内容
市	大規模災害に伴う死亡者に関する広報に関して、都及び東大和警察署と連携を保ち、市庁舎・遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問合せ窓口の開設等、地域住民等への情報提供を実施する。
都総務局	大規模災害発生時における遺体の引渡し等を円滑に実施するため、警視庁、区市町村、関係機関等と連携し、都内の広域的な死亡者に関する情報を、都民に速やかに提供する。

(7) 遺体の遺族への引渡し

遺体の引渡し業務は、警察署や関係機関と連携し、東大和警察署「遺体引渡班」の指示に従って、遺体の遺族への引渡しを実施する。

(8) 死亡届の受理、埋火葬許可証等の発行等

機関名	活動内容
市	1 遺族等に引き渡された検視・検案を終えた遺体について、遺体収容所等において死亡届を受理する。 2 死亡届を受理した後、速やかに埋火葬許可証又は特例許可証を発行する。
東京都	市に対して、必要な支援措置を講ずる。

第2節 火葬等（市民班）

災害時は、死亡者が多数発生することや、火葬場が被災して機能が低下するなどにより、円滑な火葬の実施が困難となることが予想される。

このような状況下において、遺体を迅速かつ適正に火葬するために必要な措置を講ずる。

1 埋火葬許可の特例

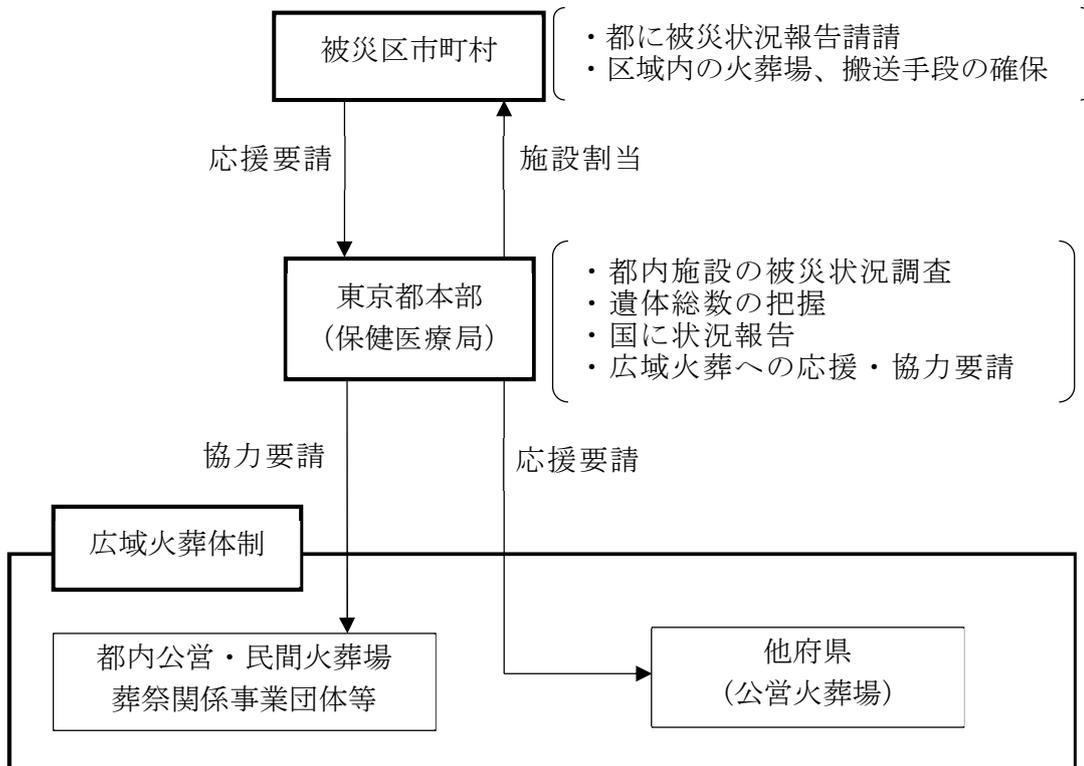
通常の火葬では、市の発行する埋火葬許可証が必要である。しかし、緊急時に通常の手続に従っていたのでは、迅速かつ的確な処理に支障を来し、公衆衛生上の問題が発生するおそれがある。このため、埋火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を発行することにより、速やかな火葬の実施に努める。

2 広域火葬の実施

市は、都内で広域火葬が実施される場合に、都と調整を図り、広域火葬の円滑な実施に努める。

機関名	活動内容
市	<ol style="list-style-type: none"> 1 瑞穂葬場の被災状況を把握するとともに、棺や火葬場を確保し、状況に応じて、都に広域火葬の応援・協力を要請する。 2 都内で広域火葬が実施される場合、都と調整を図り、広域火葬の円滑な実施と市民への広域火葬体制の広報に努める。 3 都の調整により割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項を確認する。 4 遺体の搬送に必要な車両を確保する。交通規制が行われている場合は、緊急通行車両の標章の交付を受ける。また、遺体収容所から受入火葬場まで遺体搬送のための措置を講じ、区域内で対応できない状況となった場合には、都に対して遺体搬送手段の確保を要請する。
都保健医療局	<ol style="list-style-type: none"> 1 広域火葬が必要と判断した場合は、「東京都広域火葬実施計画」に基づき、都本部に広域火葬の対策に専従する班を編成し、広域火葬体制を整備する。 2 市からの応援・協力要請に基づき、広域火葬の実施を決定し、速やかに全区市町村及び関係団体に周知し、近隣県に今後の応援・協力の必要性を含めて通知する。 3 対応可能な都内の火葬場に対し、応援を要請し、広域火葬の受入れについての報告を求める。また、都内で対応が困難な場合には近隣県に対し、応援・協力を要請する。 4 各火葬場の受入可能数に応じ、各区市町村に割り振るとともに、当該火葬場及び当該県に対し協力を依頼する。 5 火葬場経営者からの応援要請に基づき、区市町村及び近隣県等に火葬要員の派遣を要請する。 6 遺体の搬送について区市町村から要請を受けた場合は、輸送車両等の確保について、関係機関等へ協力要請する。
都建設局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管理する火葬場（瑞江葬儀所）や都納骨堂での受入れを実施する。 2 火葬体制の整備に当たり、施設を管理している立場から関係機関に対して助言、協力を行う。

【火葬体制】



第14章 ライフライン施設の応急・復旧対策

上下水道、電気、ガス、通信などのライフライン関係機関における活動態勢を確立する。
ライフライン関係機関が相互に連携を保ちながら応急対策、危険防止のための諸活動を迅速に実施する。

【応急・復旧活動フロー】

機関名	発災	1 h	24h	72h
	初動態勢の確立期	即時対応期		復旧対応期
市		<ul style="list-style-type: none"> ○水道施設の被害状況の把握 ○応急給水の実施 → ○下水道施設の被害状況の把握 ○下水道施設の応急復旧 → ○仮設トイレの確保及び配置 ○市民への広報の実施 		
都水道局	○対策本部設置	<ul style="list-style-type: none"> ○対策本部会議開催 ○被害状況の把握 ○情報連絡活動 ○報道・広報活動 → ○応急対策広報支援活動 ○重要施設の点検・調査 ○首都中枢機関等の応急復旧 	○他都市水道事業体への応援要請	
電気	○災害対策本部設置	○応急復旧作業 →		
ガス	○災害対策本部設置	○応急復旧作業 →		
通信	○災害対策本部設置	○応急復旧作業 →		

活動内容	活動開始目標				担当班等
	24時間以内	72時間以内	7日以内	8日以降	
第1節 水道施設	○				立川給水管理事務所
第2節 下水道施設	○				道路下水道班
第3節 電気施設	○				東京電力パワーグリッド(株)
第4節 ガス施設	○				ガス事業者
第5節 通信施設	○				通信事業者

第1節 水道施設（立川給水管理事務所）

1 応急復旧の基本方針

災害による断水が長期間にわたると、市民生活に重大な影響を与えるので、浄水機能に大きな支障を及ぼす取水・導水施設の被害を最優先に復旧するとともに、浄水施設の被害のうち、施設の機能に重要な被害を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を行う。

2 活動方針

(1) 給水対策本部の設置

地震発生により水道施設に甚大な被害が発生した場合など、一定の要件に該当する場合は、局内に局長を長とする給水対策本部（以下「本部」という。）を設置し、応急対策諸活動を組織的に進める。

(2) 情報室の立上げ及び情報連絡活動の開始

本部の設置が必要な状況下においては、直ちに情報室を立ち上げ、情報連絡活動を開始する。

また、復旧活動、応急給水活動を適時適切に行うため、あらかじめ情報連絡の連絡系統、手段等を定め、正確な情報を迅速に収集・伝達する。

(3) 復旧活動

次の方針に留意し、復旧方針や復旧計画を作成する。

ア 首都中枢機関、災害拠点病院等の重要施設への水道水供給に関わる管路の被害については発災後3日以内の復旧を目指す。

イ 取水・導水施設の被害については、浄水機能及び配水機能に大きな支障を来すため、最優先で復旧する。

ウ 浄水施設の被害のうち、施設の機能に重大な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を実施する。

エ アを除く管路の被害については、配水系統の変更等により断水区域を最小限にした上で、復旧の優先順位に基づき、段階的に復旧作業を進める。

(4) 応急給水活動

建物や水道施設の被害状況などを踏まえ、適時適切に応急給水計画を策定し、市との役割分担に基づいた段階的な応急給水を実施する。

なお、医療施設等の断水が発生した場合は、人命に関わることから、給水車による医療施設等への応急給水を最優先とする。

(5) 広報活動

東京都災害対策本部や市災害対策本部と連携しながら、被害、復旧及び応急給水の状況等を適時適切に広報し、混乱を防止するように努める。

3 復旧活動に従事する民間業者の確保

復旧活動に従事する民間業者について、関係団体との協定や工事請負契約における協力条項等により、必要な協力体制を確保する。

また、業者選定時に緊急時の対応能力等を重視した方式（技術力等価評価方式）を採用することにより、復旧業者の意欲向上と高い技術力の確保を図る。

第2節 下水道施設（道路下水道班）

震災時における下水道施設の被害については、下水の疎通に支障のないように応急措置を講じ、排水機能に万全を期する必要がある。

1 震災時の活動態勢

本部の非常配備態勢に基づき、職員の配置を行い、下水道施設の被害に対し、迅速に応急復旧活動を行う。

2 応急復旧対策

(1) 災害復旧用資機材の確保

下水道施設の被害に対し、迅速に応急復旧活動を実施するため、復旧に必要な資機材等は、市内業者や関係業者から調達する。

(2) 応急措置

ア 下水道管きよの被害に対しては、各施設の調査、点検を行い、緊急措置を講ずるとともに、箇所、程度に応じて応急復旧計画を迅速に策定し、対処する。

イ 工事施工中の箇所においては、請負者に被害を最小限に留めるよう指揮監督するとともに、状況に応じて現場要員、資機材の補給を行わせる。

3 下水道施設の復旧計画

被害が発生したときは、主要施設から復旧を図る。復旧順序については、幹線管きよ等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管きよ、ます、取付管の復旧を行う。

4 都への応援要請

流域関連公共下水道の復旧活動等については、前記2により対処し、下水道の復旧体制が市の対応力のみでは十分でないと認められる場合は、必要に応じて都下水道局に技術支援について応援を要請する。

第3節 電気施設（東京電力パワーグリッド[㈱]）

災害により電気施設に被害があった場合は、二次災害の発生を防止し、速やかに応急措置を講じ、ライフライン施設の機能を維持する。

1 震災時の活動態勢

地震が発生したとき、東京電力パワーグリッド[㈱]は非常態勢の発令をするとともに、次に掲げる災害対策組織を編成し、非常災害対策活動等を行う。

(1) 非常態勢の区分

災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合に対処するための非常態勢の区分は次のとおりとする。

ア 第1非常態勢

- 災害の発生が予想される場合
- 災害が発生した場合

イ 第2非常態勢

- 大規模な災害が発生した場合（大規模な被害の発生が予想される場合を含む）
- 東海地震注意情報が発せられた場合
- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

ウ 第3非常態勢

- 大規模な災害が発生し、停電復旧の長期化が予想される場合

- 電力供給区域あるいは事業所のある都・県内で震度6弱以上の地震が発生した場合
- 警戒宣言が発せられた場合
- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

(2) 災害対策組織

- ア 非常態勢の災害対策組織は、東京電力非常災害対策本部（本社）、非常災害対策事業所本部（原子力発電所、総支社、電力所、各地域本部）及び非常災害対策支部（指定する事業所（以下、「第一線機関」という。））とする。
- イ 非常態勢の災害対策組織は、非常態勢発令に基づき設置する。ただし、電力供給区域内で震度6弱以上の地震が発生した場合には、自動的に非常態勢に入る。

(3) 対策要員の確保

非常態勢が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する非常災害対策本(支)部に出動する。

なお、供給区域内において、震度6弱以上の地震が発生し、自動的に非常態勢に入る場合は、社員は、呼集を待つことなく、あらかじめ定められた基準に基づき所属事業所に出動する。

また、交通の途絶等により、所属する非常災害対策本(支)部に出動できない社員は、最寄りの事業所に出動し、所属する非常災害対策本(支)部に連絡の上、当該事業所において災害対策活動に従事する。

(4) 非常災害対策活動

非常態勢が発令された場合、非常災害対策活動に関する一切の業務は、非常災害対策本(支)部の下で行う。

2 応急対策

(1) 資材の調達・輸送

ア 第一線機関等においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資材は、第一線機関等相互の流用又は本店対策本部に対する応急資材の請求により速やかに確保する。

イ 非常災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ調達契約をしている業者の車両、船艇、ヘリコプター等により行うが、なお輸送力が不足する場合には、他の業者及び他電力会社、電源開発株式会社からの車両、船艇等の調達を対策本部において適宜行って、輸送力の確保を図る。

(2) 震災時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として送電を継続するが、水害及び火災の拡大等に対する円滑な防災活動のため、警察、消防機関等から送電停止の要請があった場合には、適切な危険防止措置を講ずる。

(3) 災害時における応援の組織・運営

本店本部及び店所本部は、被害が多大な被災地の店所本部及び第一線機関支部のみの活動では早期復旧が困難であると判断した場合には、他店所本部、支部及び請負会社に復旧応援隊の編成を要請し、被害・復旧効用の最も大きいものから行う。

(4) 応急工事

応急工事の実施に当たっては、原則的に人命に係る箇所、復旧対策の中核となる公共施設、避難所等を優先するなど災害状況、各施設の被害復旧の難易度等を勘案して、供給上、復旧効用の最も大きいものから行う。

3 復旧対策

- (1) 災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速適切に実施する。
- (2) 各設備の復旧は、災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから、あらかじめ定めた手順により実施する。

4 大規模停電時の対策

(1) 情報収集・伝達

電力事業者は、停電情報を収集し、停電の状況と復旧見込みを市及び防災関係機関と共有するとともに、市民にホームページ等で広報する。

市は、市民から提供された停電や電柱等の被害情報を電力事業者と共有するとともに、停電情報の広報に協力する。

道路管理者は、管理道路の被害や障害物の状況を市及び電力事業者と共有する。

(2) 復旧計画・体制確保

電力事業者、電気通信事業者は、市があらかじめ提供した優先復旧重要施設リストに基づき、復旧計画を策定する。

【優先復旧すべき重要施設】

- | |
|------------------------------|
| ア 生命の危険に直結する医療施設や福祉施設 |
| イ 指定避難所として開設されている施設 |
| ウ 災害対応の中核機能となる市災害対策本部が存在する施設 |
| エ 上下水道施設をはじめとするライフライン施設 |

計画に当たっては、道路管理者と連携して被災道路の復旧及び道路障害物の除去と電力復旧を一体的に進めるよう調整する。

市は、復旧作業に必要な土地や施設を電力事業者に提供する。

第4節 ガス施設（武陽ガス㈱）

都市ガス事業者は、次の応急復旧対策を実施する。

1 応急対策

- (1) 地震の規模に応じて、本社に非常事態対策本部を設置するとともに、必要な要員は自動参集する。
- (2) 被害状況に応じてあらかじめ定めたBCP（事業継続計画）を発動し、災害対応業務と最低限必要な通常業務の両立を図る。
- (3) 社内事業所及び官公庁、報道機関等からの被害情報の収集を行う。
- (4) 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。
- (5) ガス供給設備等に設置した地震センサーの観測状況に応じて、迅速な被害把握に努め、適切な応急措置を行う。
- (6) 被害が軽微な供給停止地域については、遠隔再稼働等を行い、速やかなガス供給再開に努める。
- (7) その他現場の状況により、二次災害防止のため適切な措置を行う。
- (8) 復旧用の資機材を確認し、調達を必要とする資機材は平素から分散して備蓄する。
- (9) 地震により都市ガス施設に被害が生じた場合、都と一般社団法人東京都LPガス協会が協力し、避難所等にLPガスを救援物資として供給するよう努める。

2 復旧対策

ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、被災した地域施設又は設備の復旧を可能な限り迅速に行うとともに、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施する。

第5節 通信施設（N T T東日本、各通信事業者）

各通信事業者は、次の応急復旧対策を行う。

1 応急対策

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信を確保し、又は被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに、関係組織相互間の連絡 周知を行う。また、臨機に措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- (1) 気象状況、災害予報等
- (2) 電気通信設備等の被害状況、そ通状況及び停電状況
- (3) 自治体リエゾン派遣による通信障害・復旧状況等の情報共有、自治体活動状況の情報収集
- (4) 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況
- (5) 被災設備、回線等の復旧状況
- (6) 復旧要員の稼働状況
- (7) その他必要な情報

2 復旧計画

- (1) 重要通信の確保又は被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、自治体・ライフラインの活動状況及び気象等の状況や電気通信設備等の被害状況などの情報を収集し、関係組織間相互の連絡を行う。
- (2) 非常態勢が発令された場合は、速やかに対策本部等に出動するとともに、自治体にリエゾンを派遣し、連絡態勢を構築する。
- (3) 被災した電気通信設備等の応急復旧工事は、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行うなど、早期復旧に努める。
- (4) 応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、この結果に基づき必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計する。
- (5) 被災地における地域復興計画の作成・実行に当たっては、これに積極的に協力する。

第15章 公共施設等の応急・復旧対策

道路、橋りょう、河川等の公共施設は、道路交通など都市活動を営む上で極めて重要な役割を担っている。特に地震時に損壊した場合は、消火、救急救助、その他の応急活動等に重大な支障を及ぼすため、これら公共施設が被災した場合は、速やかに応急・復旧措置を講ずる必要がある。

活動内容	活動開始目標				担当班等
	24時間以内	72時間以内	7日以内	8日以降	
第1節 公共土木施設等	○				道路下水道班、北多摩北部建設事務所
第2節 社会公共施設等	○				施設管理者

第1節 公共土木施設等（道路下水道班、北多摩北部建設事務所）

災害が発生した場合、各公共土木施設等の施設管理者は、速やかに被害状況を把握し、施設の機能回復のための応急・復旧措置を講ずるものとする。

1 道路・橋りょう

災害が発生した場合、各道路管理者等は、所管の道路、橋りょうについて、被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、交通規制等の措置、う回道路の選定など、通行者の安全対策を講ずるとともに、パトロール等による広報を行う。被災道路、橋りょうについては、応急措置及び応急復旧対策を実施し、緊急物資等の輸送路を確保した上で、その後、本格的な復旧作業に着手するものとする。

機関のとりべき応急措置及び応急復旧対策は次のとおりである。

機関名	応急措置及び応急復旧対策	
市	応急措置	1 区域内の道路が被害を受けた場合は、直ちに被害状況に応じた応急措置を講じ、交通路の確保に努めるとともに速やかに都（総合防災部及び建設局）に報告する。 また、被害状況により、応急修理ができない場合は、警察等関係機関に連絡の上、通行止め等必要な措置を講ずる。 2 上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合には、当該施設の管理者及び道路管理者に通報する。緊急のため、通報する手段がない場合には、現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等市民の安全確保のための応急措置を講じ、事後連絡するものとする。
	応急復旧	1 災害が発生した場合においては、速やかに交通を確保し、被害の拡大を防止する観点から応急復旧を行うものとする。道路構造物、付属施設その他管理施設について、その被害状況を緊急点検し、必要に応じ応急復旧対策を樹立して、応急復旧に努める。工事箇所については、その被害状況に応じて必要な措置を講ずる。 2 道路管理者は、道路・橋りょう及び道路付属物等が被害を受けた場合、被害状況を速やかに調査し、公益占用物件等の復旧計画と調整の上、被害を受けた施設を復旧する。
北多摩北部建設事務所	応急措置	東京都北多摩北部建設事務所は、道路、橋りょうに関する被害報告をまとめ、総合対策の樹立と指導、調整を行う。また、状況によっては所属職員を現場に派遣し、必要な指示を与える。

機関名	応急措置及び応急復旧対策	
	応急復旧	<p>応急復旧作業は、緊急道路障害物除去を最優先に行い、主に業者に委託して行う。</p> <p>その後、逐次一般道路の障害物除去作業、障害物の搬出、道路の埋没、決壊等で、これを放置すると二次被害を生ずるおそれがある箇所に応急復旧を行う。</p> <p>また、平素から応急作業に必要な建設機械等の把握を行う。</p>

2 河川

地震等により河川管理施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、施設の応急・復旧に努めるとともに排水に全力を尽くす。

機関名	応急措置及び応急復旧対策	
市		<p>水防活動と並行して管内の施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに都に報告するとともに必要な措置を実施するものとする。</p>
北多摩北部建設事務所		<p>1 市の実施する応急措置に関し、技術的援助及び総合調整を行うほか、応急・復旧対策を総合的判断の下に実施する。</p> <p>2 特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおり。</p> <p>(1) 護岸・天然河岸の決壊等で市民の日常生活に重大な影響を与えているもの</p> <p>(2) 堤防護岸等で破堤のおそれがあるもの</p> <p>(3) 河川の埋塞で流水の疎通を著しく阻害するもの</p> <p>(4) 護岸、床止、又は天然の河岸の全壊又は決壊でこれを放置するとき、著しい被害を生ずるおそれがあるもの</p>

3 土砂災害（崖崩れ・土石流）

土砂災害の危険性の高い箇所について関係機関や市民に周知を図り、応急対策を行うとともに、災害のおそれがある場合は避難対策を実施する。

機関名	内容
東京都	<p>1 急傾斜地崩壊防止施設の被害状況を把握し、施設の応急対策を実施し、復旧に努める。</p> <p>2 土砂災害による急迫した危険が認められる場合、区市町村が適切に避難情報発令の判断が行えるよう、情報を提供する。</p>
市	<p>土砂災害の発生状況等の情報収集を行い、都建設局に報告するとともに、応急措置や避難対策を実施する。</p>

第2節 社会公共施設等（施設管理者）

病院、社会福祉施設、学校等社会公共施設は、震災時において、医療救護や避難施設として重要な役割を果たすものであり、被災した場合には応急・復旧措置を速やかに行う必要がある。

1 社会公共施設等の応急危険度判定

地震が発生したとき、応急対策上重要な役割を果たす社会公共施設等について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、早期に被害状況を調査し、使用できるかどうかを応急的に判定する。

2 各医療機関

- (1) 施設長は、あらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。
- (2) 通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとるなど万全を期する。

3 社会福祉施設等

- (1) 社会福祉施設等の責任者は、被災後速やかに施設内外を点検し、落下・倒壊等の危険個所の有無を確認するとともに、必要に応じて応急修理を行い、安全を確保する。
- (2) 社会福祉施設等の責任者は、利用者及び職員の状況並びに施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ応急計画を策定する。
- (3) 地震による被害を受けなかった施設の責任者は、援助を必要とする施設の責任者に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

4 市営住宅及び都営住宅

- (1) 市営住宅及び都営住宅に居住する者は、可能な限り自衛措置を講ずる。緊急の場合、市営住宅については市へ通報するとともに、都営住宅については東京都住宅政策本部及び東京都住宅供給公社へ通報する。
- (2) 応急修理等必要な措置は、市営住宅については市が行い、都営住宅については応急危険度判定後、危険防止等のため応急的な修理が必要な都営住宅等については、都及び東京都住宅供給公社が協力して応急修理に当たる。

5 学校施設

(1) 応急対策

- ア 学校長は、児童・生徒等の安全確保を図るため、避難計画に基づいて行動する。
- イ 自衛防災組織を編成し、役割分担に基づき行動する。
- ウ 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講ずる。
- エ 学校施設が避難所になった場合は、避難者の健康と安全の確保に努めるとともに、余震や火災予防についても十分な措置をとる。
- オ 学校施設の応急修理を迅速に実施する。

(2) 応急復旧対策

市教育委員会は、市立小・中学校の施設が甚大な被害を受け、教育活動ができないと判断した場合に、学校長及び都教育委員会と協力し、応急教育計画等を作成する。児童・生徒の不安を解消するため、教育活動に中断がないように努める。

6 文化財施設

(1) 応急対策

- ア 文化財に被害が発生した場合には、その所有者又は管理者は、直ちに北多摩西部消防署へ通報するとともに被害の拡大防止に努める。
- イ 文化財に被害が発生した場合には、その所有者又は管理者は、被害状況を速やかに調査し、市教育委員会を経由して都教育委員会へ報告しなければならない。
- ウ 関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講ずる。

(2) 復旧対策

被災した文化財等の廃棄、散逸を防止するため、被害状況と文化財等の重要度に応じて、都教育委員会、市教育委員会及び文化財管理者等において修復等について協議を行う。

7 社会教育施設

(1) 避難誘導

- ア 社会教育施設の利用者は不特定多数であることから、利用者等の避難誘導に当たっては、あらかじめ定められた避難場所に誘導し、混乱防止及び安全確認に万全を期する。
- イ 災害状況に即した対応ができるように、関係機関との緊急連絡態勢を確立し、利用者の安全確保に努める。

(2) 復旧計画

ア 社会教育施設は、市民が日頃利用する施設であることを考慮し、震災後、直ちに被害状況を把握し、施設ごとに復旧計画を策定し、早急に開館する。

イ 当面の応急措置が終了し、社会一般が安定し日常生活が平常に戻った後、復旧計画を立て、本格的な復旧を行う。

第16章 応急生活対策

災害時には、家財や住居等を喪失するなど、数多くの市民が被害を受けることが予想される。

このため、市をはじめ関係防災機関は、連携、協力して市民生活の安定と社会秩序の維持を図るための緊急措置を講ずるものとする。

【応急・復旧活動フロー】

機関名	発災	1h	24h	72h
	初動態勢の確立期		即時対応期	
市		<ul style="list-style-type: none"> ○ 応急危険度判定実施本部の設置 ○ 市内判定員へ出動要請 ○ 都に支援要請 ○ 応急危険度判定の実施(被災建築物、宅地) 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅応急修理の募集 ○ 応急住宅の確保 ○ 仮設住宅用地確保
都		<ul style="list-style-type: none"> ○ 応急危険度判定支援本部の設置 ○ 応急危険度判定員の派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応急住宅の確保(修理、一時提供住宅、仮設住宅) 	
建設業協会		<ul style="list-style-type: none"> ○ 応急危険度判定協力 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 応急修理等の体制確保 ○ 応急住宅建設体制の確保

活動内容	活動開始目標				担当班等
	24時間以内	72時間以内	7日以内	8日以降	
第1節 被災住宅の応急危険度判定			○		施設班
第2節 被災宅地の応急危険度判定			○		都市計画班
第3節 家屋・住家被害状況調査等			○		課税班、市民班
第4節 被災住宅の応急修理			○		施設班
第5節 応急仮設住宅の供給			○		都市計画班
第6節 被災者の生活確保			○		秘書班、福祉総務班、特命班(被災者支援担当)
第7節 応急教育			○		子ども育成班、教育総務班、教育指導班
第8節 保育対策			○		子ども育成班
第9節 中小企業への融資				○	産業観光班
第10節 農林漁業関係者への融資				○	
第11節 労働力の確保				○	職員班
第12節 義援金品の配分				○	福祉総務班

第1節 被災住宅の応急危険度判定（施設班）

1 判定制度の目的

建築物の被害については、二次災害の防止のための被害状況の把握、被災建築物の余震等に対する危険度の判定（応急危険度判定*）を行い、必要な措置を講ずることが求められる。

* 応急危険度判定

震災後の余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、市民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、二次災害の発生危険の程度の判定・表示等を行うことをいう。

2 判定の実施

地震発生後10日以内に終了することを目標とする。

(1) 民間住宅

ア 東京都住宅政策本部、東京都住宅供給公社等が管理する住宅以外の戸建て住宅・共同住宅等を対象とする。

イ 本部長は、その区域内において地震により多くの建築物が被災した場合、応急危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施する。

ウ 本部長は、判定の実施を決定した場合には、都知事に東京都防災ボランティア要綱に基づいて登録した建築物の応急危険度判定員の出動要請等を行う。

(2) 都営住宅及び都住宅供給公社

都営住宅及び東京都住宅供給公社が管理する住宅の応急危険度判定は、東京都住宅政策本部及び都住宅供給公社が実施する。その際、所属する応急危険度判定員及び判定に関する知識を有する職員が判定業務に従事する。

3 判定結果の表示

応急危険度判定による調査結果は、「危険」「要注意」「調査済」の3種類のステッカーにより、建築物の出入口等の見やすい場所に表示し、当該建築物の利用者・居住者・歩行者等に周知を図る。

第2節 被災宅地の応急危険度判定（都市計画班）

1 判定制度の目的

被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度を判定することによって、二次災害を軽減・防止し市民の安全の確保を図る。

2 判定対象宅地

宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第2条第1号に規定する宅地（農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地）のうち、住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地が対象となる。

3 判定の実施

(1) 本部長は、大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、被災宅地危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施する。

(2) 本部長は、被害の規模が極めて大きく広範囲にわたるときは、必要に応じて都知事に被災宅地危険度判定士の派遣等を要請する。

4 判定結果の表示

- (1) 被災宅地危険度判定の結果については、「危険宅地」、「要注意宅地」及び「調査済宅地」の3種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示する。
- (2) 当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにする。

第3節 家屋・住家被害状況調査等（課税班、市民班）

1 調査の目的

住宅の応急修理や住宅の供給のための基礎資料とするため、被災直後において、家屋・住家の被害状況を把握する。

2 調査の実施

機関名	内容
市	1 国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を参考とし、あらかじめ被害認定のための具体的な調査方法や判定方法などを定める。これに基づき、住家の被害状況調査を行い、都本部に報告する。 2 状況に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切かつ円滑な調査手法を検討する。
東京都	1 建築職員及び家屋評価に関する知識・経験を有する職員による、被災区市町村の行う調査への応援体制を整備する。 2 必要に応じて、他の公的機関及び各学会・大学並びに他の地方公共団体に対して、人員派遣の要請を行うなど、区市町村の業務を支援する。

【住家被害の程度と基準】

被害程度	損壊割合 ^{※1}	損害割合 ^{※2}
全壊	70%以上	50%以上
半壊	20%以上70%未満	20%以上50%未満
	大規模半壊	40%以上50%未満
	中規模半壊	30%以上40%未満
一部損壊	20%未満	20%未満
	準半壊	10%以上20%未満

※1 損壊割合：住家の損壊、焼失又は流失した部分の延床面積に占める割合

※2 損害割合：住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める割合

3 罹災証明書の発行

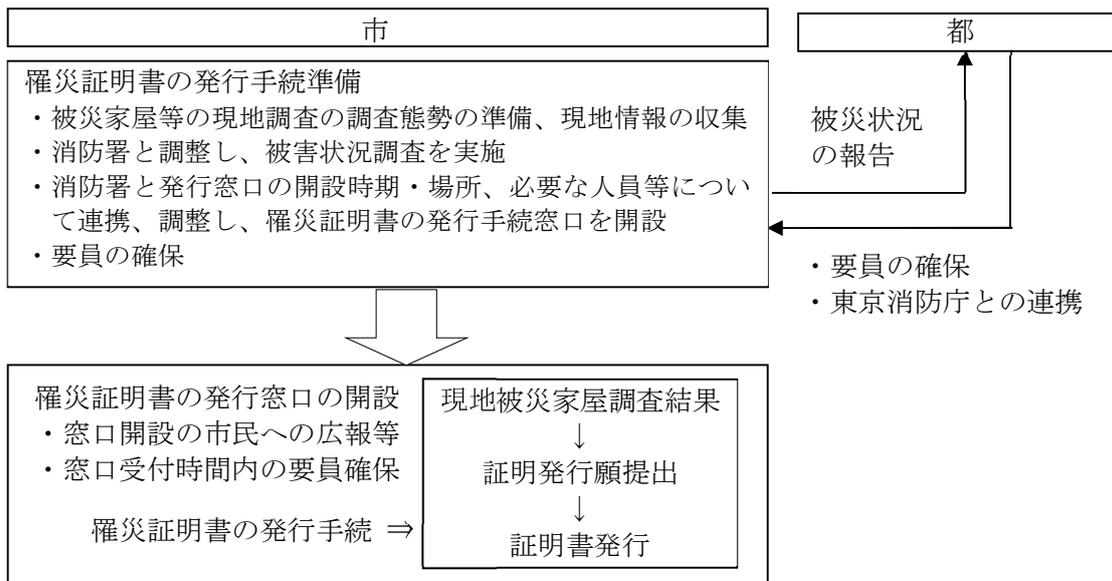
(1) 対策内容と役割分担

被災者の生活応急対策は、罹災証明発行事務のほか、災害救助法に基づく適用準備など、都と市は連携して迅速に実施する。

なお、災害時の限られた人員で効率的に建物調査業務や罹災証明発行事務を行い、罹災証明を受けた被災者に対する生活再建支援を公平・公正に進めるため、都は「被災者生活再建支援システム（罹災証明システム）」を開発した。本市においても、同システムを導入しており、これを活用し、罹災証明発行処理の迅速化を図る。

機関名	内容
市	1 住家被害認定調査の実施や罹災証明書の交付に向けて、庁内連携及び応援職員の確保も含めて体制を構築する。 2 被災者生活再建支援システムに最新の市民情報や家屋情報を登録するなど、システム稼働に向けた準備や資機材の確保を行う。 3 住家被害認定調査の調査方針、調査体制、業務日程などを含む調査計画を策定し、調査員及び庁内外の関係部署と共有した上で、被害認定調査を実施する。 4 火災による被害状況調査の実施に向けて、東京消防庁と連携を図る。
東京都	1 区市町村の要請に応じて、関係機関や他の地方公共団体に対して、住家被害認定調査等の要員確保の協力を要請する。 2 都職員を被災区市町村に派遣する。 3 共同利用版の被災者生活再建支援システムの利用に関する区市町村間の調整を実施する。 4 住家被害認定調査や罹災証明発行窓口の開設時期等について区市町村間の調整を図る。
北多摩西部消防署	市と調整し、火災による被害状況調査を実施する。

(2) 業務手順



第4節 被災住宅の応急修理（施設班）

1 住宅の応急修理

(1) 応急修理の目的

災害救助法が適用された地域において、地震により、住家が半焼、半壊又は準半壊した場合、居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持する。同時に、取壊しに伴うがれきの発生や応急仮設住宅の需要の低減を図る。

(2) 対象者

災害のため住家が半焼、半壊又は準半壊し、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。

(3) 対象者の調査及び選定

市による被災者の資力その他生活条件の調査及び市長が発行する罹災証明書に基づき、都が定める選定基準により、都から委任された当該市が募集・選定事務を行う。

2 応急修理の方法

(1) 修理

災害救助法が適用された場合は、都が、応急修理に関する協定締結団体と調整のうえ、応急修理を行う業者のリストを作成し、市はリストより業者を指定し、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。

ただし、修理事務が委任された場合には市において実施する。

(2) 経費

1世帯当たりの経費は、国の定める基準による。

(3) 期間

原則として、災害発生の日から3か月以内に完了する。

ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内に完了する。

3 応急修理後の事務

応急修理を実施した場合、都及び市は、必要な帳票を整備するものとする。

4 住宅の応急修理（緊急）

災害救助法が適用された地域において、地震によって屋根や外壁等に被害を受けた住宅に対して、雨水の侵入等による被害の拡大を防止するために緊急の修理を行う。

(1) 手順等

住宅の応急修理（緊急）の手順及び方法等については、災害発生後に都が決定する応急修理実施要領（緊急）に基づいて実施することとする。

(2) 期間

原則として、災害発生の日から10日以内に完了する。

ただし、10日以内に修理が完了しない場合には、都を通じて国に期間延長を協議する。

第5節 応急仮設住宅の供給（都市計画班）

1 供給の目的

災害救助法が適用された地域において、地震により住家を滅失し、自己の資力によっては居住する住家を確保できない被災者に、応急的な住宅を供給する。

2 供給の実施

(1) 住宅に困窮する被災者に、次により公営住宅等の空き住戸を一時的に供給する。

ア 公的住宅の供給

- (ア) 市は、都に対し、都営住宅の空き住戸の提供を依頼するとともに、都からの要請により、一時提供住宅として利用可能な公的住宅等を確保し、都に報告する。
- (イ) 都は、都営住宅の空き住戸を確保するとともに、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社及び他の地方公共団体に空き住戸の提供を求め、被災者に供給する。

イ 民間賃貸住宅の提供

都は、関係団体と協力し、借上げにより民間賃貸住宅を提供する。

ウ 建設する仮設住宅の供給

都は、関係団体と協力して仮設住宅を建設し、被災者に提供する。

【建設する仮設住宅】

事項	内容
建設地	都は、市が決定した建設予定地（総合運動場（第1）、原山地域運動場、伊奈平公園）の中から建設地を選定する。 ただし、市の行政区域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合には、都との調整を踏まえ、区市町村間での融通を行う。
構造及び規模等	1 平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットとし、必要に応じて被災者コミュニティや高齢者や障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。 2 1戸当たりの規模は、国の定めに基づき、地域の実情、世帯構成等に応じて、都が設定する。 3 1戸当たりの設置費用については、国の定めによる。
建設工事	1 災害発生の日から20日以内に着工する。 2 都は、東京建設業協会、プレハブ建築協会等があっせんする建設業者に建設工事を発注する。なお、必要に応じ他の建設業者にも発注する。 3 工事の監督は、都が行う。ただし、これにより難い事情がある場合には、市に委任する。
その他	市は、東京消防庁が策定する防火対策について、入居者に対し指導する。

3 入居資格

次の各号の全てに該当する者のほか、都知事が必要と認める者とし、使用申込みは1世帯1か所限りとする。

- ア 住家が全焼、全壊又は流失した者
- イ 居住する住家がない者
- ウ 自らの資力では住家が確保できない者

4 入居者の募集・選定

- (1) 都は、一時提供住宅の入居者の募集計画を策定し、市に住宅を割り当てるとともに、入居者の募集及び選定を依頼する。なお、賃貸型応急住宅について被災者が自ら物件を探す方式で提供する場合は、区市町村への割当ては行わない。
- (2) 割当てに際しては、原則として市区町村の行政区域内における必要戸数の確保が困難な場合を想定し、都が、区市町村との調整を踏まえ、広域的に割り当てる。
- (3) 市が住宅の割当てを受けた場合には、被災者に対し募集を行う。
- (4) 入居者の選定基準は都が策定し、それに基づき市が入居者の選定を行う。

5 応急仮設住宅の管理及び入居期間

- (1) 応急仮設住宅の管理は、原則として供給主体が行う。
- (2) 市は、入居者の管理のため、必要な帳票を整備する。
- (3) 応急仮設住宅の入居期間は、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ知事が定める。

第6節 被災者の生活確保（秘書班、福祉総務班、特命班（被災者支援担当））

1 生活相談

機関名	相談の内容等
市	1 被災者からの要望事項や苦情を聴取する。 2 罹災証明発行時に確定した情報を基に、被災者台帳を構築する。 3 生活困難な状態になり、特に援助を必要とする被災者が多数生じる場合、特命班（被災者支援担当）と連携し、災害ケースマネジメントに基づく支援を行う。
東大和警察署	警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を開設して、警察関係の相談に当たる。
北多摩西部消防署	1 被災者に対し、出火防止対策とし、次のような指導を行う。 (1) 被災建物、仮設建物及び避難所等における火災予防対策の徹底 (2) 電気、都市ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び機能復旧時における出火防止対策の徹底 (3) 危険物施設等における余震に対する警戒体制、構造・設備に関する点検等の強化 2 災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所で各種相談、説明、案内に当たる。 3 火災による罹災証明等各種手続きについては、市と窓口の開設時期・場所及び必要な情報について連携を図り、被災者の利便の向上に努める。

2 災害弔慰金等の支給

(1) 災害弔慰金の支給

市（福祉総務課）は、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年武蔵村山市条例第28号）第3条の規定に基づき、地震等の自然災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

(2) 災害障害見舞金

市（福祉総務課）は、災害弔慰金の支給等に関する条例第9条の規定に基づき、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する。

(3) 災害援護資金の貸付け

市（福祉総務課）は、災害弔慰金の支給等に関する条例第12条の規定に基づき、災害により家財等に被害があった場合、その生活の立て直しに資するため、災害救助法の適用時は災害援護資金の貸付けを行う。

(4) 日本赤十字社東京都支部による災害救援品

日本赤十字社東京都支部は、災害救援品の支給基準に基づき、日本赤十字社各地区からの申請により、被災した市民に対して、災害見舞品の配分を行う。

3 生活福祉資金の貸付け

東京都社会福祉協議会（地区社会福祉協議会に一部委託）が実施主体で、市社会福祉協議会が窓口となり、低所得世帯のうち、他から融資を受けることができない者でこの資金を受けることによって災害による困窮から自立更生のできる世帯に生活福祉資金を貸し付ける。

4 被災者生活再建支援金の支給

市は、自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対し、都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給し、自立生活の開始を支援する。

5 職業のあっせん

市は、被災者の職業のあっせんについて、都に対する要請措置等の必要な計画を策定する。

6 租税等の徴収猶予及び減免等

市は、被災者に対する市税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置に関する計画を策定するものとする。

- (1) 方針
- (2) 期限の延長
- (3) 徴収猶予
- (4) 滞納処分の執行の停止等
- (5) 減免等

第7節 応急教育（子ども育成班、教育指導班）

震災時における幼児・児童・生徒・学生（以下「児童生徒等」という。）の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、保育園、幼稚園、小・中学校における災害予防、応急対策等について万全を期する必要がある。

1 児童、生徒の安全確保（教育指導班、学校長）

(1) 安全の確保

市立小・中学校の学校長は（以下「学校長」という。）学校の管理下において地震が発生したときは、児童・生徒の安全を確保する。

(2) 保護者への引渡し又は保護

学校長は、児童・生徒を帰宅、下校させることが危険であると判断したときは、学校において保護者への引渡しを行う。保護者の迎えがないときは、学校施設の安全を確認し、保護者の迎えがあるまで、学校施設内で保護する。

(3) 下校時の危険防止

学校長は、下校途中における危険を防止するため、児童・生徒に必要な注意を行い、又は状況により、通学区域ごとの集団下校及び教職員による引率等の措置を講じること。

(4) 安否の確認

教育指導班は、地震が発生したときは、学校長や避難所開設職員、災害対策本部を通じて児童・生徒、教職員の安否確認を行う。

また、児童・生徒が市外へ避難したときは、保護者からの届出、教職員による訪問等により連絡先名簿を作成し、避難先に対する照会や児童・生徒への連絡を行う。

2 園児の安全確保、安否確認

(1) 安全の確保

保育園若しくは幼稚園等の園長（以下「園長」という。）は、保育園、幼稚園の管理下において地震が発生したときは、園児の安全を確保する。

(2) 園児の保護

園長は、保護者の迎えがないときは、施設の安全を確認し、園児を園内で保護する。

(3) 安否の確認

子ども育成班は、地震が発生したときは、園長、災害対策本部を通じて園児、職員の安否確認を行うとともに、保護者の安否情報の把握に協力するよう努める。

3 児童館・学童クラブの児童の安全確保、安否確認

(1) 安全の確保

児童館・学童クラブの職員は、開館（所）中に地震が発生したときは、児童の安全を確保する。

(2) 児童の保護

児童館・学童クラブの職員は、保護者の迎えがないときは、施設内の安全を確認し、児童を施設で保護する。

(3) 安否の確認

子ども育成班は、地震が発生したときは、児童館・学童クラブ、災害対策本部、教育指導班を通じて児童の安否確認を行うとともに、保護者の安否情報の把握に努める。

第8節 応急教育・保育の実施（子ども育成班・教育指導班）

災害の推移を把握し、平常授業（保育）に戻すよう努める。

1 応急教育の実施

(1) 場所の確保

幼稚園長、学校長は、施設の被害を調査し、子ども育成班及び教育指導班と連携して、応急教育の場所を確保する。

(2) 応急教育

幼稚園長及び学校長は、臨時の学級編成を行うなど授業再開に努め、速やかに園児、児童・生徒及び保護者に周知する。

(3) 教職員の応援

教育指導班は、教職員の不足により応急教育の実施に支障があるときは、都教育委員会と連携し、教職員の応援等必要な措置を講ずる。

2 学用品の調達及び支給

(1) 支給の対象

地震により住家に被害を受け、学用品を損失又は毀損し、就学上支障の生じた小中学校の児童・生徒に対し、被害の実情に応じ、教科書（教材含む。）、文房具及び通学用品を支給する。

(2) 支給の時期

教科書については災害発生日から1か月以内、その他については15日以内とする。ただし、交通、通信等の途絶により学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、都知事が内閣総理大臣の承認を受け、必要な期間を延長する。

(3) 支給の方法

ア 学用品の調達は、原則として都が一括して行い、就学上支障のある小中学校の児童・生徒に対する支給は、市が実施するものとする。

イ 学用品の支給を迅速に行うために都知事が職権を委任した場合は、本部長が市教育委員会及び学校長等の協力を得て、調達から支給までの業務を行う。

(4) 費用の限度

ア 教科書

支給する教科書（教材を含む）の実費

イ 文房具及び通学用品

災害救助法施行細則で定める額

3 授業料等の免除

被災した児童生徒等に対する学校納付金等の減免について、必要な計画を策定する。

4 応急保育

子ども育成班は、保育園長及び児童館・学童クラブ職員を通じて施設等の被害状況を把握し、復旧に努め、又その支援を行う。既存施設で保育等ができないときは、臨時的な場所の確保等の措置を講ずる。

第9節 中小企業への融資（産業観光班）

災害により、被害を受けた中小企業及びその組合に対し、都及び政府系金融機関は、事業の復旧に必要な資金の融資を行い、事業の安定を図る。

第10節 農業関係者への融資（産業観光班）

1 株式会社日本政策金融公庫による融資

農業関係者等の災害復旧資金及び被災農業者等の経営維持安定に必要な資金について、株式会社日本政策金融公庫から貸付けを行わせるものとし、必要枠の確保、早期貸付等につき適切な措置を講じ、又は指導を行う。

2 経営資金等の融通

農業の被害が一定規模以上である場合においては、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）の適用を受けて、被害農林関係者等に対する経営資金等の融通等の措置を講ずる。

第11節 労働力の確保（職員班）

災害時においては、膨大な労働力が必要となる。労務供給については、市職員又は教職員のみでは必ずしも十分ではないので、労力の不足を補い、応急対策活動の円滑な推進を図るため、供給可能な労働者の確保に努める。

1 雇上

労働力の雇上は、災害対策部（職員班）が、公共職業安定所及び公益財団法人城北労働・福祉センターに協力を求め、雑役土工類似の労働に耐えうる能力のある者を迅速、確実に雇い上げる。

雇上した労働者の賃金は、公共事業設計労務単価表に定めるところによる。

2 労務供給手続

(1) 労務供給の要請

市は、所要人員を東京労働局及び公益財団法人城北労働・福祉センターに、労務供給（労働者の確保又は求職者の紹介）を要請する。

(2) 市は、労務供給を要請した場合、労務確保の通報受理後速やかに労働者輸送等の配車措置を講じ、公共職業安定所において当所職員の立ち会いの下に、労働者の引渡しを受ける。

(3) 市は作業終了後においても、労働者を公共職業安定所又は交通機関までの輸送について協力する。

(4) 賃金は、あらかじめ予算措置を講じ、就労現場において作業終了後、直ちに支払う。

第12節 義援金品の配分（福祉総務班）

都民、他道府県民及び企業等から都、市、日本赤十字社等に寄託された被災者宛ての義援金品を、确实、迅速に被災者に配分するため、健康福祉対策部長を中心とした義援金品配分委員会（以下本節において、「委員会」という。）を設置するなど義援金品の受付、保管、事務分担等に関する計画をあらかじめ定めておく必要がある。なお、市は、東京都の義援金募集に協力する場合についても、必要な手続を明確にする。

1 義援金品募集の検討

都、市、日本赤十字社各機関は、被害の状況等を把握し、義援金品の募集を行うか否かを検討し、決定する。

2 東京都義援金配分委員会

都は、義援金の募集を決定次第、あらかじめ選任された委員により、東京都義援金配分委員会（以下「都委員会」という。）を設置する。

(1) 都委員会の構成メンバー

都委員会は、次の機関等から選出された委員により構成される。

- ア 都
- イ 区市町村
- ウ 日本赤十字社東京都支部
- エ その他関係機関

(2) 都委員会は、次の事項について審議、決定する。

- ア 被災区市町村への義援金の配分計画の策定
- イ 義援金の受付・配分に係る広報活動
- ウ その他義援金の受付・配分等に関して必要な事項

3 義援金品の受付と募集

義援金品の受付、募集については、被害の状況等を勘案し、被災者が必要とする物資について広く広報して募集し、健康福祉対策部（福祉総務班）において受け付けるものとする。

機関名	内容
市	1 義援金品の受付窓口を開設し、直接義援金品を受け付けるほか、銀行等に市長名義の普通預金口座を開設し、振込みにより義援金を受け付ける。 2 受領した義援金品については、寄託者に受領書を発行する。ただし、前記1の口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。 3 義援金品の受付状況について委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、委員会に送金するものとする。

4 義援金品の保管及び配分

機関名	内容
市	1 義援金 (1) 寄託者より受領した義援金は、委員会に送金するまでの間、義援金受付口座に預金保管する。 (2) 委員会から送金された義援金を、配分計画に基づく配分率及び配分方法により、被災者に配分する。 (3) 被災者への義援金の配分状況について、委員会に報告する。 2 義援品 受領した義援品については、配分計画に基づき被災者に配分する。

第17章 災害救助法の適用

災害が発生し、区市町村単位の被害が一定以上で、かつ応急的な救助を必要とする場合、災害救助法の適用による救助を行うことにより、被災者の保護と社会の秩序の保全を図る。

活動内容	活動開始目標				担当班等
	24時間以内	72時間以内	7日以内	8日以降	
第1節 災害救助法の適用			○		本部班
第2節 救助実施体制			○		

第1節 災害救助法の適用（本部班）

1 救助の実施機関

- (1) 都の地域に災害が発生し、災害救助法の適用基準に該当する被害が生じた場合、都知事は災害救助法第2条の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を目的として救助を実施する。
- (2) 本部長は、災害救助法に基づき都知事が救助に着手したときは、都知事を補助し、被災者に対して必要な救助を実施する。また、救助を迅速に行う必要があるときは、都知事はその職権の一部を本部長に委任するものとする。
- (3) 災害の事態が急迫し、都知事による災害救助法に基づく救助の実施を待つことができないときは、本部長は、救助に着手し、その状況を直ちに都知事に報告し、その後の処理について都知事の指示を受けるものとする。

2 災害救助法の適用基準

(1) 災害が発生した段階の適用

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条に定めるところによるが、都においては、次のいずれか1つに該当する場合、救助法を適用する。

- ア 市の区域内で住家が滅失した世帯の数が災害救助法施行令別表第1に定める数（80世帯）以上であること。
- イ 都の区域内で住家が滅失した世帯の数が、災害救助法施行令別表第2に定める数（2,500世帯）以上であって、市の区域内で住家が滅失した世帯の数が災害救助法施行令別表第3に定める数（40世帯）以上であること。
- ウ 都の区域内で住家の滅失した世帯の数が災害救助法施行令別表第4に定める数（12,000世帯）以上の場合又は災害が隔絶した地域で発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- エ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

(2) 災害が発生するおそれ段階の適用

災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置され、都が当該本部の所管区域として告示されたときに、市の区域内において災害により被害を受けるおそれがある場合、災害救助法が適用される。

3 滅失世帯の算定基準

(1) 滅失世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあつては、住家が半壊、半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

(2) 住家の滅失等の認定

ア 住家が滅失したもの（「全壊、全焼又は流出」という。）

住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。

イ 住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの（「半壊又は半焼」という。）

住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。

このうち、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満、又はその住家の損害割合が40%以上50%未満のものを大規模半壊とし、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満、又はその住家の損害割合が30%以上40%未満のものを中規模半壊とする。

ウ 住家が半壊又は半焼に準ずる程度に損傷したもの（「準半壊」という。）

損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの。

エ 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

アからウに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの又は土砂竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

(3) 世帯及び住家の単位

ア 世帯

生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

イ 住家

現実にその建物を居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって、1住家として取り扱う。

4 災害救助法の適用手続

(1) 適用の手続

ア 災害に際し、市における災害が、前記2の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市本部長は、直ちにその旨を都知事に報告する。

イ 災害の事態が急迫して、都知事による救助の実施を待つことができないときは、市本部長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに都知事に報告し、その後の処置に関しては、都知事の指示を受けるものとする。

(2) 実施報告

市各対策部長は、所掌する救助事務について実施の都度又は完了後、速やかに市本部長に報告する。

(3) 救助法適用の公布

災害救助法が適用されたときは、都知事より次のとおり公布される。

<p>公 告</p> <p>○月○日発生の○○災害に関し○月○日から○○区市町村の区域に 災害救助法により救助を実施する。</p> <p>令和○年○月○日</p> <p style="text-align: right;">東京都知事 ○ ○ ○ ○</p>

5 救助の種類等

(1) 災害救助法の対象となる救助の種類は、次のとおりである。

ア 避難所及び応急仮設住宅の供与

イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

ウ 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与

エ 医療及び助産

オ 被災者の救出

カ 被災した住宅の応急修理

キ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与

ク 学用品の給与

ケ 埋葬

コ 死体の捜索及び処理

サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救助は、現物によって行うことが原則であるが、都知事が必要と認めた場合は、救助を必要とする者に対し、金銭を給付することができる。

(3) 救助の程度・方法及び期間等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）」による。

第2節 救助実施体制（本部班）

市は、救助を担当する各班に関係帳簿の作成を依頼するとともに、これらの帳簿をとりまとめ、都に報告する。また、本部長が委任を受けて実施する救助に要する費用は、一時的に市が繰替支弁を行った後、都に対し災害救助費繰替支弁負担金の請求を行う。

また、災害ボランティアセンターが開設された場合、ボランティアの調整事務にかかる関係帳簿の作成及び整理を行うとともに、支払証拠書類の整理・保管を行う。

1 被害状況調査体制

被害状況等の調査、報告体制については、本編 第1部 第2章 第2節「被害状況等の報告態勢」（応急-25）に準ずる。

2 災害報告

災害発生の時間的経過に合わせ、発生報告、中間報告、決定報告を行う。

3 救助実施状況の記録、報告

各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、都知事に報告する。

第18章 激甚災害の指定

大規模な震災被害が発生した場合には、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）（以下「激甚法」という。）による財政援助等を受け、迅速かつ適切な復旧を実施する必要がある。

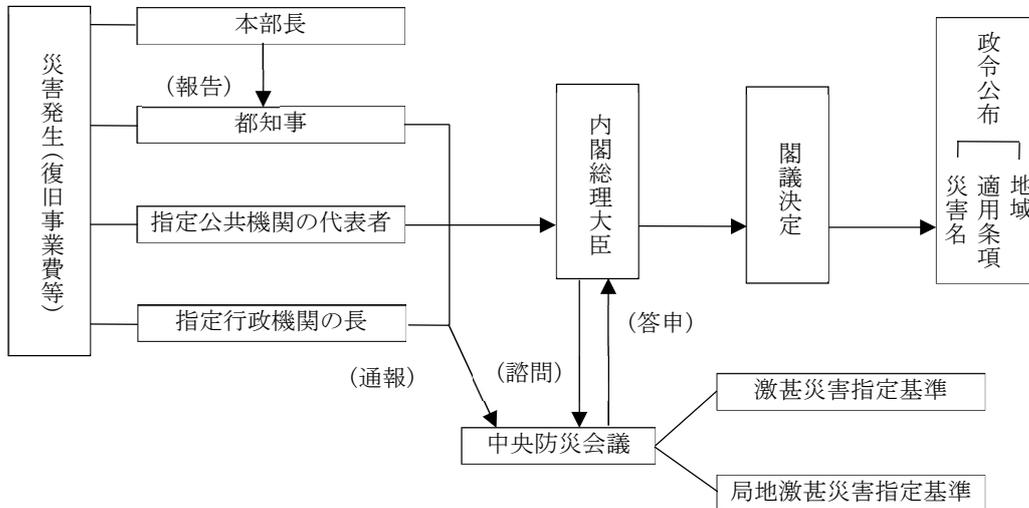
活動内容	活動開始目標				担当班等
	24時間以内	72時間以内	7日以内	8日以降	
第1節 激甚災害指定手続				○	本部班
第2節 激甚災害に関する調査報告				○	
第3節 激甚災害指定基準				○	
第4節 局地激甚災害指定基準				○	
第5節 特別財政援助等の申請手続等				○	
第6節 激甚法に定める事業及び関係局				○	

第1節 激甚災害指定手続（本部班）

大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、都知事等の通報に基づき、中央防災会議の意見を聴いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。

中央防災会議は、内閣総理大臣の諮問に対し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。

【激甚災害指定の手続フロー図】



第2節 激甚災害に関する調査報告（本部班）

本部長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して、災害状況等を調査し都知事に報告する。

- (1) 市内に大規模な災害が発生した場合、市本部長は、被害状況等を検討の上、激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係する市各対策部に必要な調査を行わせる。
- (2) 市各対策部は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、災害対策部長に提出する。

- (3) 災害対策部長は、前記各対策部の調査を取りまとめ、本部長室会議に付議し、激甚災害の指定を受ける必要があると決定した場合は、都知事に調査書を添えて報告するものとする。
- (4) 市は、都が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

第3節 激甚災害指定基準（本部班）

激甚災害指定基準は、昭和37年に中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に基準を定めている。

第4節 局地激甚災害指定基準（本部班）

- 1 局地的激甚災害指定基準は昭和43年に中央防災会議が決定した基準であり、市町村段階の被害の規模で捉えた基準を定めている。
- 2 局地激甚災害指定基準による公共土木施設等及び農地等に係るものについては、災害査定によって決定した災害復旧事業費を指標としている。

第5節 特別財政援助等の申請手続等（本部班）

本部長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、都各局に提出しなければならない。

第6節 激甚法に定める事業及び関係局（本部班）

激甚法に定める事業及び都関係局は、東京都地域防災計画「激甚災害法に定める事業及び関係局」のとおりとする。

第2部 風水害応急復旧計画

第1章 初動態勢

市内に風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市及び防災関係機関は協力体制を整え、災害対策本部を設置し、必要に応じて災害救助法の適用を都知事に要請するなど、災害の拡大防止及び救援活動が迅速に実施できるよう、応急対策に万全を期する。

活動内容	活動開始目標				担当班等
	24時間以内	72時間以内	7日以内	8日以降	
第1節 市職員の初動態勢	発災前				各部各班
第2節 市災害対策本部の組織・運営	○				

第1節 市職員の初動態勢（各部各班）

1 初動期における応急対策活動

風水害の発生のおそれを認知してから、災害発生後のおおむね72時間までは、避難活動、救出救助、医療救護、輸送路の確保など人命に係る応急対策活動に重点を置く。

2 職員配備態勢

市における風水害応急対策活動に係る配備態勢は、次のとおりとする。

配備態勢	判断基準	主な活動	配備人員
情報連絡態勢	1 武蔵村山市に大雨・暴風・洪水警報等が発表、又は発表される可能性があるとき 2 土砂災害警戒情報が発表される可能性があるとき 3 数日中に関東地方へ台風の接近・上陸が予想される時 4 総務部危機管理担当部長が必要と認めるとき	1 気象情報及び市内状況等の情報収集 2 市内の危険箇所等の巡視 3 避難情報の発令 4 避難所又は自主避難所の準備・開設 5 対策会議	各部長 危機管理課 都市整備部 (必要人員) 各部職員 (必要人員)
水防第1配備態勢	1 武蔵村山市に土砂災害警戒情報の発表があり、局地的災害が発生する可能性が高い場合 2 残堀川もしくは空堀川の水位が氾濫危険水位に達し、さらに水位の上昇が予想される時 3 12～24時間以内に台風の接近が予想される時 4 その他の状況により市長が必要と認めたとき	1 災害対策本部の設置 2 災害対策本部会議 3 避難情報の発令 4 避難所又は自主避難所の開設 5 水防活動等 6 関係機関への連絡	市長 副市長 教育長 各部長 危機管理課 都市整備部 (必要人員) 各部職員 (必要人員) 消防団員 (必要人員)
水防第2配備態勢	1 武蔵村山市に大雨・暴風等の特別警報の発表があり、何らかの災害が既に発生している可能性が極めて高い場合 2 その他の状況により市長が必要と認めたとき	1 広域的災害応急活動 2 災害対策本部会議 3 避難情報の発令	市職員全員 消防団員全員

(1) 配備態勢の特例

本部長は、災害の状況その他により必要があると認めたときは、特定の部に対してのみ配備態勢の命令を発し、又は特定の部に対して種類の異なる配備態勢の命令を発することができる。

(2) 配備態勢に基づく措置

各対策部長は、配備態勢の指令を受けたときは、あらかじめ定めた行動マニュアル等に基づき、所属職員に対し必要な指示をしなければならない。

(3) 配備態勢の動員

各対策部長は、災害の状況及び応急措置の進捗状況等により、所属職員の動員人数を適宜増減することができる。

3 配備態勢の移行及び解除

市は、災害の拡大又は終息の状況に応じて、配備態勢の移行又は解除を行う。

配備態勢	態勢の移行、解除、本部の廃止
情報連絡態勢	総務部危機管理担当部長は、次の基準に達した場合、情報連絡態勢を解除し、市長にこの旨を連絡する。 1 情報連絡態勢の原因となった気象警報等による被害が認められないとき。 2 気象情報の収集や連絡活動の必要性がなくなったとき。 3 気象警報の発表や台風の接近状況の変化により、情報連絡態勢では対処しきれず、水防第1配備態勢に移行する必要が生じたとき。
水防第1配備態勢	災害対策本部長（市長）は、次の基準に達した場合、水防第1配備態勢を解除する。 1 水防第1配備態勢の原因となった風水害による被害が認められないとき。 2 局地的な被害の応急対策がおおむね終了したと認めるとき。 3 災害発生のおそれがなくなり、情報連絡態勢に移行するとき。 4 災害の拡大により水防第1配備態勢では、対処しきれず、水防第2配備態勢に移行する必要が生じたとき。
水防第2配備態勢	災害対策本部長（市長）は、次の基準に達した場合、水防第2配備態勢を解除する。 1 発生した被害の応急対策がおおむね終了したと認めるとき。 2 災害発生のおそれがなくなり、情報連絡態勢に移行するとき。

4 災害対策本部設置前の防災態勢

気象状況により、浸水その他水害が発生するおそれがあるときの市の防災態勢は次のとおりとする。

水害が発生し、市長が必要と認めるときは水防第1配備態勢又は水防第2配備態勢へ移行し、災害対策本部を設置する。

5 風水害時における避難所開設態勢

風水害時における避難所の開設態勢は次のとおりとする。

各対策部		担当部局		主な活動内容等
避難所設置 運営対策部	避難所設置 運営対策第1班	教育部	教育総務課	○避難所の開設・運営 (1) 対応職員数(目安) 4~7名 ※避難所によって異なる (2) 物資・人的輸送 2名
			教育指導課	
			学校給食課	
			文化振興課	
			スポーツ振興課	
	避難所設置 運営対策第2班	市民部	図書館	
			市民課	
			保険年金課	
	避難所設置 運営対策第3班	子ども 家庭部	子ども政策課	
			子ども育成課	
子ども子育て支援課				
企画 財政部		企画政策課		
		会計課		
避難所設置 運営対策第4班	健康 福祉部	選挙管理委員会事務局		
		福祉総務課		
		生活福祉課		
		高齢福祉課		
避難所設置 運営対策第5班	協働 推進部	障害福祉課		
		協働推進課		
	環境部	産業観光課		
		環境課		
保健師班	企画 財政部	ごみ対策課		
		財政課		
感染症 対策部	健康 福祉部	監査事務局		
		健康推進課		
感染症 対策班	健康 福祉部	健康推進課	○必要に応じて編成し、保健師巡回等に関する対応 ○都と連携し、感染症に関する対応	

第2節 市災害対策本部の組織・運営（各部各班）

本編 第1部 第1章 第2節「市災害対策本部の組織・運営」（応急-16）を準用する。

第2章 情報の収集・伝達

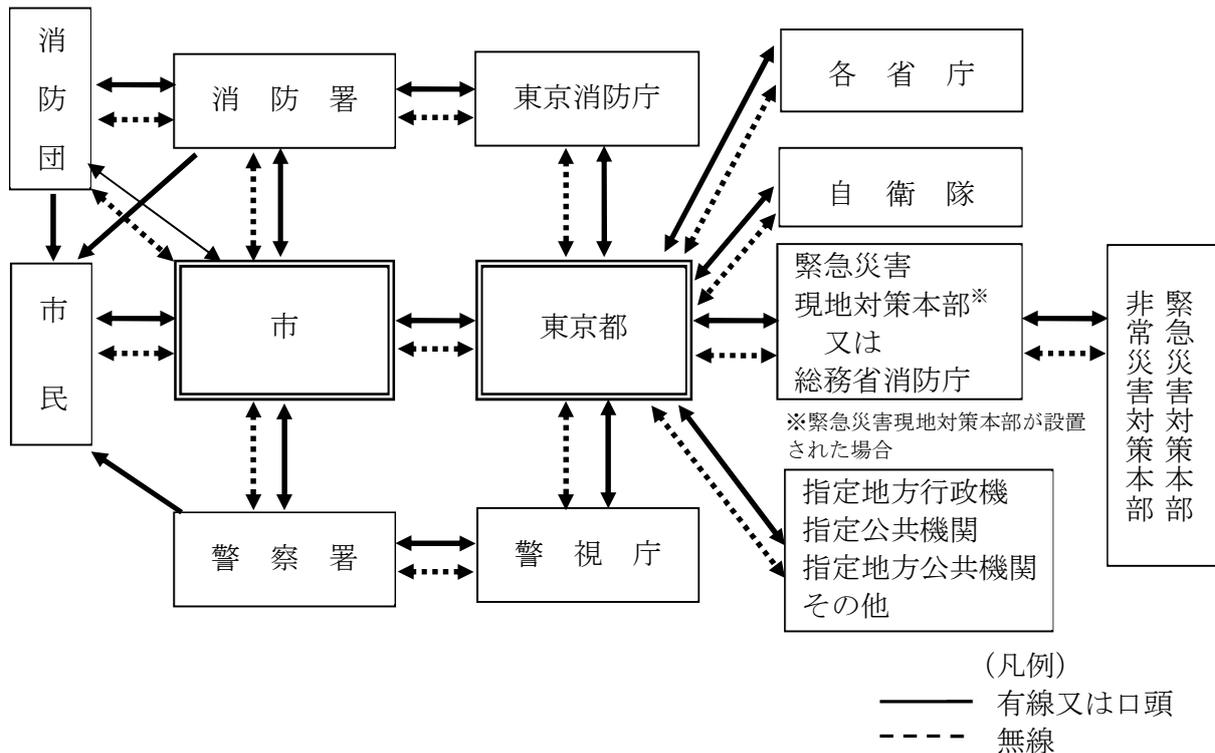
災害時に各防災機関は、情報連絡態勢をとり、被害状況の把握、広報、広聴等を行う。

活動内容	活動開始目標				担当班等
	24時間以内	72時間以内	7日以内	8日以降	
第1節 情報連絡態勢	発災前				本部班、職員班
第2節 災害予警報等の伝達	発災前				本部班、広報・プロモーション班
第3節 被害状況等の報告態勢	○				本部班、総務契約班、職員班、広報・プロモーション班
第4節 広報及び広聴活動	○				秘書班、広報・プロモーション班
第5節 災害時の放送要請	○				広報・プロモーション班

第1節 情報連絡態勢（本部班、職員班）

1 通信連絡系統

(1) 連絡系統



(2) 情報連絡態勢

本編 第1部 第2章 第1節「情報連絡態勢」（応急-21）を準用する。

2 市民等への情報伝達手段の整備・運用

本編 第1部 第2章 第1節「2 市民等への情報伝達手段の整備・運用」（応急-23）を準用する。

3 非常無線通信の利用（電波法第52条第4号に定める非常通信）

本編 第1部 第2章 第1節 2(2)「ウ 非常無線通信の利用（電波法第52条第4号に定める非常通信）」（応急-24）を準用する。

4 全国瞬時警報システムの利用

本編 第1部 第2章 第1節 2(1)「オ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）」（応急-23）を準用する。

第2節 災害予警報等の伝達（本部班、広報・プロモーション班）

1 情報収集・伝達態勢

機関名	内容
市	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者若しくは東大和警察署から通報を受けたとき、又は市が情報を収集し発見したときは、直ちに都総務局及び気象庁に通報する。 2 災害原因に関する重要な情報について、都又は関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに区域内の公共的団体その他重要な施設の管理者、市民の自発的な防災組織等、市民等に周知する。 3 特別警報、警報及び重要な注意報について、都又はNTTからの通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに管内の公共的団体その他重要な施設の管理者、市民の自発的な防災組織等に通報するとともに、東大和警察署、北多摩西部消防署、都政策企画局等の協力を得て、市民に周知する。
東京都	<ol style="list-style-type: none"> 1 都総務局及び都各支庁は、災害原因に関する重要な情報について、気象庁、測候所、都各局、区市町村その他関係機関から通報を受けたとき、又は自ら収集するなどして知ったときは、直ちに関係のある都各局、区市町村、防災機関等に通報する。 2 都総務局は、必要があるときは、都各局の連絡責任者を招集し、又は応対策本部を開設して、台風、その他の重要な情報について、気象庁の解説を受ける。 3 特別警報、警報及び重要な注意報について、気象庁から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに関係のある都各局及び区市町村に通知する。 4 都各局は、自ら収集した災害原因に関する情報を、直ちに都総務局に通知するとともに、都総務局その他の関係機関から通報を受けた重要な情報、警報及び注意報については、直ちに所属機関に通報する。
東大和警察署	<p>災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者から通報を受けたときは、その旨を速やかに市長に通知する。</p>
東京消防庁	<p>都総務局、気象庁、その他関係機関から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、消防署、消防出張所を通じて管内住民に周知する。</p>
NTT東日本(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象業務法に基づいて気象庁からNTT東日本(株)に通知された特別警報及び警報は、各市町村に通報する。 2 警報の伝達にはFAXを使用し、関係機関へ通報する。 3 警報に関する通信は優先して取り扱う。

機関名	内容
その他の防災機関	都、気象庁、その他関係機関から通報を受けた重要な情報、特別警報、警報及び注意報について、直ちに所属機関に通報する。
各放送機関	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害発生時、本部設置時には、放送要請による対応を行う場合があるほか、本部設置に至らない場合でも、都民等に対し各放送機関等と連携した避難指示等に関する情報提供を行うなど、より一層の災害対応を実施する。 2 具体的対応については、「放送を活用した避難指示等の情報伝達の申合わせ」の内容による。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 実施機関 東京都、都区市町村、東京都域又は都域を超える広域区域を事業区域とする各放送機関 (2) 伝達する情報 <ol style="list-style-type: none"> ア 高齢者等避難 イ 避難指示 ウ 緊急安全確保 エ 警戒区域の設定

2 気象情報の早期収集

市は、大雨等による避難指示等の発令判断や防災態勢の検討等を行う際に、気象庁大気海洋部予報課等に対し、直接、気象状況とその見通しを照会する。

3 同一河川・圏域・流域の区市町村における情報共有

市は、都から提供される気象情報、水位情報等に留意するとともに、豪雨となる前から同一河川・圏域・流域内の他市町村と連携し、必要な情報(避難指示の必要性の判断、発令の有無、河川や降雨の現況など)の共有を図る。

＜黒目川・柳瀬川流域＞立川市、小平市、東村山市、西東京市、東大和市、清瀬市、東久留米市

＜残堀川流域＞立川市、昭島市、青梅市、福生市、羽村市、瑞穂町

4 竜巻等の激しい突風の発生するおそれがある時の情報共有

市は、災害時の危機管理態勢を確認するとともに、気象庁などとも連携の上、気象情報に十分留意し、竜巻等突風災害に係る対応についての市民に対する周知、啓発等に努める。

また、気象庁から全国瞬時警報システム（以下「J-ALERT」という。）により送信されている竜巻注意情報について、市の判断に応じ、防災行政無線等の自動起動等を行う。

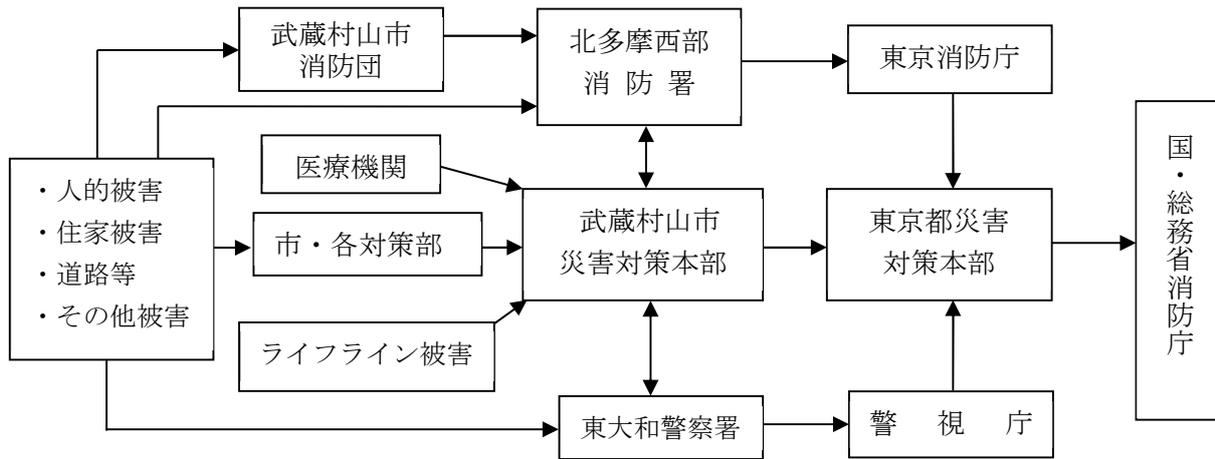
5 特別警報が発表された時の情報の共有

市は、特別警報について、都、総務省消防庁、NTT東日本から通知を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに公衆及び所在の官公署に周知させる措置をとる。

第3節 被害状況等の報告態勢（本部班、総務契約班、職員班、広報・プロモーション班）

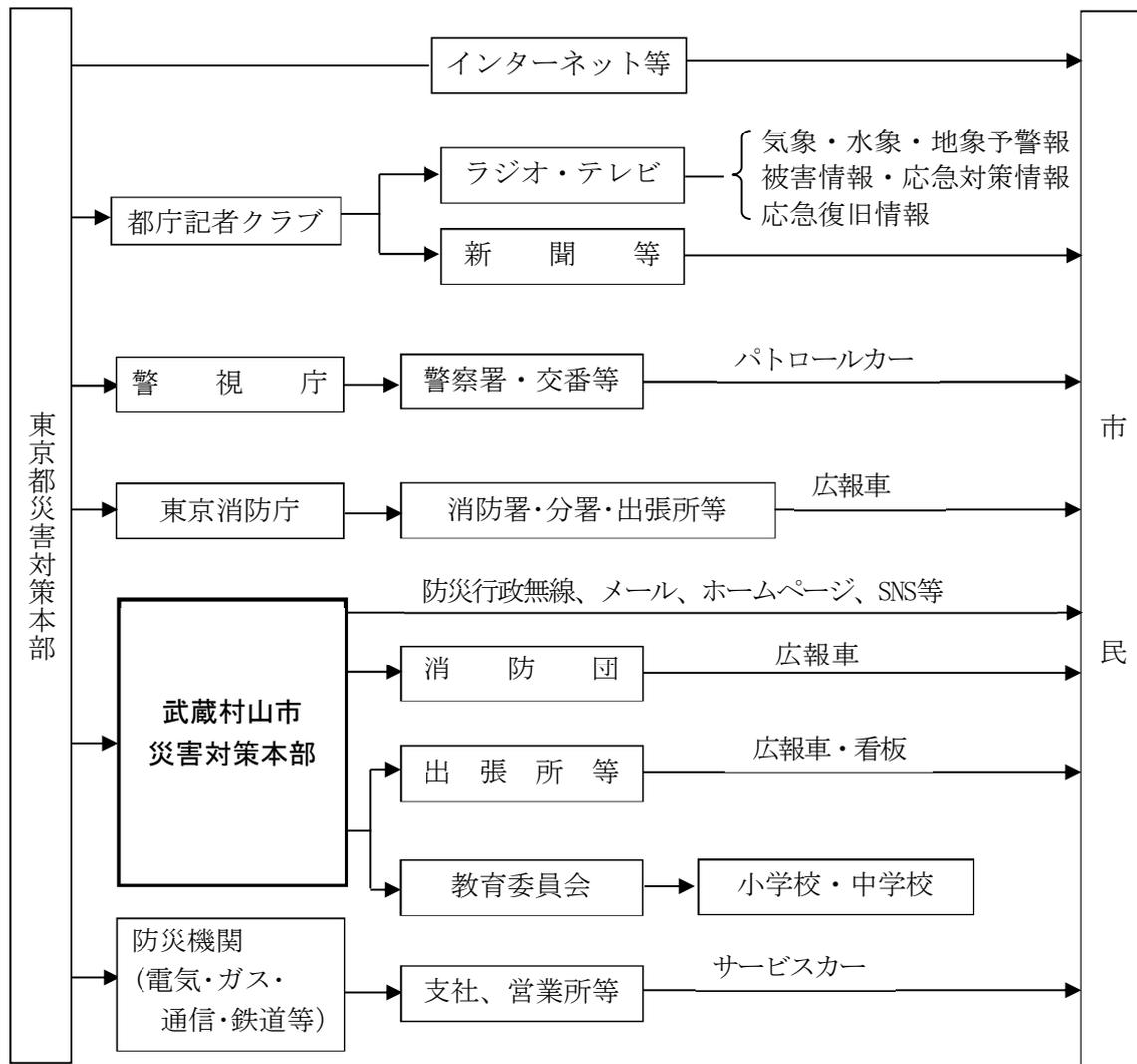
本編 第1部 第2章 第2節「被害状況等の報告態勢」（応急-25）を準用する。

《被害状況の報告・伝達系統図》



第4節 広報及び広聴活動（秘書班、広報・プロモーション班）

1 広報活動



(1) 市及び防災機関

機関名	内容
市	<ol style="list-style-type: none"> 1 市域や所管施設において、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに東大和警察署、北多摩西部消防署及び武蔵村山市消防団と連携して、必要な広報活動を実施する。 2 市は、地域FM局やケーブルテレビ局、防災行政無線、メール、ホームページ、SNS等を活用して、被災・復旧などの情報を発信する。
東大和警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 管下交番等から災害に関する情報を収集し、関係機関と協力して、次の事項等に重点を置いて、適時活発な広報活動を実施する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 気象、水象の状況、水防活動状況及び今後の見通し (2) 被害状況、治安状況、救助活動及び警備活動 (3) 感電、転落、でき水等による事故の防止及び防疫に関する注意喚起 (4) 交通機関の運行状況及び交通規制の状況 (5) 犯罪の防止 (6) その他、各種告示事項 2 広報手段は次のとおりである。 <ol style="list-style-type: none"> (1) パトロールカー、白バイ、広報車、サインカー等による広報 (2) 拡声装置、携帯用拡声機による広報 (3) ホームページ等による広報 (4) 相談所の開設
北多摩西部消防署	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に関する情報を収集し、関係機関と協力して次の事項に重点を置き、適時的確な広報活動を実施する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 気象及び水位の状況 (2) 水災及び土砂災害に関する情報 (3) 被災者の安否情報 (4) 水防活動状況 (5) 救出救護及び要配慮者への支援の呼びかけ 2 広報手段は次のとおりである。 <ol style="list-style-type: none"> (1) テレビ、ラジオ等の報道機関を介しての情報提供 (2) 消防車両の巡回 (3) デジタルサイネージ、ホームページ、アプリ、SNS (4) 消防団員及び災害時支援ボランティアを介しての情報提供
東京電力 パワーグリッド(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報内容は次のとおりである。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 電気による二次災害等を防止するための方法 (2) 避難時の電気安全に関する心構えについての情報 (3) 電力施設の被害状況、復旧予定等についての情報 2 広報手段は次のとおりである。 <ol style="list-style-type: none"> (1) テレビ、ラジオ（ラジオ・ライフラインネットワーク※）及び新聞等の報道機関を通じた広報 (2) ホームページ等を通じた広報 (3) 市の防災行政無線（同報系）の活用 (4) 広報車等による直接当該地域への周知
NTT東日本(株) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の発生が予想される場合又は発生した場合に、通信の疎通、利用制限の措置状況、被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行う。 2 ホームページ、支店前掲示等により直接当該被災地に周知する。 3 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりの輻輳トキ案内、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ、防災無線等で利用案内を実施する。

機関名	内容
KDD I (株)	1 広報内容は、通信の被害・疎通状況の案内と通信輻輳時における利用者への時差通信等の協力要請 2 広報手段は、報道機関及びホームページ等を通じて広報を行う。
ソフトバンク(株)	災害の発生が予想される場合又は発生した場合に、利用者の利便に関する次に掲げる事項について、テレビ・ラジオ放送等を通じ情報提供に必要な広報を行う。 1 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況 2 災害用伝言板及び音声お届けサービス等の協力要請 3 その他必要とする事項
武陽ガス(株)	1 広報内容は次のとおりである。 (1) 被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項 (2) ガス供給状況、供給停止地区の復旧の見通し 2 広報手段は、ホームページ、テレビ・ラジオ・新聞等の広報媒体等とする。

※ ラジオ・ライフラインネットワーク

在京ラジオ・FM7局がライフライン5社と連携して構築している恒久的ネットワークにより、各放送局の全電波に直接ライフラインから被災、復旧等の情報を放送する。（構成メンバー：NHKラジオ、(株)TBSラジオ、(株)NTTドコモ、(株)文化放送、(株)ニッポン放送、(株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)エフエム東京、(株)J-WAVE、NTT東日本(株)、東京電力グループ、東京ガス(株)、都水道局）

2 広聴活動

本編 第1部 第2章 第4節「2 広聴活動」（応急-33）を準用する。

3 報道機関への発表

本編 第1部 第2章 第4節「3 報道機関への発表」（応急-34）を準用する。

第5節 災害時の放送要請（広報・プロモーション班）

本編 第1部 第2章 第5節「災害時の放送要請」（応急-34）を準用する。

第3章 応援協力・派遣要請

本編 第1部 第3章「応援協力・派遣要請」（応急-35）を準用する。

第4章 水防対策

洪水等による水害を警戒、防御し、これによる被害を軽減するために、河川、道路等に対する水防上必要な監視、予報、警報、通信、連絡、輸送、水防のための活動及び応援協力並びに水防に必要な器具、資材、設備等について定める。

【応急・復旧活動フロー】

		発災 被害の発生		
事前情報収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
○気象情報、水位情報等の収集・伝達 ○警報等の受信、伝達	○水防活動開始	○高齢者等避難 ○避難指示	○災害派遣要請 ○広域応援要請	

活動内容	活動開始目標				担当班等
	24時間以内	72時間以内	7日以内	8日以降	
第1節 水防情報	発災前				本部班
第2節 水防機関の活動	発災前				本部班、道路下水道班、消防団、北多摩西部消防署

第1節 水防情報（本部班）

1 気象情報

気象庁等の情報は、水防活動のための基礎的情報であることから、東京都災害情報システム（DIS）及びインターネット等を有効に活用し入手する。

(1) 東京都災害情報システム（DIS）

DISを活用することで、「東京都水防災総合情報システム」、「国土交通省解析雨量」、「アメダス実況」による各種気象情報や河川水位情報等を収集し、災害対策の検討等に活用する。

(2) 防災情報提供システム

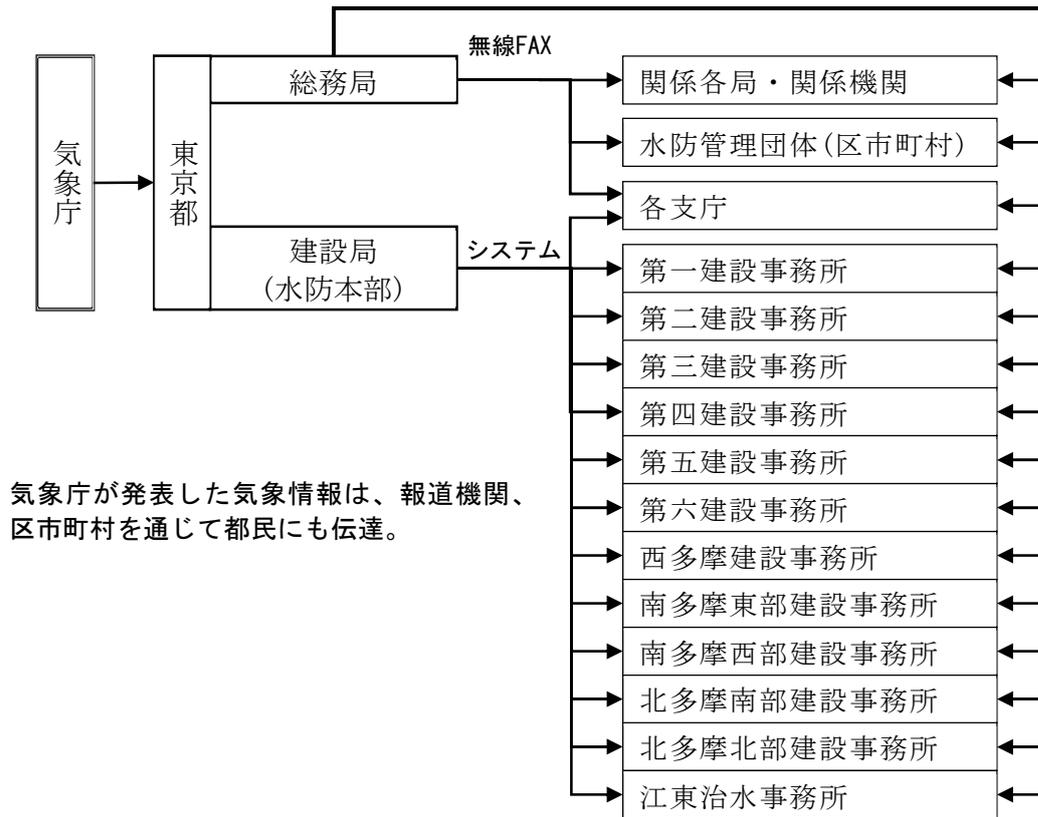
ア 気象庁が専用線及び汎用のインターネット（電子メール、Web）を活用し、気象庁の発表する各種防災気象情報を市、都等の防災機関へ提供するシステムであり、その各種防災気象情報を活用する。

イ 各種防災気象情報のほか、流域雨量指数の予測値、大雨（土砂災害、浸水害）・洪水警報の危険度分布、竜巻発生確度ナウキャスト、雷ナウキャスト等、発達した積乱雲がもたらす激しい気象現象の危険度を表すきめ細かい情報等を入手できる。市が行う避難情報の発令判断の参考に利用する。

ウ 水防活動に用いる気象等の注意報、警報は、大雨注意報、洪水注意報、大雨警報、洪水警報である。

エ 注意報・警報の発表基準、発表官署、担当区域、切り替えについては、気象庁による「警報・注意報発表基準一覧表」が適用される。

2 気象情報伝達系統図



出典：令和7年度東京都水防計画

3 土砂災害警戒情報

市は、都から「土砂災害警戒情報」が伝達された場合は、市内の土砂災害警戒区域の市民等に対して同情報の伝達を行い、避難指示等の判断に活用する。

第2節 水防機関の活動（本部班、道路下水道班、消防団、北多摩西部消防署）

1 水防機関の活動

(1) 市

水防管理者（市長）は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者に対して次の措置をとる。

ア 出水期前に河川、排水溝、用水等の巡視を行い、水防上危険であると認められる箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な措置を求める。

イ 気象状況等により浸水、河川・用水等の氾濫のおそれのあるときは、直ちに事態に即応した態勢をとるとともに、おおむね次の水防活動を行う。

(ア) 気象状況並びに水位に応じて管理者、消防機関と緊密な連絡のもとに河川等の監視警戒を行い、異常を発見したときは直ちに関係機関に連絡するほか、事態に即応した措置を講ずる。

(イ) 水防従事者に対して、水防作業に必要な技術上の指導を行う。

(ウ) 水防作業に必要な資機材の調達を行う。

(エ) 次の場合には、消防機関に対し、出動することを要請する。この場合は直ちに都建設局（水防本部）及び北多摩北部建設事務所に報告する。

a 水位が氾濫注意水位に達し、氾濫のおそれがあるとき

b その他水防上必要と認めたとき

- (オ) 水防のためやむを得ない必要があるときは、その区域内に居住する者又は現場にある者をして、作業に従事させる。
- (カ) 堤防その他の施設が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生したときは、直ちに関係機関に通知する。また、決壊したときは、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。
- (キ) 浸水、河川・用水等の氾濫による著しい危険が切迫しているときは、必要と認める区域の居住者に対し、立ち退き、又はその準備を指示する。この場合、遅滞なく東大和警察署長にその旨を通知する。
- (ク) 水防のため必要があると認めるときは、現場の秩序及び保全維持のため東大和警察署長に対して警察官の出動を求める。
- (ケ) 水防のため必要があると認めるときは、他の水防管理者に対し、応援を求める。応援のために派遣された者は、応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。
- (コ) 水防のため緊急の必要があるときは、都知事に対し自衛隊の派遣を要請する。

(2) 消防機関

市においては、消防機関（北多摩西部消防署及び市消防団）が、次の水防活動を分担している。

東京消防庁は、管内における情報共有と意思決定の迅速化を図るため、市に必要な要員を派遣する。

ア 河川、堤防等を随時巡視し、水防上危険であると認められる個所があるときは、直ちに管理者に連絡して必要な措置を求める。

イ 水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域から退去を命ずる。

ウ 北多摩西部消防署長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、その区域に居住する者又は水防の現場にある者を水防に従事させる。

エ 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、北多摩西部消防署長は、直ちにこれを関係機関に通報するとともに、可能な限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

オ 北多摩西部消防署長は、水防管理者から出場の要請を受けたとき又は自ら水防作業の必要を知ったときは、直ちに出場し、水防作業を行う。

カ 北多摩西部消防署長は、各情報網から局地的大雨が予想される場合及び管轄区域内に大雨警報若しくは洪水警報が発表された場合には水防態勢を発令する。

2 費用及び公用負担

(1) 費用負担

機関名	内容
市	1 市域の水防に要する費用を負担する。ただし、応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、その額及び方法は、当該応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定める。 2 区域外の区市町村が当該水防により著しく利益を受ける場合には、当該水防に要する費用の一部を受益区市町村が負担する。 3 負担費用の額及び負担方法は両者が協議して定めるものとし、協議が成立しないときは、都知事にあつせんを申請することができる。
東京都	都又は都知事の行う事務に要する費用は、都の負担とする。

(2) 公用負担

ア 公用負担権限

水防のための緊急の必要があるとき、水防管理者又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる（水防法第28条）。

- (ア) 必要な土地の一時使用
- (イ) 土石、竹木、その他の資材の使用又は収用
- (ウ) 車両、その他の運搬用機器の使用
- (エ) 工作物その他の障害物の処分

イ 公用負担権限証明

公用負担の権限を行使する場合、水防管理者又は消防機関の長はその身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は委任を受けたことを証する書類を携行し、必要がある場合はこれを提示する。

ウ 公用負担命令票

公用負担の権限を行使するときは、公用負担命令票を作成し、その1通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずべき者に交付する。ただし、現場の事情により、その時間的余裕がないときは、事後において直ちに処理する。

エ 損失補償

公用権限負担行使によって損失を受けた者に対し、水防管理者は、時価によりその損失を補償する（水防法第28条）。

3 水防報告

水防管理者は、水防活動終了後3日以内に、水防実施状況を都建設局（都水防本部）及び北多摩北部建設事務所へ、水防活動報告書（東京都水防計画資料編参照）により報告する。

第5章 警備・交通規制

災害時における、市民の生命、身体、財産の保護及び各種の犯罪の予防、取り締まり並びに交通秩序の維持を行い、その他被災地における治安に万全を期する。

活動内容	活動開始目標				担当班等
	24時間以内	72時間以内	7日以内	8日以降	
第1節 警備活動	○				東大和警察署
第2節 交通規制	○				

第1節 警備活動（東大和警察署）

1 警備態勢

機関名	内容
東大和警察署	関係機関と緊密な連携を保持しながら、総合的な災害応急活動の推進に寄与するとともに、災害の発生が予想される場合は、早期に警備態勢を確立して、災害情報の伝達、避難の指示、警告等の活動を行うほか、関係機関の活動に協力する。

2 警備活動

機関名	内容
東大和警察署	1 災害が発生した場合には、全力を尽くして被災者の救出、救護に努めるほか、現場広報を活発に行うとともに、交通規制、街頭活動の強化等の応急対策を実施する。 2 風水害発生時における警察活動は、おおむね次のとおりとする。 (1) 河川等その他危険箇所の警戒 (2) 災害地における災害関係の情報収集 (3) 警戒区域の設定 (4) 被災者の救出、救護 (5) 避難者の誘導 (6) 危険物の保安 (7) 交通秩序の確保 (8) 犯罪の予防及び取締り (9) 行方不明者の調査 (10) 遺体の調査等及び検視

3 その他

機関名	内容
東大和警察署	1 警戒区域の設定 災害現場において、市長若しくはその職権を行う市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域を設定するとともに、直ちにその旨を市長に通知する。 2 市に対する協力 (1) 市長から災害応急措置の必要により警察官の出場を求められた場合は、避難誘導、人命救助等の警備活動に支障のない限り警備部隊を出動させる。なお、要請がない場合においても、事態が急を要するときは積極的に災害応急活動を実施する。 (2) 市の災害応急対策従事車両については、優先通行等の便宜を供与し、災害対策活動が迅速に行えるよう努める。 (3) 被災者等に対する救助業務については、災害の初期において可能な限りこれに協力することとし、状況に応じて逐次警察本来の活動に移行する。

機関名	内容
	3 装備資機材の調達及び備蓄 (1) 警察署に装備資機材を保有しておく。 (2) 災害発生時に不足する装備資機材については、別途、民間業者からの借上げにより調達する。

第2節 交通規制（東大和警察署）

1 交通情報の収集と交通統制

交通情報の収集に努めるとともに、道路障害の実態把握を速やかに行い、その状況を水防管理者に通報する。

2 交通規制

- (1) 広域的災害発生の場合には、東京都公安委員会の決定に基づき必要な措置を実施する。
- (2) 被災地及びその周辺を管轄する警察署長は、危険箇所の表示、局地的な通行禁止、一方通行等適切な交通規制を行い、被災地及びその周辺における交通の安全と円滑に努める。

3 車両検問所

- (1) 緊急交通路が指定され、幹線道路において交通検問所が設置された場合は、市民の緊急避難又は応急物資、応急復旧工作資材等の緊急輸送を確保するため、他の一般車両の通行を禁止し、又は制限して災害の拡大防止及び迅速な復旧の実効を図る。
- (2) 緊急通行車両の確認については、本編 第1部 第5章 第3節「3 緊急通行車両等の確認」（応急-46）を準用する。

4 その他

交通の妨害となっている路面水の排水等及び倒木樹木、漂流物、垂下電線等の除去並びに道路、橋等の応急補強については、関係機関に連絡し、それらの復旧の促進を図る。

第6章 緊急輸送対策

第1節 緊急車両等の確保

本編 第1部 第5章 第3節「輸送車両等の確保」（応急-45）を準用する。

第7章 救助・救急対策

災害時に人命を守るため、平常時から体制を整備し、発災後の迅速な救助・救急を実施する。応援が必要な場合には、自衛隊、広域救急援助隊（警察）、緊急消防援助隊（消防）などに要請する。

活動内容	活動開始目標				担当班等
	24時間 以内	72時間 以内	7日 以内	8日 以降	
第1節 救助・救急活動態勢等	○				本部班、消防団、北多摩西部消防署、東大和警察署
第2節 安否不明者の捜索	○				本部班、市民班、消防団、東大和警察署

第1節 救助・救急活動態勢等（本部班、消防団、北多摩西部消防署、東大和警察署）

機関名	内容
市	1 第一次的防災機関として、都、他の区市町村及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。 2 市の地域に災害救助法が適用されたときは、市長（市本部長）は、知事（本部長）の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する。 3 人命救助活動の円滑化を図るため、東京都へ安否不明者の氏名情報等の情報提供を行う。
東大和警察署	1 出水による溺水者、家屋の倒壊、崖（山崩れ）等による埋没者その他負傷者の救出・救護に重点を置いて救助活動を行う。 2 負傷者は、医療機関等に引き継ぐ。 3 救出救助に当たっては、都や北多摩西部消防署等の関係機関と積極的に協力し、負傷者の救出救護の万全を期する。
北多摩西部消防署	1 市との情報共有と意思決定の迅速化を図るため、必要な要員を市本部に派遣するとともに、各種災害に対応した救助、救急資器材を活用して、組織的な人命救助・救急活動を行う。 2 救助活動に建設資機材等が必要な場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調整を図り、効果的な活動を行う。 3 救急活動に当たっては、消防団等との協力により現場救護所を設置し、行政機関、医療関係機関等と連携し、高度救急資器材を有効に活用して、傷病者の救護に当たる。 4 傷病者を適応する医療機関へ迅速に搬送する。

第2節 安否不明者の捜索（本部班、市民班、消防団、東大和警察署）

本編 第1部 第6章 第2節「安否不明者の捜索」（応急-50）を準用する。

第8章 医療救護等対策

本編 第1部 第8章「医療救護等対策」（応急-55）を準用する。

第9章 避難者対策

風水害時に、被災者の生命、身体の安全確保等について適切な避難対策や、集中豪雨に関する情報提供や注意喚起を講ずるとともに、高齢者等避難、避難指示等の発令時には、速やかに避難所を開設し、避難者を受け入れる。

【応急・復旧活動フロー】

		発災 被害の発生		
事前情報収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
警戒レベル1	警戒レベル2	警戒レベル3・警戒レベル4	警戒レベル5	
○ 気象情報の把握、状況の監視	○ 避難所の開設判断	○ 高齢者等避難 ○ 都に報告(状況等) ○ 避難所の開設・運営 ○ 避難指示	○ 緊急安全確保 ○ 避難者把握	○ 避難者の移送 ○ 被災者生活支援

活動内容	活動開始目標				担当班等
	24時間以内	72時間以内	7日以内	8日以降	
第1節 避難態勢	発災前				本部班
第2節 避難指示等の判断・伝達	発災前				本部班、広報・プロモーション班
第3節 避難所の開設・運営	発災前				本部班、協働推進班、教育総務班、初動要員
第4節 要配慮者の安全確保	発災前				本部班、福祉総務班、高齢福祉班、障害福祉班、子ども子育て支援班、都市計画班
第5節 外国人支援対策	発災前				協働推進班
第6節 在宅避難者等への対応		○			特命班（被災者支援担当）、市民班
第7節 動物救護			○		環境班、初動要員

第1節 避難態勢（本部班）

市は水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮する。

災害の想定等により必要に応じて、近隣の区市町村の協力を得て避難所等を近隣区市町村に設ける。

地域又は自治会単位に、避難時における共助の状況について、地域の実情を把握するよう努める。

第2節 避難指示等の判断・伝達（本部班、広報・プロモーション班）

市は「避難情報の判断・伝達マニュアル【土砂災害・浸水害】」により、警戒レベルに応じて避難指示等を発令する。判断に当たっては、必要に応じて気象台や都建設局等に助言を求める。

また、避難指示等は、防災行政無線、緊急速報メール、Lアラート、情報提供サービスメール、ホームページ、SNS、広報車両、自治会・自主防災組織による呼びかけ等により市民等に伝達する。

《警戒レベルと居住者等がとるべき行動》

警戒レベル	居住者等がとるべき行動	避難情報等
レベル5	既に災害が発生又は発生する直前の状況。 命を守るための行動を直ちにとる。	緊急安全確保（市が発令） 大雨特別警報（気象庁が発表） 氾濫発生情報（東京都が発表）
～～～〈警戒レベル4までに必ず避難！〉～～～		
レベル4 (全員避難)	速やかに危険な場所から避難先へ全員避難する。公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、「近くの安全な場所」や「自宅内のより安全な場所」に避難する。	避難指示（市が発令） 土砂災害警戒情報 （東京都と気象庁が共同で発表） 氾濫危険情報（東京都が発表）
レベル3 (高齢者等は避難)	避難に時間を要する人（高齢の方、障害のある方、乳幼児等）とその支援者は避難する。 その他の人は、避難の準備を整える。	高齢者等避難（市が発令） 大雨警報、洪水警報 （気象庁が発表）
レベル2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認する。	洪水注意報、大雨注意報 （気象庁発表）
レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報（気象庁発表）

※今後、防災気象情報の体系が変更された場合には、それぞれ最新の情報体系に基づき対応することとする。

1 浸水害の発令基準

浸水予想区域を対象とし、次の基準により避難指示等を発令する。

《避難指示等の判断基準（浸水害）》

種 別	発令の基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報（浸水害）が発表されており又は発表される可能性が非常に高いとき ・予報雨量の増加が見込まれるとき又は減少がみられないとき。 ・深夜から早朝にかけて避難指示の発令対象となる雨量が予測されるとき。 ・水防災総合情報システムにおいて、残堀川青岸橋水位観測所で80%水位に到達することが見込まれるとき。 ・水防災総合情報システムにおいて、空堀川中砂橋水位観測所で氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関の助言等により、避難行動の必要性があるとき。 ・浸水・洪水の危険度分布（キキクル）で、浸水深の深いエリアが「危険」に到達すると予想（紫色で表示）されたとき。 ・深夜から早朝にかけて避難指示の発令対象となる雨量等が予測されるとき。 ・水防災総合情報システムにおいて、残堀川青岸橋水位観測所で80%水位に到達したとき ・水防災総合情報システムにおいて、空堀川中砂橋水位観測所で氾濫危険水位に到達したとき
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・残堀川で氾濫を確認したとき ・空堀川中砂橋水位観測所で氾濫発生水位に到達したことを確認したとき、あるいは空堀川で氾濫を確認したとき ・「避難指示」発令後において、予報雨量の増加が見込まれるとき又は減少がみられないとき。 ・浸水・洪水の危険度分布（キキクル）で、浸水深の深いエリアが「災害切迫」（黒色で表示）に到達したとき。 ・記録的短時間大雨情報や特別警報が発表されたとき。

2 土砂災害の発令基準

土砂災害警戒区域を対象とし、次の判断基準により避難指示等を発令する。

《避難指示等の判断基準（土砂災害）》

種別	発令基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表される可能性が非常に高いとき。 土砂キキクルのメッシュ情報において、2時間後予測が大雨警報（土砂災害）の基準値（赤）に到達しているとき。 夜間から明け方にかけて、避難指示以上の警報が発令される状況が予測される時。
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表されたとき。 土砂キキクルのメッシュ情報において、2時間後予測が土砂災害警戒情報の基準値（紫）に到達しているとき。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 避難指示発令後において、予報雨量の増加が見込まれるとき。 土砂災害警戒区域内又は近辺において、斜面の亀裂や山鳴り、土砂の流出などの切迫した前兆現象が観測されたとの通報や情報把握があったとき。 土砂キキクルのメッシュ情報において、すでに大雨特別警報（土砂災害）の基準値（黒）に到達しているとき。

第3節 避難所の開設・運営（本部班、協働推進班、教育総務班、初動要員）

本編 第1部 第9章 第2節「避難所の開設・運営」（応急-72）を準用する。

1 避難所等の開設

本編 第1部 第9章 第2節「2 避難所の開設」（応急-73）を準用する。

なお、風水害時は、予想される災害の種類、及び地域の危険性の高まりに応じ、必要と認める地域について、避難情報を発令するとともに当該地域に係る避難所を開設する。

また、土砂災害の危険性が高まった場合は、以下の施設を開設し土砂災害の回避に努める。

施設名	所在地
総合体育館	武蔵村山市岸三丁目45番地の6
第一小学校	武蔵村山市本町一丁目1番地の11
中藤地区会館	武蔵村山市中藤三丁目16番地

2 避難所の管理運営

避難所の態勢は、本編 第2部 第1章 第1節「5 風水害における避難所開設態勢」（応急-125）のとおりとし、各避難所で作成している「避難所運営マニュアル」に基づき管理運営を行う。

3 被災者の他地区への移送

本編 第1部 第9章 第2節「6 被災者の他地区への移送又は受入れ」（応急-74）を準用する。

第4節 要配慮者の安全確保（本部班、福祉総務班、高齢福祉班、障害福祉班、子ども子育て支援班、都市計画班）

本編 第1部 第9章 第3節「要配慮者の安全確保」（応急-75）を準用する。

第5節 外国人支援対策（協働推進班）

本編 第1部 第9章 第4節「外国人支援対策」（応急-75）を準用する。

第6節 在宅避難者等への対応（特命班（対策担当）、市民班）

本編 第1部 第9章 第5節「在宅避難者等への対応」（応急-76）を準用する。

第7節 動物救護（環境班、初動要員）

本編 第1部 第9章 第6節「動物救護」（応急-76）を準用する。

第10章 飲料水・食料・生活必需品等の供給

本編 第1部 第11章「飲料水・食料・生活必需品等の供給」（応急-81）を準用する。

第11章 災害廃棄物処理

本編 第1部 第12章「災害廃棄物処理」（応急-86）を準用する。

第12章 遺体の取扱い

本編 第1部 第13章「遺体の取扱い」（応急-88）を準用する。

第13章 ライフライン施設の応急・復旧対策

本編 第1部 第14章「ライフライン施設の応急・復旧対策」（応急-95）を準用する。

第14章 公共施設等の応急・復旧対策

本編 第1部 第15章「公共施設等の応急・復旧対策」（応急-101）を準用する。

第15章 応急生活対策

本編 第1部 第16章「応急生活対策」（応急-105）を準用する。

第16章 災害救助法の適用

本編 第1部 第17章「災害救助法の適用」（応急-116）を準用する。

第17章 激甚災害の指定

本編 第1部 第18章「激甚災害の指定」（応急-119）を準用する。

第3部 大規模事故災害応急復旧計画

第1章 航空機事故対策

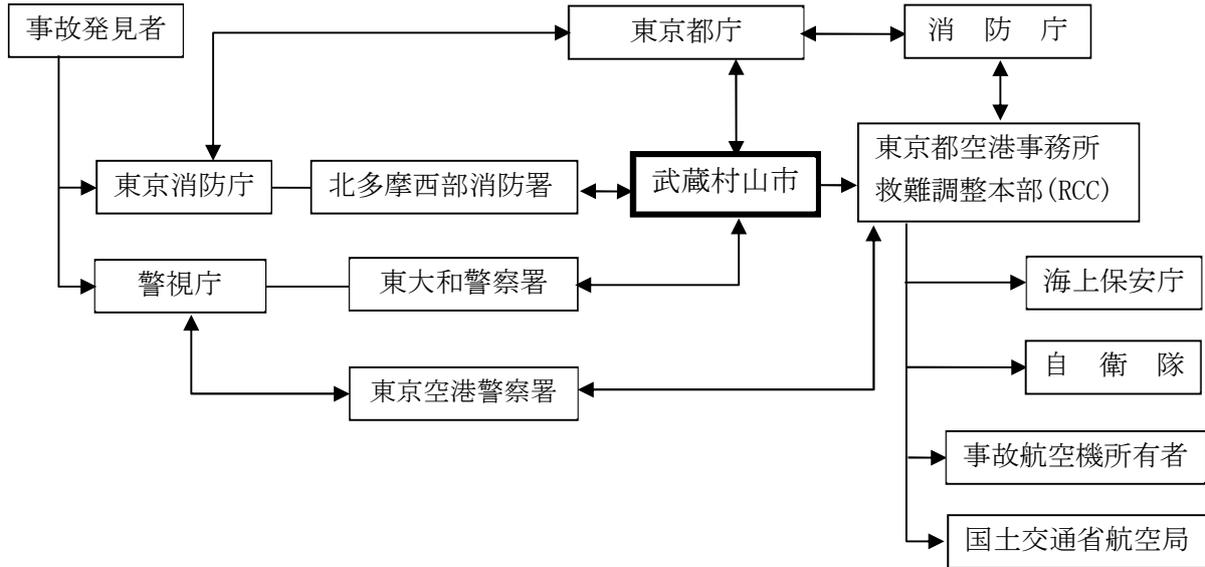
第1節 航空事故等応急活動体制

1 航空事故等発生時の情報連絡体制

本市内及び隣接する市町等で航空事故が発生し、又は事故発生を目撃通報を受けたときは、図「航空事故通報経路図」に基づき、速やかに関係機関に通報するものとする。

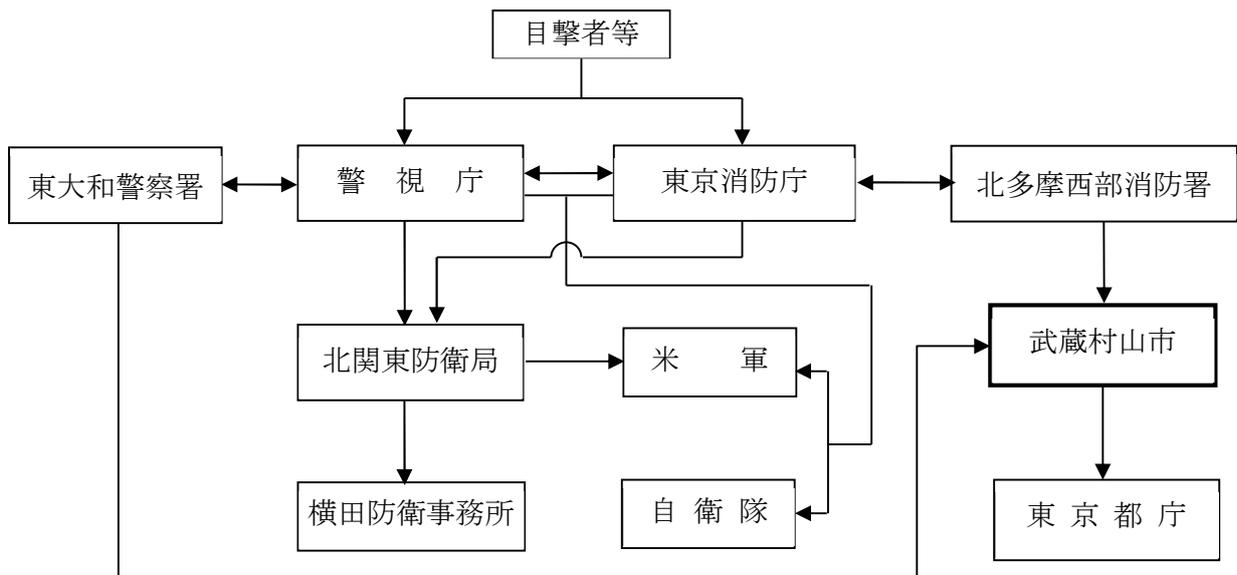
航空機事故通報経路図

(1) 民間航空機事故発生時の連絡

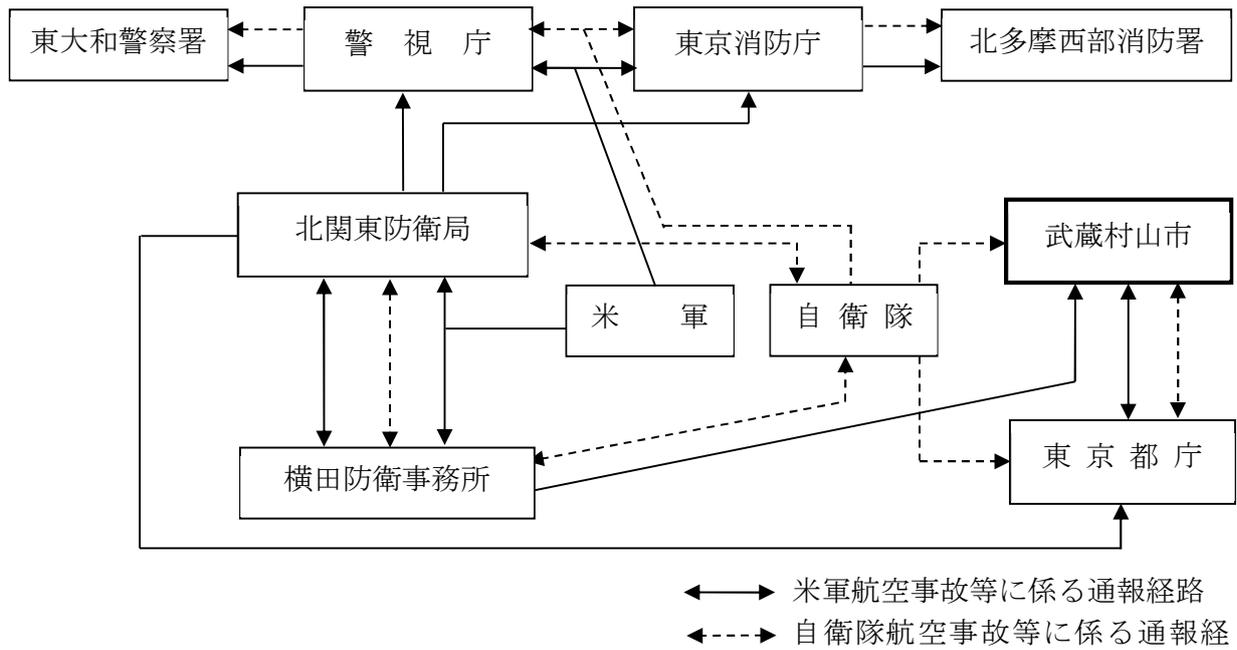


(2) 自衛隊機又は米軍機事故発生時の連絡

ア 目撃者等からの通報経路



イ 米軍又は自衛隊からの通報経路



第2節 関係防災機関の救援活動態勢

米軍又は自衛隊の航空機事故等が発生した場合、「米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等に関する緊急措置要綱」（資料16参照）により、関係防災機関は、次の活動を行う。

(1) 米軍機自衛隊機事故被災者救援活動分担表

区分	活動内容	警察		消防		自衛隊		東京都		市・町		防衛局	
		米軍機	自衛隊機										
負傷者 救援	(1) 救援活動	○	○	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○
	(2) 救急病院の引受確認			◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	
	(3) その他（転院等）					○	◎	○	○	○	○	◎	
現場対策	(1) 消火活動			◎	◎	○	○			○	○		
	(2) 警戒区域の設定	○	○	◎	◎								
	(3) 立入制限、交通整理	◎	◎	○	○		○						
	(4) 現場保存	◎	◎	○	○		○					○	
	(5) 連絡所の設置	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	◎	○
	(6) 通信輸送					○	◎			○		◎	
財産 被災者 救援	(1) 財産保護、警備	◎	◎				○						
	(2) 仮住居のあっせん提供						◎	○	○	○	○	◎	
	(3) 生活必需品の支給						◎	○	○	○	○	◎	
備考	航空事故等の発生の場合の米軍の緊急活動については、在日米軍司令部と防衛省との間の緊急救助体制に関する合意に基づいて行われるものとする。 ※◎は、主務機関を示す。 ○は、主務機関への援助協力機関を示す。												

(2) 事故時の応急措置

ア 緊急連絡通報

航空事故緊急連絡者は、次に掲げる事項について行う。

- (ア) 事故の種類（墜落、不時着、器物落下等）
- (イ) 事故発生の日時、場所
- (ウ) 事故機の種別、乗員数、積載燃料量、爆発物等の危険物積載の有無
- (エ) その他必要事項

イ 現地連絡所等の設置

- (ア) 航空事故等が発生した場合において、関係機関が事故の規模、態様により「現地連絡所等」を設置したときは、相互に緊密な連絡に努める。
- (イ) 米軍機事故の場合は北関東防衛局が、自衛隊機の場合は自衛隊が設置する現地絡所にあつては、事故に関する情報交換、被災者救援に関する連絡等の円滑化に努める。
- (ウ) この場合において、他の関係機関は可能な限りこれに協力する。

3 市の活動体制

航空事故等発生時における市の活動体制は、その突発性、広域性等を考慮し、震災時における活動態勢に準じた態勢をとるものとする。

第2章 危険物事故対策

大規模事故との関わりで特に問題となる危険物等としては、危険物（消防法第2条）、高圧ガス（高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条）、火薬類（火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条）、毒物・劇物（毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条）放射線（放射性同位元素等の規制に関する法律第2条）等がある。

第1節 危険物事故応急対策

石油類、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物、放射線等の各施設や危険物輸送車両、流出油等の事故災害時に防災機関は、被害を最小限にとどめるため、被災者の救出・救助や被害の拡大を防止するための応急措置を実施する。

都及び市は、危険物等災害時に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、市民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずる。

1 石油类等危険物貯蔵施設等の応急活動

石油类等危険物貯蔵施設等の事故が発生したときの対応措置は、次のとおりである。

機関名	対応措置
北多摩西部 消防署	関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。 また、これらの施設に対する災害応急対策は、本編 第1部 第7章「消防活動・危険物対策」及び本編 第1部 第6章「救助・救急対策」に定めるところによる。 (1) 危険物の流出あるいは爆発等のおそれがある作業や移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置 (2) 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンクの破壊等による流出、異常反応、広域拡散等の防止措置と応急対策 (3) 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災関係機関との連携活動

2 高圧ガス貯蔵施設の応急活動

高圧ガス貯蔵施設に事故が発生し、塩素ガス等の有毒ガスが漏洩した場合、当該事業所は防除活動を実施するとともに、被害の拡大を防止するため、関係機関に迅速かつ的確な通報を実施する。

安全対策の対象とするガスは「大量に貯蔵及び消費され、漏洩により隣接する市民に被害を及ぼすおそれのあるガス」（都においては、塩素ガス、アンモニア、酸化エチレン）である。

機関名	対応措置
市	<p>事故時において必要に応じ、次の措置を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 市民に対する避難指示 (2) 市民の避難誘導 (3) 避難所の開設 (4) 避難者の保護 (5) 情報提供 (6) 関係機関との連絡
都総務局	<p>都区市境周辺で漏えい事故が発生した場合においては、「高圧ガス漏えい事故発生時の通報系統」に基づき、関係機関に対し必要な連絡通報を行う。</p>
都環境局	<ol style="list-style-type: none"> 1 事故時における措置 <ul style="list-style-type: none"> ア ガス漏れ等の事故が発生した場合、当該事業所は直ちに災害の拡大防止及び被害の軽減に努める。 イ 災害が拡大するおそれがある場合、東京都高圧ガス地域防災協議会がガスの種別により指定した防災事業所に対して出動を要請し、災害拡大防止等を指示する。 2 事故時の緊急出動体制 <p>高圧ガスの事故時には、東京都高圧ガス地域防災協議会が指定する防災事業所と部会ごとに置く準防災事業所が対応する体制を整えている。</p> <p>防災事業所は、高圧ガスの移動や事業所等における事故に対し、出動要請があった場合に応援出動することを任務とし、準防災事業所は、移動時に係る事故を除き、防災事業所と同様の任務を負っている。</p>
北多摩西部消防署	<ol style="list-style-type: none"> 1 ガスの拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときは避難の指示等を行う。 2 災害時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。 3 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。 <p>また、これらの施設に対する災害応急対策については、本編 第1部 第7章「消防活動・危険物対策」及び本編 第1部 第6章「救助・救急対策」に定めるところによる。</p>
東大和警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。 2 市長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、避難の指示を行う。 3 避難区域内への車両の交通規制を行う。 4 避難路の確保及び避難誘導を行う。

3 火薬類保管施設の応急活動

火薬類保管施設等の事故が発生したときの対応措置は、次のとおりである。

なお、市及び北多摩西部消防署その他の防災機関は、高圧ガス貯蔵施設に準ずる応急措置を講じる。

機関名	対応措置
都環境局	1 関係機関には状況に応じた緊急措置等を連絡する。 2 事業所には十分な水を確保するよう指導し、水バケツ等の消火施設の強化を指示する。

4 毒物・劇物取扱施設の応急活動

毒物・劇物の飛散、漏えい等の事故が発生したときの対応措置は、次のとおりである。

なお、市は、高圧ガス貯蔵施設に準ずる措置を講じる。

機関名	対応措置
国立感染症研究所 村山庁舎	「災害・事故等発生時における対応マニュアル」に基づき、事故の状況に応じた対応措置を講じる。
都保健医療局 (多摩立川保健所、 健康安全研究 センター)	関係機関との連絡を密にし、毒物・劇物に係る災害情報の収集、伝達に努める。
北多摩西部消防署	1 有毒物質等の拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときは避難の指示等を行う。 2 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。 3 関係機関との情報連絡を行う。また、これらの施設に対する災害応急対策は、本編 第1部 第7章「消防活動・危険物対策」及び本編 第1部 第6章「救助・救急対策」により対処する。
都教育庁 市教育部	発生時の活動について、次の対策を樹立しておき、これに基づき行動するよう指導する。 (1) 発災時の任務分担、鍵の管理及び保管場所の周知 (2) 出火防止及び初期消火活動 (3) 毒物・劇物等の漏えい、流出等による危険防止 (4) 実験中における薬品容器、実験容器の転倒、落下防止及び転倒、落下等による火災等の防止 (5) 児童生徒等に対して、発災時における緊急措置に関する安全教育の徹底 (6) 被害状況の把握、情報収集及び伝達等 (7) 避難場所及び避難方法

5 放射線使用施設等の応急対策

災害や事故、テロ活動などにより、放射性同位元素(R I)又は放射線発生装置に関し、放射線障害が発生し、又は発生する可能性がある場合は、放射性同位元素等の規制に関する法律に基づき定められた基準に従い、放射性同位元素使用者等は直ちに応急の措置を講じ、原子力規制委員会に報告を行う。

放射性同位元素を使用する病院又は診療所の管理者は、地震、火災その他の災害、事故、テロ活動等により、放射線障害が発生し、又は発生する可能性がある場合は、直ちにその旨を保健所、警察署、消防署その他関係機関に通報するとともに、放射線障害の防止に努める。市及び都における各機関別の応急活動は、次のとおりである。

機関名	対応措置
市	事故時には必要に応じ調査を行い、次の措置を行う。 (1) 情報提供 (2) 関係機関との連絡 (3) 避難所の開設 (4) 避難指示 (5) 避難誘導 (6) 避難者の保護
北多摩西部消防署	R I等の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、次の各措置がとれるよう取扱者を指導する。また、消防機関は、本編第1部 第7章「消防活動・危険物対策」及び本編 第1部 第6章「救助・救急対策」により災害応急活動を行う。 (1) 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置 (2) 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置
都保健医療局 (多摩立川保健所)	R I使用病院での被害が発生した場合、その被害状況を的確に把握し、市民に対する被害を最小限にとどめるため、4人を1班とするR I管理測定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止措置、市民の不安の除去等に努める。

6 危険物輸送車両の応急対策

(1) 高圧ガス等輸送車両の応急対策

機関名	対応措置
市	事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 (1) 情報提供 (2) 関係機関との連絡 (3) 避難所の開設 (4) 避難指示 (5) 避難誘導 (6) 避難者の保護
都環境局	一般高圧ガス及び液化石油ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、これら高圧ガスを輸送する者に対して、一般高圧ガス及び液化石油ガスの移動の制限又は一時禁止等の緊急措置命令を発する。
東大和警察署	1 事故の状況把握及び都民等に対する広報 2 施設管理者等に対し、被害拡大等防止の応急措置を指示 3 関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等の措置
北多摩西部消防署	1 交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。 2 災害応急対策は、本編 第1部 第7章「消防活動・危険物対策」及び本編 第1部 第6章「救助・救急対策」により行う。

(2) 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策

機関名	対応措置
市	関係機関と連絡を密にし、必要に応じて市民に対する避難指示等の措置を実施する。
東大和警察署	事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、原子力事業者等その他の関係機関と協力して、人命救助、交通規制等必要な措置を実施する。
北多摩西部消防署	1 事故の通報を受けた旨を都総務局総合防災部等に通報する。 2 事故の状況把握に努め、事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。
都総務局	1 事故の通報を受け、直ちに市をはじめ関係機関に連絡する。 2 国への専門家の派遣要請など必要な措置を講ずる。
事業者等	1 事故発生後直ちに関係機関への通報、人命救助、立入制限等事故の状況に応じた応急の措置を実施する。 2 警察官、消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置を実施する。

第3章 その他の大規模事故対策

第1節 道路・橋りょう事故災害対策

人命の安全及び輸送の確保を図るため、関係各機関は次の安全対策を行う。また、道路管理者、交通管理者一体となった交通安全対策を推進する。

機関名	対応措置
市	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管する道路において事故が発生した場合、又はその可能性がある場合は、被害を最小限にし、交通を確保するため、事故の状況把握や応急措置・復旧体制を確保する。 2 事故の状況に応じ、都に対して現地連絡調整所の設置を要請する。 3 事故の発生により、又は発生に伴う火災の延焼など、被害の拡大により、市民の避難が必要な際は、都、警視庁、消防機関と連携し、避難先の確保や避難者の誘導などを行う。
都建設局 (北多摩北部建設事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管する道路について、大規模事故の発生を未然に防止するため、次の措置を講ずる。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 定期的な安全点検の実施及び適切な措置 (2) 事故多発箇所の施設改善 2 大規模事故が発生した場合においても、被害を最小限にするため、次の措置を講ずる。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 応急措置訓練の実施 (2) 関係機関との緊密な情報連絡体制の確保
東大和警察署	<p>事故を認知した場合、要救助者の救出救助及び避難誘導、周辺道路の交通規制等を実施し、被害の拡大防止等に努める。</p>
北多摩西部消防署	<p>事故の覚知後、災害現場の要請に基づき部隊を派遣し、必要に応じて東京 DMATと連携して救出救助活動及び救急活動を行う。</p>

第2節 ガス事故

ガス事故発生時の対応は、次のとおりである。

機関名	対応措置
武陽ガス(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 通報連絡等 通報の責任者は、当該工事現場の現場責任者とし、災害の内容に応じて武陽ガス(株)の本社、供給部並びに消防、警察、道路管理者及び沿道の住民等に連絡する。連絡の内容は、事故災害の状況・発生場所その他必要事項とする。 2 非常災害対策組織 ガス導管等の事故発生時の態勢は、あらかじめ定めた非常災害対策組織による。 3 事故時の応急措置 <ol style="list-style-type: none"> (1) 消防機関又は警察機関と緊密な連携を保ちつつ、現場の状況に応じて次の措置をとる。 <ul style="list-style-type: none"> ア 人身災害が発生したときは、直ちに医師又は消防機関に連絡し、適切な措置をとる。 イ ガス漏れい箇所付近では火気の使用を禁止し、関係者以外の者が立ち入らないような措置をとる。 ウ 状況に応じ、メーターガス栓、しゃ断装置等によりガスの供給をしゃ断する。 エ 状況に応じ、マンホール開放を行った場合は、通行者に対する安全誘導を行う。 オ 状況に応じ、個別訪問、拡声器等により、付近住民等に対する広報活動を行う。 (2) 事故の状況に応じ、応援の依頼又は特別出動の要請を行う。 (3) 復旧のための調査、連絡、修理等を行う。
北多摩西部消防署	<p>事故の覚知後、災害現場の要請に基づき部隊を派遣し、必要に応じて東京 DMATと連携して、救出救助活動及び救急活動を行う。</p>
東大和警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。 2 市長が避難の指示をすることができないと認めたとき、又は市長から要求があったときは、避難の指示を行う。 3 避難区域内への車両の交通規制を行う。 4 避難路の確保及び避難誘導を行う。
市	<ol style="list-style-type: none"> 1 事故が発生した場合、又はその可能性がある場合は、被害を最小限にするため、事故の状況把握や応急措置・復旧体制を確保する。 2 事故の状況に応じ、都に対し現地連絡調整所の設置を要請する。 3 事故の発生により、又は発生に伴う火災の延焼など、被害の拡大により、市民の避難が必要な際には、都、警察署、消防署と連携し、避難先の確保や避難者の誘導などを行う。

第3節 原子力災害対策

都内には原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設についても原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に基づく原子力事業所の事故災害に対する重点区域に含まれていない。このことから、国内の原子力施設において、原子力緊急事態が発生した場合に、市は、市民の避難等の対応を迫られるものではない。

しかし、東日本大震災での福島第一原子力発電所の事故災害の教訓から、万が一放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及んだ場合等を想定し、市民の心理的動揺や混乱をできる限り低くするような対策をとる必要があるため対策を計画するものとする。

1 情報の収集

市は、都外近隣に立地する原子力発電所や原子力事業所等で特定事象が発生した場合、国、都等から事故の発生状況、放射線量の測定情報及び拡散予測、避難対応等の情報を入手する。

2 活動体制の確保

市は、事故の状況等に応じて職員の非常配備、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等を行い、都や関係機関と密接に連携できる体制を確保する。

3 広報・問合せ対応

市は、防災行政無線、災害情報メール、ホームページ等で市民等に事故情報の提供を行うとともに、問合せ窓口を設置し、市民等からの問合せに対応する。

4 モニタリング等

市は都等と連携し、公共施設等の環境放射線量、水道水、下水道処理汚泥、廃棄物焼却灰、降下物、食品、農林農産物等の放射性物質濃度の測定を実施し、結果をホームページ等で公表する。

5 飲食物の安全対策

市は都等と連携し、市民の内部被ばくに対処するため、国の指示等に基づき、放射性物質により汚染され、又は汚染のおそれのある飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限、また、法令に基づく食品の廃棄・回収等の必要な措置を行う。

6 健康対策

市は、都及び医療機関と連携して、必要に応じて人体に係る外部被ばく線量等の測定及び簡易除染、医薬品の確保、健康相談等を実施する。

7 防護対策

市は、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから市民を防護する必要がある場合は、市民に対して屋内退避や避難指示等を行うものとする。

8 復旧対策

(1) 汚染の除去等

市は都と連携し、国の指示、法令等に基づき、所管する施設の土壌等の除染等の措置を行う。

(2) 各種制限措置等の解除

市は都と連携し、国の指示、指導又は助言に基づき、飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の各種制限措置等を解除する。

(3) 風評被害対策

市は都や国と連携し、各種モニタリング結果や放射能に関する正しい知識を、広く正確にわかりやすく広報することにより風評被害の発生を抑制する。

(4) 廃棄物等の適正な処理

市は都や国等と連携し、放射性物質に汚染された汚泥や焼却灰等の廃棄物や土壌等が適正に処理されるよう、必要な措置を講じる。

第4節 CBRNE災害対策

市は、CBRNE災害の通報があった場合、都や関係機関との初動連絡体制を確保する。

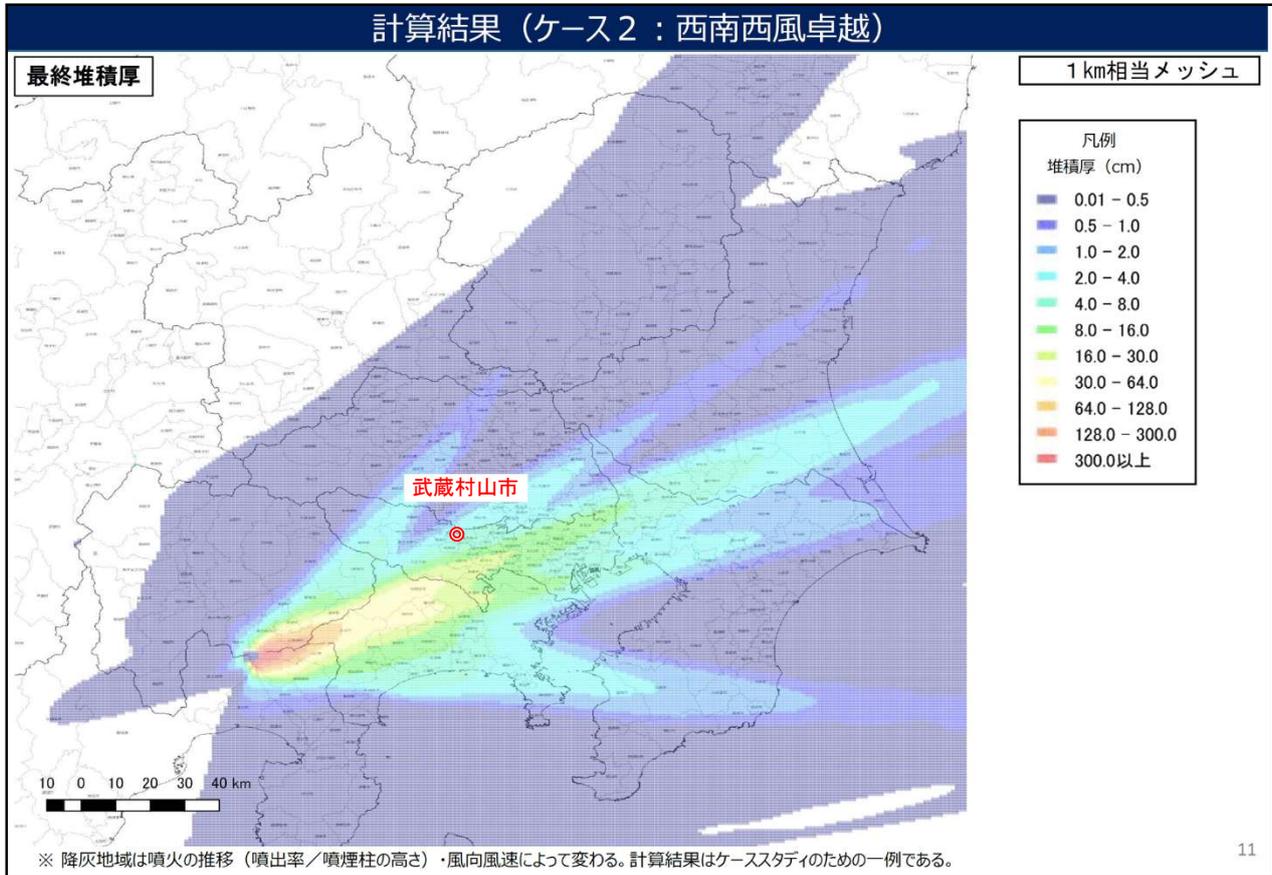
都は、医療関係機関や災害拠点病院等と連携して傷病者の適切な治療及び医療施設での二次災害防止のための体制を確保する。

多摩立川保健所は、現地調整所を設置する場合、市及び関係機関と連携して応急対策を実施する。

※ CBRNE災害とは、Chemical（化学剤）、Biological（生物剤）、Nuclear・Radiological（核・放射性物質）、Explosive（爆発物）に起因する災害のこと。

第4章 火山災害対策

富士山が大規模噴火した場合は市内でも2～8cmの降灰が予想され、降灰による健康被害や事故等が懸念される。このため、富士山等の噴火による降灰を想定し、これに対処するための対策を計画する。



降灰シミュレーション結果 (大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ報告より)

第1節 情報の収集・伝達

1 情報連絡体制

市は、富士山など市域に影響の及ぶおそれのある火山が噴火した場合、気象庁の発表する以下の3種類の降灰予報等の情報を収集する。

【降灰予報の種類と内容】

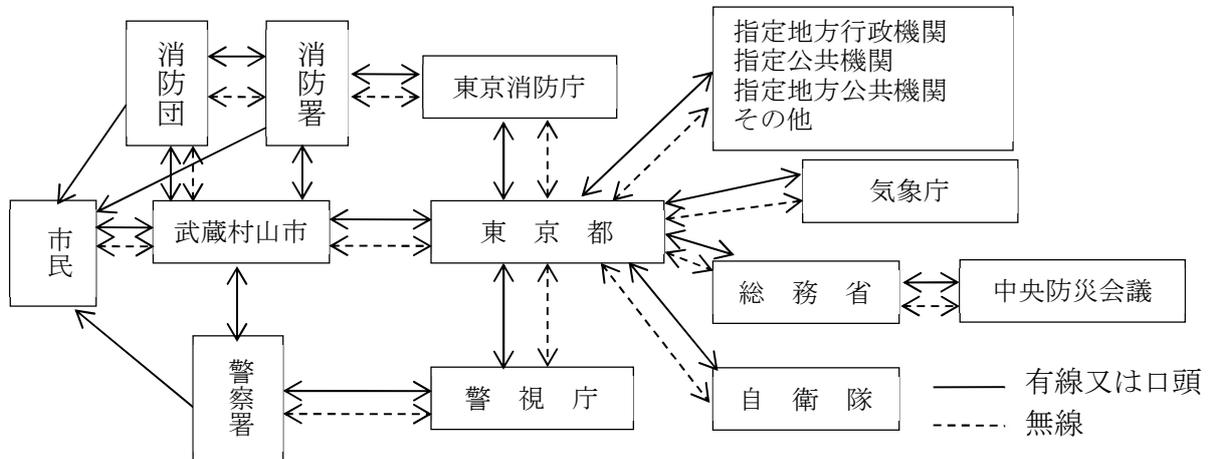
種類	内容
降灰予報 (定時)	噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合に発表 (1) 噴火の発生にかかわらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表 (2) 18時間先 (3時間ごと) までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供
降灰予報 (速報)	噴火が発生した火山に対して、直ちに発表 ・発生した噴火により、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布及び小さな噴石の落下範囲を提供
降灰予報 (詳細)	噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰量の予報を行い発表 (1) 降灰予測の結果に基づき、「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火後20～30分程度で発表

種類	内容
	(2) 噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布及び降灰開始時刻を、区市町村を明示して提供

【降灰量階級及び降灰の厚さ】

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1 mm以上
やや多量	0.1mm以上 1 mm未満
少量	0.1mm未満

なお、富士山が噴火した場合は、次の系統による情報連絡を行う。



2 降灰に関する重要な情報の伝達

市は、降灰に関する重要な情報について、気象庁、関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに管内の公共的団体、重要施設管理者、自治会、自主防災組織等に通報するとともに、警察署、消防署の協力を得て市民に周知する。

3 市民への広報・問い合わせ対応

市は、降灰予報等により、市域に降灰のおそれがある場合は、降灰の予想、外出時の注意喚起や心がけ等を、防災行政無線、災害情報メール、ホームページ等で市民等に提供する。また、状況に応じて問合せ窓口を設置し、市民等からの問合せに対応する。

4 降灰調査・報告

市は、降灰についての通報や公共施設等で降灰が確認された場合、その状況を調査して東京都に報告する。また、農作物、交通等の被害が発生した場合も被害状況を把握する。

【降灰調査の報告項目】

(1) 降灰の有無・堆積の状況	(2) 時刻・降灰の強さ	(3) 構成粒子の大きさ
(4) 構成粒子の種類・特徴等	(5) 堆積物の採取	(6) 写真撮影
(7) 降灰量・降灰の厚さ(可能な場合)		

5 被害状況等の調査報告

市及び防災関係機関は、降灰による被害の発生に際し、速やかに管内又は所管業務に関する被害状況等を迅速、的確に把握し、あらかじめ定められた伝達系統により都等へ報告する。

6 仮置き場の選定

降灰の除去が必要となる場合、市は、公有地等を対象に火山灰の一時的な仮置き場を選定する。降灰量が膨大な場合は都と調整を行う。

第2節 交通・ライフラインの応急対策

1 交通対策

警察署は、降灰時の視界不良による衝突事故やスリップ事故等を防止するため、危険箇所の表示や交通規制等に努める。

2 道路対策

降灰により、道路、その他の道路施設が被害を受けた場合、道路管理者は速やかに被害を調査し、関係機関に周知するとともに、速やかに復旧を図る。

また、市庁舎、医療機関、ライフライン施設等の応急対策の拠点となる施設を「降灰時除灰を優先する重要拠点」とし、それらと連絡する路線を「優先除灰道路」に指定して、優先的に道路降灰の除去を行う。

3 水道施設

都水道局は、降灰時に、貯水施設及び浄水施設の応急対策、復旧を速やかに実施する。

4 下水道施設

市は、降灰時に汚水、雨水の疎通に支障のないように必要な措置を講じる。

第3節 宅地等の降灰処理

宅地等に降り積もった火山灰は、次の基本方針により収集、処理を実施する。

1 住民等

宅地内等の降灰は、原則として住民及び土地所有者等が自ら除去し、市が指定する集積場所に搬出する。

2 市

(1) 降灰予報及びその他の火山情報を把握し、住民に対し家屋等の火山灰等の除去に関する啓発、情報提供を行うものとする。

(2) 家屋等に積もった火山灰等の除去は原則として所有者・管理者が実施するものとするが、市は、避難行動要支援者の世帯等について、必要に応じ近隣住民、自主防災組織、ボランティア等に対して、火山灰等の除去作業の協力を呼びかけるなど、必要な対策を行うものとする。

(3) 住民が除去した火山灰の集積場所として、適当な場所を確保するものとする。

(4) 市が指定する集積場所に搬出された宅地等の降灰の収集・運搬・処分をする。

第4節 その他の対策

1 健康対策

市は、都及び医療機関と連携して、状況に応じて健康相談等を実施する。

2 農地等の対策

市は農業協同組合等の関係団体と連携し、農地や農作物等に付着した火山灰の除去、土壌改良等の指導、支援に努める。

3 避難対策

降灰による避難の考え方は、降灰厚に応じて、命の危険度と物資調達の可否、ライフラインへの影響から、生活継続、在宅避難、避難所避難、域外避難の四段階に区分する。

市域の降灰は2～8cmと予想されているため、生活継続又は在宅避難を基本とし、ライフラインの被害状況等によって避難の可否を判断する。避難所の開設は物資供給を考慮して、優先降灰道路に近い避難所から優先的に行う。

降灰後の降雨により土砂災害の危険性が高くなる可能性があることから、市は必要に応じて避難指示等を発令し、市民を避難させる。

【避難を判断する降灰厚の目安】

区分	降灰厚	影響等	避難
ステージ1	微量以上 3cm未満	鉄道等への影響	自宅等で生活を継続
ステージ2	3cm以上 30cm未満	<ul style="list-style-type: none"> ライフラインへの影響 降灰厚が10cm以上の場合、二輪駆動車の通行不能 物資供給が困難 	在宅避難等
ステージ3			避難所等へ避難 ※大規模な降灰が生じた範囲のうち、停電、断水、物資供給困難等により避難が必要となる地域を、噴火の推移や社会的影響、火山専門家の助言等を踏まえ総合的に判断
ステージ4	30cm以上	<ul style="list-style-type: none"> 四輪駆動車の通行不能 木造建物の倒壊のおそれ 	降灰厚30cm以上が想定される影響域からの避難

※避難先は、自宅若しくは降灰に耐える近隣の堅牢な建物を原則とする。

ただし、体育館等の大スパンの大型建物は、重量物に耐えられない構造のものが多く、損壊の可能性があるため、避難する場合は注意が必要

※降灰厚30cm未満は、在宅避難を基本としつつ、ライフライン等の被害状況によって、避難の可否を判断する。

※30cmに満たなくても降灰後の土石流が想定される地域では、命の危険があるため、避難が必要

第5章 複合災害への対応

同種あるいは異種の災害が同時又は時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化や広域化、長期化等が懸念される。このため、こうした状況も念頭に置きながら、災害発生後の応急・復旧対策を実施する必要がある。

第1節 想定しうる複合災害

東京都では、令和4年5月に公表した「首都直下地震等による東京の被害想定 報告書」において、大規模風水害や火山噴火、感染拡大などとの複合災害発生時に起きうる事象を、以下のように整理している。

【東京都の地震被害想定で想定した主な複合災害】

風水害	<ul style="list-style-type: none"> 地震動や液状化により堤防や護岸施設が損傷した箇所から浸水被害が拡大 梅雨期や台風シーズンなど、降水量が多い時期に地震が発生した場合、避難所等を含む生活空間に浸水被害が発生
火山噴火	<ul style="list-style-type: none"> 数cmの降灰でも交通支障が発生し、救出救助活動や物資、燃料の搬送、がれきの撤去などの応急対策や復旧作業が困難化 火山灰が除去される前に地震が発生すると、降灰荷重により建物被害が激甚化
感染拡大	<ul style="list-style-type: none"> 多くの住民が避難する中で、感染症や食中毒が発生した場合、避難者間で集団感染が発生 救出救助活動や避難者の受入れ等において感染防止対策が必要となり、活動に時間がかかる可能性

第2節 複合災害に備え留意すべき事項

先発災害発生時における被害状況等を踏まえ、第2編「災害予防計画」及び第3編「災害応急復旧計画」で掲げる各種施策を確実に進めつつ、後発災害に伴う影響なども念頭に置き、以下の点に留意する必要がある。

1 留意事項

- (1) 自分の命は自分で守る視点から、複合災害に対する普及啓発を図り、自助・共助の取組を促進
- (2) 都市基盤施設の整備・耐震化など、防災・減災対策の加速化
- (3) 様々なシナリオを想定した、BCPの策定、訓練の繰り返し実施・検証
- (4) 避難先の更なる確保、在宅避難・自主避難など分散避難の推進
- (5) 夏季発災時における熱中症対策 等

2 大規模自然災害が連続するケース

- (1) 先発災害から後発災害へのシームレスな対処計画の策定、受援応援体制の強化
- (2) 後発災害のリスクや被害状況等を踏まえた被災者の移送等の検討
- (3) 後発災害による被害の拡大に伴う避難の長期化を要因とした災害関連死抑止への対応 等

3 感染拡大と大規模自然災害のケース

- (1) 災害ボランティアやエッセンシャルワーカーの行動制約下における体制の確保
- (2) 避難所における感染拡大による災害関連死抑止への対応 等

